

農林水産施策の概要

(平成20年度)

平成20年4月

島根県農林水産部

目 次

【農林水産施策の基本方向について】

・農林水産施策の基本方向 -----	1
・農林水産分野連携・共通施策の基本方向について -----	2
・農業施策の基本方向について -----	3
・森林・林業施策の基本方向について -----	5
・水産業施策の基本方向について -----	7

【島根県総合発展計画「政策・施策」体系（農林水産部関係抜粋）】 --	8
------------------------------------	---

【各課事業概要】

・農林水産総務課 -----	13
・農業経営課 -----	14
・農畜産振興課 -----	22
・しまねブランド推進課 -----	45
・農村整備課 -----	49
・農地整備課 -----	55
・林業課 -----	63
・森林整備課 -----	74
・水産課 -----	84
・漁港漁場整備課 -----	92

【参考】

・平成20年度当初予算 -----	98
・平成15～20年度当初予算の推移 -----	102
・審議会等一覧 -----	107

【農林水産施策の基本方向について】

1. 農林水産施策の基本方向

島根県では、おおむね10年後の農林水産業・農山漁村の将来像と当面4年間における戦略的行動計画を、H19年3月に「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」として取りまとめた。

計画は、島根の農林漁業者の一人ひとりが、将来に向け希望と誇りを持って農林水産業に取り組み、だれもがそこに住み、訪れることで喜びを感じることでできる農山漁村づくりを目指して、また県民に農林水産業・農山漁村の役割を理解していただき、計画推進の主体として参画していただきたいとの思いも込めて策定した。

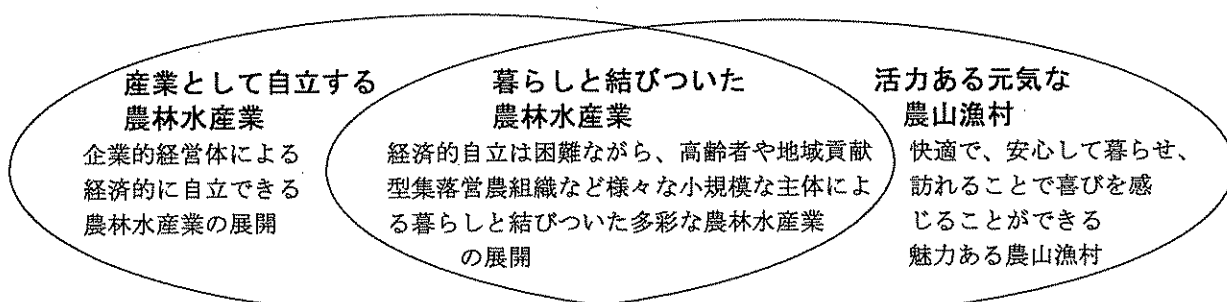
本年度はその取組の初年度にあたり、以下の基本的な考え方・方向により、施策を展開する。

1 基本的な考え方

- 平成20年度予算編成にあたっては「持続的に発展する島根の農林水産業・農山漁村の実現」を基本目標に、「施策の選択と集中」を徹底。
- 地方分権の流れを踏まえ、市町村の主体性の確保に努めるとともに、地域の創意工夫を活かし、地域の実情に即した事業を展開。

2 施策の展開方向

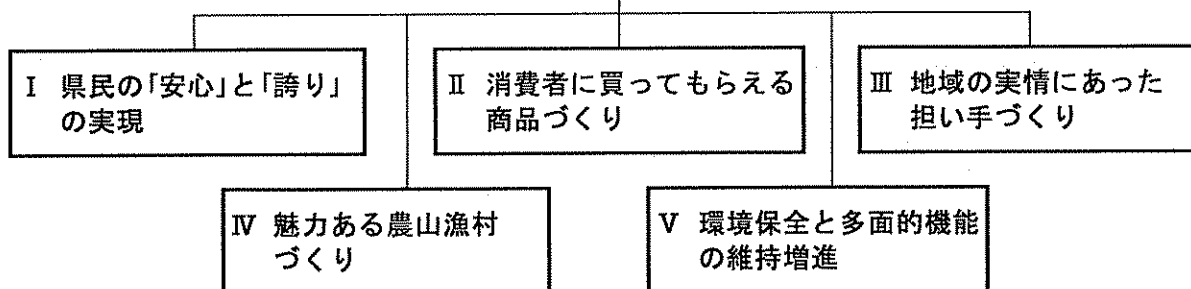
島根の農林水産業・農山漁村が目指すべき将来像



持続的に発展する島根の農林水産業・農山漁村の実現

—地域の創意工夫を多様な主体の参画・協働による展開—

施策展開の基本方向



H20重点施策

- 売れるものづくり(産地づくり)・流通販売対策の推進
- 産業及び地域の担い手の育成・確保の推進
- 県民の安全・安心の確保の推進
- 地球温暖化防止等環境を保全する施策の推進

農林水産分野連携・共通施策の基本方向について

社会・経済状況が大きく変化する中において、島根の農林水産業・農山漁村の持続的な発展を目指すためには、価値観の多様化、「食」や「環境」問題への対応など、農業、林業、水産業の各分野の枠を越えた、1次産業全体で総合的に対応する視点が必要である。

このため、当面の戦略として、「食」に関する安全・安心を提供する仕組みづくりを進め、これをベースにした地域産品のブランド化に取り組む。また、こうした地域資源を守り、育てていくためには、消費者や生産者、関連事業者等が緊密に連携する関係を築き、県民が一体となって取り組むことが必要であることから、その体制整備についても並行して推進する。

1 県民の「安心」と「誇り」の実現

消費者の食の安全に対する信頼を回復し、安心して県内産の農林水産物を購入できるよう、県が中心となって安全な産品を認証する制度を創設するなど、生産段階での安全確保と消費者自身が安全を確認できる仕組み等の構築を推進する。

また、多くの消費者は、食料、木材の安定供給や水源涵養、文化伝承といった農林水産業や農山漁村の多面的機能を知る機会が少ないのが現状であることから、農林水産業と農山漁村の役割について、県民一人ひとりが再認識し、関心を持ち、社会全体で守り育む気運と誇りの醸成を図る。

【主な取組内容】

- 安全・安心認証制度の構築
- 小売店等での生産履歴開示など消費者への情報提供の仕組みづくり
- 対象を明確にした普及啓発活動による農林水産サポーターづくり

2 消費者に買ってもらえる商品づくり

(1) 多様な流通・販売の促進

地産地消や生産者と流通関係者とのマッチング、大都市圏での販売チャネルの開拓等を推進し、県内外の流通・販売体制の強化を進める。また、台湾を中心とした東アジアへの輸出拡大を図るため、輸出者の育成や組織化を誘導するとともに、観光分野との一体的売り込みなどにより輸出産品の商品力向上を図る。

【主な取組内容】

- 県内産品の県内小売店等への供給量の拡大
- 県内外における異業種交流の場づくり、県産品のファンづくりの推進
- 観光分野や地域産業との連携等による輸出産品の商品力の向上

(2) 地域ブランドの確立

地域の特色ある多彩な産品について、農林水産業関係者が販路拡大やPRなど一体的に取り組みを展開するとともに、流通の一元化や観光産業との連携を強化し、地域団体商標の登録など地域ブランドの確立を進める。

【主な取組内容】

- 消費者等ニーズ調査に基づく販売戦略構築やPR・販促活動の一体的実施
- 地域団体商標の登録

3 環境保全と多面的機能の維持増進

農山漁村は、過疎・高齢化の進展により地域を守る担い手が不足し、荒廃森林や耕作放棄地の増加など環境の悪化が懸念されていることから、地域や県民等との協働により、森林・農地・海をつなぐ水系の保全活動を推進し、農山漁村の有する多面的な機能の維持・保全を図る。

【主な取組内容】

- 海浜清掃や植栽・間伐材利用など地域、関係者一体となった保全活動の推進

農業施策の基本方向について

地域の実情に即した担い手の育成や、消費者ニーズを敏感につかみ、安全・安心な農畜産物を安定的に生産、供給できる体制の強化、地域資源の適正な保全、利活用ができるしくみづくりや、都市農村交流の促進など、農業者が、将来に向け希望と誇りを持って取り組める農業の確立と快適で安心して暮らせ、訪れることで喜びを感じることができる魅力ある農村づくりを進める。

1 水田農業の新たな展開

国においては、米政策の見直しにより飼料用米などの新規需要米を転作作物として導入することが決定され、併せて「水田経営所得安定対策（H19 品目横断的経営安定対策）」における担い手についても市町村特認制度が導入されるなど、地域の実情に即した取り組みが可能となった。

こうした国の農政の見直し等を踏まえ、水田に水稻をはじめ、転作作物が全面に作付けされ、農地を農地として有効に活用していくため、特色ある米づくりの一層の推進、麦・大豆や園芸作物等の転作作物の定着化、地域水田農業ビジョンに位置付けられた担い手の育成、転作作物として新規需要米（飼料用米・バイオ米）作付けに向けての検討などを重点的に推進する。

【主な取組内容】

- 環境を守る米づくりの推進
- 新規需要米の生産実証、加工・流通体制の構築

2 消費者に買ってもらえる商品づくり

島根の農業は、輸入農産物等の増加による国内外の産地間競争の激化や価格の低迷、生産者の高齢化による担い手不足など、様々な問題を抱えており、地域の特色を活かした競争力のある産地づくりや加工による付加価値の向上を消費者視点に立って進めていくことが必要である。

特に、安全・安心で高品質な農産物へのニーズは強く、環境との調和に配慮したエコロジー農産物や特別栽培農産物の生産や市場価値の高いしまね和牛などの生産が望まれている。

このため、多様な消費者ニーズに対応した生産を推進するとともに、環境負荷軽減など、新たな社会的要望にも配慮した生産に努め、競争力のある産地育成を目指す。

【主な取組内容】

- 地域の特色ある米の生産・販売の拡大
- 「きぬむすめ」の生産・販売拡大
- 園芸品目における契約取引等安定的取引を推進するための生産体制強化
- 能力の高い種雄牛の造成と繁殖雌牛の系統整備
- 耕畜連携による自給飼料生産、放牧等地域の特色を活かした生産支援

3 地域の実情にあった担い手づくり

(1) 産業として自立する担い手の確保・育成

県及び地域の担い手育成総合支援協議会を中心に新規就農者、農業参入企業、認定農業者、集落営農組織（特定農業法人・団体）の数の確保を図るとともに、地域の創意工夫による担い手へのフォローアップを強化することにより、産業として自立する担い手を育成する。また、担い手への農地集積や生産性の高い農業経営を実現するため、必要な基盤の整備を進める。

【主な取組内容】

- 担い手育成総合支援協議会を核とした担い手サポート体制の整備
- 担い手への面的農用地利用調整機能の整備
- 認定農業者、特定農業法人等の規模拡大、経営の多角化等の支援
- 水田経営所得安定対策（H19 品目横断的経営安定対策）への加入促進

■安定的な担い手確保育成に必要な基盤整備の推進

(2) 地域を守る担い手の確保・育成

担い手不在集落等における営農意欲の低下やそれに伴う農地の荒廃に対応するため、JA支店や市町村公社、地域担い手育成総合支援協議会などの既存組織に農用地のコーディネート機能を付加するなど、地域の農地を守る仕組みづくりを進める。また、地域の話し合いを活発化させ集落営農組織の確保・育成を更に強力に推進する。

【主な取組内容】

- 担い手不在地域における集落営農の育成支援

4 魅力ある農山村づくり

(1) いきいきと暮らすための仕組みづくり

中山間地域を中心に、いわゆる「限界集落」が散在しており、生産活動はもとより、地域社会の維持存続すら困難な地域も見られる。

このため、集落営農組織が中心となって地域を支える仕組みを構築するとともに、環境・福祉・文化など総合的な地域対策と連携して、住民主体の自立的かつ広域的な地域コミュニティの再編強化を支援するなど、安心して、いきいきと暮らせる地域づくりを推進する。

【主な取組内容】

- 地域貢献型集落営農組織の育成
- 地域資源の維持保全活動を通じた地域ぐるみで支え合う仕組みづくり

(2) 地域資源を活かした農山村の活性化

国民の価値観が多様化する中で、都市住民の農山村への関心の高まりに対応するため、豊かな自然や伝統文化など、特色ある地域資源を活かして、グリーンツーリズムなどによる都市住民との交流活動を促進する。

【主な取組内容】

- 地域資源を活かした体験活動等による都市・農村交流の促進

(3) 安全・快適に暮らせる農山村の活性化

安全・安心で快適に暮らせる農山村地域の環境整備を図るため、地すべり対策や道路網や集落排水施設をはじめとする生活環境の整備を進めるとともに、組織的かつ広域的な有害鳥獣対策を推進する。

【主な取組内容】

- 上・下水道や情報基盤、道路網の整備
- 有害鳥獣被害防止施設等の整備

5 環境保全と多面的機能の維持増進

農業生産活動及び農産物の流通・消費活動の中で、環境への負荷軽減と資源循環利用の促進を図るとともに、将来にわたって健全な県土保全につながる農業の展開を県民理解の下に推進する。

【主な取組内容】

- 「環境を守る農業宣言」による県民運動の推進
- エコファーマー、有機農業実践者等の『環境農業』の担い手育成
- 環境負荷軽減技術の開発と普及推進
- 未利用資源の活用による資源循環型農業の推進

森林・林業施策の基本方向について

持続可能な林業経営の実現と森林の多面的機能を発揮させるためには、林業・木材産業関係者が主体となり、需要に応じた木材を供給する仕組みづくりを進め、木を伐って、使って、植える、林業システムの循環を実現する必要がある。

一方、経済的な利用を行うことが困難な森林もあることから、森林・林業の大切さについて、広く県民の理解を得つつ、社会全体で支える気運を醸成していくことが重要。

森林・林業戦略プランにおいては、しまねの「緑豊かな森」を未来に引き継ぐため、「木や森を使う」視点にウエイトをおき具体的な施策を展開する。

1 消費者に買ってもらえる商品づくり

(1) いつでも木材を安定供給できる森林づくり～森林施業・経営の集約化～

県内の人工林は順次利用期を迎え、国産材需要にも回復の兆しがある。

しかし、山元では作業規模が小規模かつ分散的で生産効率が低いため需要者ニーズに応じた定時・定量の木材供給ができない状況にある。

需要に応えるためには、資源情報や需要情報を的確に把握したうえで販売活動を強化する。さらに、森林所有規模が零細であること、生産が分散的に行われていることを踏まえ、森林施業・経営の集約化（生産団地）を推進し安定供給を目指す。

この取組を森林組合等の林業事業体が主体となって推進し、木材生産による収益を森林所有者に還元することで、林業の循環システムを構築する。

【主な取組内容】

- 原木の定時・定量供給のための施業・経営の集約化と生産コスト低減
- 大口供給者と連携した原木供給基盤の拡大 など

(2) 需要者の声に応える原木流通の仕組みづくり ～原木流通の効率化～

県内の木材生産及び流通体制は小規模であり、特に流通は多段階でコストが割高になりやすく一定品質、定時、定量等の需要者ニーズに応じにくい状況にある。

その中で、本県の針葉樹合板工場への原木供給においては、定時・定量の需要に応え、県産木材を山元から直接合板工場に供給が行われている。

今後、この取組をモデルとして、流通コストを削減し、定時・定量で需要者ととどけるため、出荷協定等による相対取引、直接販売など流通方法の多様化を推進する。また、事業者間での連携や県境を越えた広域連携等による柔軟な流通体制を整備する。さらに、品質の揃った商品を需要者に提供する原木市場の機能を維持しながら、需要に応じて山元から加工施設へ直送する配送機能や需要情報の提供など、効率的な原木流通体制の整備を図る。

【主な取組内容】

- 相対取引、直接販売の推進 など

(3) 確かな品揃えができる製品づくり ～木材需要拡大～

需要者ニーズは定時、定量かつ低価格で品質性能の明確な製品の提供が求められている。県内の加工施設は小規模で製材コストが高く、乾燥材等を十分に供給できないため、地元工務店や大手ハウスメーカー等のニーズに応じきれない現状にある。

需要に応えるためには、乾燥材供給力を高めるとともに、加工施設の分業化や協業化により製材コストの低減と供給ロットの拡大を図り、安定的で低価格な製品の供給体制を整備する。

さらに、消費者ニーズは、価格や強度を優先する傾向にあるが、本物志向や健康などの安心を求める動きもある。このため、多様化した消費者ニーズに対応する高付加価値化や販売戦略の強化を図る。

【主な取組内容】

- 乾燥材供給をはじめとする品質性能の明確な製品づくりの推進
- 県内需要者・消費者などターゲットに応じた戦略的販売 など

2 地域の実情にあった担い手づくり

森林を適切に維持・管理しながら森林の公益的な機能を十分に発揮させる

とともに、林業生産活動を活発にしていくため、森林組合を中心とした森林管理の体制づくりを推進する。

また、国産材の需要が高まる傾向のなか、林業の中心的担い手である森林組合などの林業事業体はその経営基盤を強化するとともに、新たな雇用者の確保と定着、さらに、木材生産に対応できる高度な技術者を育成する。

【主な取組内容】

- 森林組合を中心とした林業サイクル循環のための森林整備体制構築
- 林業労働力確保支援センターによる木材生産技術者の養成 など

3 魅力ある農山村づくり

県民の安全で安心できる生活を確保することは、県としての基本的な責務。森林の持つ公益的機能を確保するため、保安林の適切な管理と局地的な豪雨等で発生する山地災害の未然防止を図る。具体的には、本数調整伐(間伐)、樹下植栽によって保安林内の荒廃森林を整備する。また、土石流や山崩れの危険性がある地区に重点的に防災工事を実施するとともに、山崩れ発生予知施設(雨量計)を活用した避難・連絡体制を整備するなど、ソフト面との連携を通じた効果的な治山対策を行う。

また、山村の過疎化、高齢化に伴う狩猟による捕獲量の減少等を背景として野生鳥獣による農林業被害が深刻化しており、被害の発生状況や地域の実情を踏まえつつ、農林業者、地域住民、関係機関等が密接に連携・協力して、的確かつ効率的な鳥獣被害対策を推進する。

【主な取組内容】

- 鳥獣被害に対する集落ぐるみでの取組支援 など

4 環境保全と多面的機能の維持増進

(1) 環境に貢献できる木質バイオマス利用体制づくり

～木質バイオマス利用促進～

再生可能で環境への負担の少ない木質バイオマスの利用を進めることは、森林の循環利用を促進するとともに木材利用への県民意識を醸成するうえでも有効。

本県の木質バイオマスの利用状況は、製材系残材は8割が利用されているが、チップ化などの付加価値の高い利用は限定的。また、林地系残材は搬出経費がかさむことから、ほとんど利用されていない状況にある。

このため、製材系残材をチップ化するため、地域単位で集積・保管して定量供給する体制整備を進めるとともに、林地系残材は、運搬・集荷の低コスト化による利用を検討する。

さらに、竹材・広葉樹などの未利用資源の有効利用を図るとともに、地域資源活用のモデル地域づくりを推進する。

【主な取組内容】

- 木質バイオマス資源の安定供給 など

(2) 県民が森林を支える環づくり ～ 県民の理解・参加 ～

森林は、県民共有の財産であり、県民全体で支える必要がある。その中で、平成17年度に「水と緑の森づくり税」が創設され、県民総参加の森づくりが始まったが、県民の森林・林業に対する理解は十分ではない状況にある。

森林の持つ多面的機能を発揮させていくため、森林・林業や木材利用の意義について、広く県民の理解を得つつ、社会全体で支える気運をさらに醸成していくことが重要。

近年、NPO等や企業の社会的責任活動の一環としての森林づくり活動など、森林に対する社会全体の関心は一定の進展が見られる。今後、こうした動きを一層促進するため、「水と緑の森づくり事業」の活用や企業の社会的責任活動との連携を進めるとともに、緑の少年団の緑化活動やNPO等の森林ボランティア活動との協働による森づくりなどの取組を進める。

【主な取組内容】

- 県民の森づくり活動推進のため人と活動フィールド仲介機能の強化
- 森林・林業・木材利用への県民理解促進 など

水産業施策の基本方向について

豊かな海域や湖、河川を有する本県は古くから水産業が盛んに営まれ、豊かな食文化を育み、県勢の発展を支えてきた。漁業関係者との協働により、漁業経営の安定を図り、安全で安心な水産物を安定供給する責任を果たし、県民の支持を得る地域産業として、本県の水産業を永続的、安定的に発展させていくことを目指す。

1 消費者に買ってもらえる商品づくり

近年の燃油の高騰や資源の悪化、魚価の低迷など漁業経営を巡る環境は決して良好とは言えない。しかし、本県には高鮮度化・高品質化、あるいは新たな市場の開拓により魚価の向上が期待される水産物は多く存在している。そのため、消費者ニーズにあった高品質な商品づくりをめざし、販売戦略構築のための調査・研究・マーケティングにより魚価を向上させることにより漁業経営の安定・改善を図る。

【主な取組内容】

- 販売戦略の策定
- 意欲的な取組主体、人材の育成
- 漁協の販売力強化の支援
- 漁業者等が積極的に取り組む地域プロジェクトへの支援、指導

2 地域の実情にあった担い手づくり

漁業就業者数の減少傾向が続く中で、特に若い漁業者の減少と高齢者の増加が深刻な問題となっている。また、主たる生産資本である漁船についても高船齢化が進行し、代船の取得に危機感が持たれている。そのため、沿岸漁業対策としてはI・Uターン者等の新規就業者への支援と定着の促進を図ることや、意欲のある担い手への支援を強化する。

また、基幹漁業の対策としては持続可能な漁業経営体を目指す構造改革を推進します。

【主な取組内容】

- 新規就業者の受け入れ態勢の整備と定着化
- 儲かる漁業のモデルを提示し、意欲と能力のある担い手への支援
- モデル地域での漁業経営改善計画の策定と成果の全県への普及
- 浜田地区における沖底、まき網漁業を対象とした構造改革
- 隠岐地区におけるまき網漁業等を対象とした構造改革

3 水産資源の維持培養

本県の漁獲量は10万トン前後で推移し比較的安定しているが、以前の漁獲量に比べればかなり低い状態にある。そのため「資源管理」「栽培漁業」「漁場造成」を一体的に推進することにより、水産資源の増大を図る。また、宍道湖・中海においては、「中海・宍道湖維持再生構想」を効率的に推進する。さらに、内水面漁業においては、「しまねの鮎づくりプラン」を推進し、豊かなアユ資源の保持と河川環境の保全に向けた取組の強化を図る。

【主な取り組み内容】

- 資源回復を図るための計画の策定と実践
- 重要魚種の種苗生産、放流、効果調査
- 特産的な魚種に対応した漁場の造成
- 宍道湖・中海の水産資源の回復と漁場環境の保全
- しまねのアユの里づくりの推進

【島根県総合発展計画「政策・施策」体系（農林水産部関係抜粋）】

島根総合発展計画「政策・施策」体系（農林水産部関係抜粋）

基本目標Ⅰ 活力あるしまね

政策・施策・事務事業名		所管所属
基本目標Ⅰ 活力あるしまね		
政策1 ものづくり・IT産業の振興		
I-1-1	県内企業の経営・技術革新の支援	
	中海水中貯木場管理運営	林業課
政策2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
I-2-1	売れる農林水産品・加工品づくり	
	農林水産関係振興プラン等の進行管理事務	農林水産総務課
	農林水産試験研究推進事業	農林水産総務課
	農業技術センター試験研究費	農業経営課
	農業技術センター加工研究部試験研究費	農業経営課
	農業改良普及事業	農業経営課
	中海干拓営農センター業務	農業経営課
	売れる米づくり推進事業	農畜産振興課
	しまね麦・大豆等安定供給推進事業	農畜産振興課
	米の計画的生産推進事業	農畜産振興課
	経営構造対策事業	農畜産振興課
	農業競争力強化対策事業	農畜産振興課
	農林水産振興がらがる地域応援総合事業	農畜産振興課
	特定農山村振興対策事業	農畜産振興課
	園芸振興県推進事業	農畜産振興課
	肉用牛規模拡大対策事業	農畜産振興課
	種雄牛選抜事業	農畜産振興課
	繁殖雌牛群整備事業	農畜産振興課
	高能力乳用牛作出事業	農畜産振興課
	畜産公共事業	農畜産振興課
	自給飼料増産対策事業	農畜産振興課
	畜産技術センター研究費	農畜産振興課
	キラリと光る環境を守る米づくり事業	農畜産振興課
	キラリと光る環境農業を支援する流通販売対策事業	農畜産振興課
	たち上がる産地育成支援事業	農畜産振興課
	野菜価格安定対策事業	農畜産振興課
	農作物気象災害対策事業	農畜産振興課
	農作業安全推進事業	農畜産振興課
	畜産経営体支援指導事業	農畜産振興課
	肉用牛価格安定対策事業	農畜産振興課
	中小家畜対策事業	農畜産振興課
	農業農村整備事業管理	農村整備課
	用排水施設等整備事業	農地整備課
	地域の農業振興に資する農道の整備事業	農地整備課
	国営中海土地改良事業関係事務	農地整備課
	淡水化代替水源対策事業	農地整備課
	国営事業完了地区等対策促進事業	農地整備課
	国営造成施設管理事業	農地整備課
	特定中山間保全整備事業関係事務	農地整備課
	森林整備地域活動交付金事業	林業課
	流域森林・林業活性化対策事業	林業課
	林業公社支援事業	林業課
	木材生産流通体制整備促進事業	林業課
	林業・木材産業制度資金融資事業	林業課
	林業普及指導事業	林業課
	中山間地域の農林試験研究推進事業	林業課
	木材高品質加工体制整備事業	林業課
	山の幸づくり振興対策事業	林業課
	県有林整備事業	林業課
	県行造林事業	林業課
	農林水産振興がらがる地域応援総合事業	林業課
	森林計画樹立事業	森林整備課
	市町村森林整備計画の樹立支援事業	森林整備課

島根総合発展計画「政策・施策」体系（農林水産部関係抜粋）

基本目標Ⅰ 活力あるしまね

政策・施策・事務事業名		所管所属
	森林資源情報の更新・管理事業	森林整備課
	造林事業	森林整備課
	未整備森林緊急公的整備導入モデル事業	森林整備課
	林業種苗供給事業	森林整備課
	木材生産団地化推進対策事業	森林整備課
	農林水産振興がんばる地域応援総合事業(木材生産団地化推進対策)	森林整備課
	森林保険事業	森林整備課
	県・市町村林道事業	森林整備課
	広域基幹林道事業	森林整備課
	栽培漁業事業化総合推進事業	水産課
	栽培漁業種苗生産事業	水産課
	新規栽培対象技術開発事業	水産課
	宍道湖・中海水産資源維持再生事業	水産課
	高付加価値技術開発事業	水産課
	資源管理技術開発事業	水産課
	増養殖試験研究事業	水産課
	普及指導体制強化事業	水産課
	水産業情報提供事業	水産課
	農林水産振興がんばる地域応援総合事業(水産分)	水産課
	漁港整備事業	漁港漁場整備課
	漁港管理	漁港漁場整備課
	漁場整備事業	漁港漁場整備課
I-2-2 県産品の販路開拓・拡大の支援		
	島根材需要拡大促進事業	林業課
	売れる水産物づくり推進プロジェクト	水産課
	県産品販路拡大事業	しまねブランド推進課
	地産地消推進事業	しまねブランド推進課
	しまね農林水産物輸出関連対策事業	しまねブランド推進課
I-2-3 農林水産業の担い手の確保・育成		
	農地利用集積の促進事業	農業経営課
	企業参入促進事業	農業経営課
	農業制度資金融資事業	農業経営課
	農業制度資金融資事業(特別会計)	農業経営課
	農業共済団体指導事業	農業経営課
	農業協同組合等指導事業	農業経営課
	公益法人に関する事務	農業経営課
	農業共同利用施設災害復旧事業に関する事務	農業経営課
	農業者年金等監査指導事業	農業経営課
	新規就農者確保事業	農業経営課
	新規就農者確保事業(特別会計)	農業経営課
	就農促進活動事業	農業経営課
	担い手総合支援事業	農業経営課
	農業大学校における教育研修	農業経営課
	中核的農業者資質向上事業	農業経営課
	青年農業者の資質向上事業	農業経営課
	農業振興地域の整備促進	農業経営課
	農地利用関係の調整・調査	農業経営課
	農業委員会・農業会議運営支援事業	農業経営課
	農地利用集積推進対策事業	農業経営課
	自作農財産管理事務	農業経営課
	担い手の育成に資する基盤整備の推進	農村整備課
	林業担い手育成確保対策事業	林業課
	森林組合育成事業	林業課
	新規就業者確保・育成事業	水産課
	新規就業者融資対策事業	水産課
	漁業担い手育成強化事業	水産課
	漁場利用調整事業	水産課
	漁業秩序維持管理事務	水産課

島根総合発展計画「政策・施策」体系（農林水産部関係抜粋）

基本目標Ⅰ 活力あるしまね

政策・施策・事務事業名		所管所属
	漁獲管理事業	水産課
	資源管理型漁業推進事業	水産課
	合併漁協財務改善対策事業	水産課
	水協法に基づく指導・監督事務	水産課
	水産業融資対策事業	水産課
	漁業共済推進事業	水産課
	漁場油濁救済事業	水産課
	基幹漁業支援事業	水産課
	漁業経営構造改善推進事業	水産課
	離島漁業再生支援事業	水産課
	漁業無線管理運営事業	水産課
	国際漁業対策事業	水産課
	漁業用燃油使用効率化推進事業	水産課
	農林水産業協同組合検査事務	農林水産総務課
政策6	産業基盤の維持・整備	
	I-6-1 情報通信基盤の整備促進	
	地域公共ネットワーク整備事業(農村地域)	農村整備課

島根総合発展計画「政策・施策」体系（農林水産部関係抜粋）

基本目標Ⅱ 安心して暮らせるしまね

政策・施策・事務事業名		所管所属
基本目標Ⅱ 安心して暮らせるしまね		
政策1 安全対策の推進		
Ⅱ-1-7 災害に強い県土づくり		
地すべり対策事業		農地整備課
地すべり防止施設管理事務		農地整備課
農地・農業用施設災害復旧事業		農地整備課
ため池等整備事業		農地整備課
防災ダム管理及び保守事務		農地整備課
沿山施設事業		森林整備課
地すべり防止事業		森林整備課
災害復旧事業		森林整備課
漁港海岸保全事業		漁港漁場整備課
災害復旧事業		漁港漁場整備課
Ⅱ-1-8 食の安全の確保		
「しまねの農産物」安全・安心システム推進事業		農畜産振興課
土壌環境対策事業		農畜産振興課
農業環境対策事業		農畜産振興課
食品流通対策事業		農畜産振興課
家畜衛生推進事業		農畜産振興課
家畜伝染病予防事業		農畜産振興課
BSE検査体制確立事業		農畜産振興課
飼料の安全性確保及び品質の改善に関する事務		農畜産振興課
しまねスクスク安心きのこ産地づくり事業		林業課
水産物衛生・安全対策事業		水産課
政策5 生活基盤の維持・確保		
Ⅱ-5-1 道路網の整備と維持管理		
広域営農団地農道整備事業		農地整備課
広域ネットワークの形成に資する漁港臨港道路整備事業		漁港漁場整備課
Ⅱ-5-4 都市・農山漁村空間の保全・整備		
中山間地域等直接支払事業		農業経営課
農村地域の定住条件の整備事業		農村整備課
野生鳥獣被害対策事業		森林整備課
Ⅱ-5-5 居住環境づくり		
農業集落排水施設の整備事業		農村整備課
漁村環境整備事業		漁港漁場整備課
Ⅱ-5-6 地域コミュニティの維持・再生		
地域貢献型集落営農確保・育成事業		農業経営課
農地・水・環境保全向上対策		農村整備課

島根総合発展計画「政策・施策」体系（農林水産部関係抜粋）

基本目標Ⅲ 心豊かなしまね

政策・施策・事務事業名		所管所属
基本目標Ⅲ 心豊かなしまね		
政策4 自然環境、文化・歴史の保全と活用		
Ⅲ-4-1 多様な自然の保全		
	中山間ふるさと水と土基金事業	農村整備課
	県民参加による森づくり事業	林業課
	緑化推進事業	林業課
	水と緑の森づくり事業	林業課
	地球温暖化防止のための森林による二酸化炭素吸収量の確保	森林整備課
	森林病害虫等防除事業	森林整備課
	保安林整備管理事業	森林整備課
	林地開発許可事務	森林整備課
	野生鳥獣保護対策事業	森林整備課
	水と緑の森づくり事業	森林整備課
Ⅲ-4-2 自然とのふれあいの推進		
	花ふれあい公園事業	農畜産振興課
	宍道湖自然館管理運営事務	水産課
Ⅲ-4-5 環境保全の推進		
	バイオマス利活用推進事業	農林水産総務課
	人と環境にやさしい農業推進事業	農畜産振興課
	農地・水環境保全向上対策営農活動支援事業	農畜産振興課
	しまね有機の里づくり事業	農畜産振興課
	キラリと光る環境を守る農業宣言推進事業	農畜産振興課
	資源循環対策推進事業	農畜産振興課
	資源循環型畜産確立対策推進指導事業	農畜産振興課
	木質バイオマス資源利用促進事業	林業課

【各課事業概要】

・農林水産総務課	13
・農業経営課	14
・農畜産振興課	22
・しまねブランド推進課	45
・農村整備課	49
・農地整備課	55
・林業課	63
・森林整備課	74
・水産課	84
・漁港漁場整備課	92

総合	基本目標	Ⅲ 心豊かなしまね		
発展	政策名	4 自然環境、文化・歴史の保全と活用		
計画	施策名	5 環境保全の推進		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
バイオマス利活用推進事業		602千円	バイオマスの利活用を推進するため、島根県バイオマス利活用推進協議会の運営、普及啓発活動、情報の収集・発信を行なう。	県

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		企業参入・連携支援事業
<p>1 趣旨</p> <p>地域農業全体での所得向上や活性化を図るためには、資本力や経営力を有する企業の農業参入を促しながら、農産物の生産から最終消費者に届くまでの一連の流れを事業として捉え、関連の深い異業種との連携強化を図り、高付加価値を創出する「地域産業体」へ誘導・育成することが必要である。 このため、企業の農業参入とそれに続く地域の農業者や関連する企業等と連携した加工・流通・販売等への事業展開を積極的に支援することとする。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 県が直接行う事業 企業の農業参入をより積極的に推進し、地域農業の中核となりうる経営体を育成するため、県が企業訪問・相談対応から参入支援まで行う。</p> <p>①情報の収集・提供 ②参入企業への訪問・相談活動 ③各種啓発活動</p> <p>○参入促進 パンフレットの作成配布、ホームページの開設、サポートメールの配信、企業参入促進セミナーの開催、マーケティングセミナーの開催 ○連携強化 参入企業のネットワーク化、連携強化促進研修会の開催、食品関連企業へのアプローチ</p> <p>(2) 企業に対する支援事業</p> <p>1) ソフト事業に対する支援</p> <p>①事業の展開方法 各企業の取組方法も多様であり、事業の推進に当たっては次の2つのタイプを設定し段階的に支援する。</p> <p>○新規参入促進タイプ 企業が新たに農業経営に取り組むことを促進するための支援事業</p> <p>○連携強化促進タイプ 既に農業分野へ参入した企業が、地域の農業者や関連する企業と連携し、加工・流通・販売等へ事業を展開することを促進するための支援事業</p> <p>②事業内容 企業等が行う農業生産（作業受託を含む）、農産物の加工・流通・販売等に係る高付加価値化を図るうえで必要とされる調査、研究、農業技術習得のための研修、実証活動に要する経費を補助する。</p> <p>③補助対象事業費 ○新規参入促進タイプ 10,000千円を上限 ○連携強化促進タイプ 20,000千円を上限</p> <p>④補助率 補助対象事業費の1/2以内</p> <p>2) ハード事業に対する支援 農業近代化資金及び農林漁業金融公庫資金（スーパーL資金、経営体育成強化資金）により、農業参入法人を対象として、別に定める担い手法人育成対策利子補給事業により利子補給を行う。</p>		
<p>3 事業実施主体 企業等、県</p>		
<p>4 当初予算額 37,882千円</p>		

総合	基本目標	1 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務	事業名	新規就農者確保事業
<p>1 趣旨</p> <p>本県農業の維持・発展を図っていくために、新規就農者の確保・育成が重要な課題となっており、その支援策について積極的な取り組みが必要となっている。 しかしながら、新規就農者が営農を開始する場合、農地の確保、技術不足、資金不足、農業経営や生活に係わる事項等が不安要素となっており、これらを総合的に解決するため、市町村や農業協同組合等の関係団体と一体となった対策を展開する。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 青年農業者初期経営安定資金</p> <p>1) 事業内容 平成18年度までに認定を受けた認定就農者の初期経営の安定を図るための資金貸付けを行う市町村に対し、当該貸付けに必要な資金の1/2を貸与する。(償還免除あり)</p> <p>2) 市町村に対する貸与月額 1年目 月額50千円以内 (Iターン者等25千円以内を上乗せ) 2年目 月額40千円以内 (Iターン者等20千円以内を上乗せ)</p> <p>3) 貸与期間 24ヶ月以内</p> <p>(2) 青年農業者等早期経営安定資金</p> <p>1) 事業内容 平成19年度以降認定を受ける認定就農者や雇用する農業法人等の初期経営の安定を図るための資金貸付けを行う地域協議会に対し、当該貸付けに必要な資金の1/2を貸与する。(償還免除あり)</p> <p>2) 地域協議会に対する貸与月額 認定就農者 月額50千円以内 農業法人等 月額40千円以内</p> <p>3) 貸与期間 12ヶ月以内</p> <p>(3) 地域一体型育成体制整備支援事業</p> <p>1) 事業内容 地域担い手育成総合支援協議会が生産者と連携し実施する、認定就農者等の円滑な就農及び効率的かつ効果的な育成体制の整備に関する取り組みを支援する。</p> <p>2) 県補助率 10/10</p> <p>3) 事業主体 地域担い手育成総合支援協議会</p> <p>(4) 就農支援資金</p> <p>1) 事業内容 青年等就農法により知事の認定を受けた認定就農者及び認定農業者に対し、農業の技術や経営方法を修得するための研修や就農のための準備、農業経営の開始に係る施設機械等の整備に必要な資金を無利子で貸与する。</p> <p>2) 資金の種類 就農研修資金 就農準備資金 就農施設等資金(認定就農者のみ)</p> <p>3) 貸付方法 国2/3、県1/3の負担割合で特別会計に造成した原資をしまね農業振興公社及び融資機関に貸付け、それから認定就農者等に貸与する。</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県、しまね農業振興公社、地域担い手育成総合支援協議会、融資機関</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>一般会計：27,365千円 特別会計(就農支援資金県の貸付金貸付枠)：40,000千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		いきいき集落営農推進事業
<p>1 趣旨 中山間地域等、担い手育成の困難な地域で、経営体として自立できる集落営農組織等の育成を図るため、集落営農組織の法人化を進めることにより、地域における早期の担い手育成・確保を図る。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 集落営農組織育成対策事業費 品目横断的経営安定対策の対象となり得る集落営農組織が必要とする機械施設整備に係る経費を助成する。</p> <p>①補助率 2分の1以内</p> <p>②対象者 集落営農組織（特定農業法人、特定農業団体、特定農業団体と同様の要件を満たす組織）</p> <p>③補助対象 ア. 農業用機械の整理合理化計画の策定 イ. 農業用機械の査定・処分 ウ. 中古農業用機械の買上げリース エ. 高生産性農業用機械の新規導入 オ. 小規模基盤整備・簡易な施設の整備</p> <p>(2) 集落営農組織育成推進支援事業 GIS利用による一筆マップ作成支援ソフトを活用して、集落の営農発展・継続に向けたランドデザイン作成を支援する。</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>(1) 集落営農組織 (2) 県</p>		
<p>4 当初予算額 78,480千円</p>		

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね																																																																						
発展	政策名	5 生活基盤の維持・確保																																																																						
計画	施策名	4 都市・農山漁村空間の保全・整備																																																																						
事務事業名		中山間地域等直接支払事業																																																																						
<p>1 趣旨</p> <p>平地に比べ生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産活動等の継続を通じて耕作放棄の発生を防止することにより、国土の保全・水源の涵養・良好な景観の形成等の多面的機能を確保するため、農業者等に直接支払を実施する。</p>																																																																								
<p>2 事業概要</p> <p>平地地域と中山間地域等との農用地の生産条件の格差等に対し、下記のとおり交付金を交付する（平成17年度～21年度）。</p> <p>なお、耕作放棄の発生防止等の活動に加え、農業生産活動等の体制整備に関する一定の要件を満たす協定と当該要件を満たさない協定との間で交付単価に段階を設定するとともに、より積極的な取組を行う協定には単価の加算措置を講じる。</p> <p>(1) 対象地域及び対象農用地 次の要件を満たす農用地区域内に存する1ha以上のまとまりのある農用地 ①過疎、離島、半島、山村振興、特定農山村の各地域振興立法の指定地域においては、急傾斜農用地、緩傾斜農用地、高齢化率・耕作放棄率が高い農用地 ②上記①以外で、島根県中山間地域活性化基本条例で規定する地域においては、急傾斜農用地及びこれに連坦する緩傾斜農用地 ③上記①及び②以外で、農林統計上の中山間地域においては、急傾斜農用地</p> <p>(2) 対象者 集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等（第3セクター、JA、生産組織等を含む。）</p> <p>(3) 交付単価 (円/10a)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">田</th> <th colspan="2">畑</th> <th colspan="2">草地</th> <th colspan="2">採草放牧地</th> </tr> <tr> <th>基礎単価</th> <th>体制整備単価</th> <th>基礎単価</th> <th>体制整備単価</th> <th>基礎単価</th> <th>体制整備単価</th> <th>基礎単価</th> <th>体制整備単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜</td> <td>16,800</td> <td>21,000</td> <td>9,200</td> <td>11,500</td> <td>8,400</td> <td>10,500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜等</td> <td>6,400</td> <td>8,000</td> <td>2,800</td> <td>3,500</td> <td>2,400</td> <td>3,000</td> <td>240</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>※基礎単価：最低限の農地管理活動等を実施、体制整備単価：加えて一定の要件を満たす活動を実施</p> <p>(4) 加算単価（特に積極的な活動を実施する場合に加算） (円/10a)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>草地</th> <th>採草放牧地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地利用調整加算</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>規模拡大加算</td> <td>1,500</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>耕作放棄地復旧加算</td> <td>1,500</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法人設立加算</td> <td>特定農業法人</td> <td>1,000</td> <td>750</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>農業生産法人</td> <td>600</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人設立加算の上限（特定農業法人：100千円/年、農業生産法人：60千円/年）</p>									区分	田		畑		草地		採草放牧地		基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	急傾斜	16,800	21,000	9,200	11,500	8,400	10,500	800	1,000	緩傾斜等	6,400	8,000	2,800	3,500	2,400	3,000	240	300	区分	田	畑	草地	採草放牧地	土地利用調整加算	500	500	—	—	規模拡大加算	1,500	500	500	—	耕作放棄地復旧加算	1,500	500	500	—	法人設立加算	特定農業法人	1,000	750	750	農業生産法人	600	500	500
区分	田		畑		草地		採草放牧地																																																																	
	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価																																																																
急傾斜	16,800	21,000	9,200	11,500	8,400	10,500	800	1,000																																																																
緩傾斜等	6,400	8,000	2,800	3,500	2,400	3,000	240	300																																																																
区分	田	畑	草地	採草放牧地																																																																				
土地利用調整加算	500	500	—	—																																																																				
規模拡大加算	1,500	500	500	—																																																																				
耕作放棄地復旧加算	1,500	500	500	—																																																																				
法人設立加算	特定農業法人	1,000	750	750																																																																				
	農業生産法人	600	500	500																																																																				
<p>3 事業実施主体 市町村</p>																																																																								
<p>4 当初予算額 1,456,610千円</p>																																																																								

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね
発展	政策名	5 生活基盤の維持・確保
計画	施策名	6 地域コミュニティの維持・再生
事務事業名		地域貢献型集落営農確保・育成事業
<p>1 趣旨</p> <p>広域での地域営農システムを構築するため、地域リーダー等の人材育成を行い、担い手空白地域の解消運動を進める。</p> <p>また、品目横断的経営安定対策など国支援施策の対象となりにくい集落において、農地維持を含めて様々な面から地域に貢献する組織を本県独自に「地域貢献型集落営農」として位置づけ、その新規設立を促進するとともに、地域貢献型集落営農の農村社会維持を目的とした農業外分野への進出や高齢者等を活用した農村経済を維持するための積極的な取り組みを支援することにより、本県農業・農村の維持・活性化を図る。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 地域農業再編支援事業</p> <p>1) 事業内容</p> <p>地域リーダー等の育成及び地域営農の仕組みづくりに精通したプロデューサーの地域派遣を行い、担い手空白地域の解消を促進する。</p> <p>2) 県補助率 10/10</p> <p>(2) 地域貢献型集落営農確保・育成事業</p> <p>1) 事業内容</p> <p>「地域貢献型集落営農」の新規設立及び地域貢献のための積極的な取り組みを支援することにより、本県農業・農村の維持・活性化を図る。</p> <p>①新規設立支援</p> <p>地域の農地維持等を目的に、新たに地域貢献型集落営農を設立する地域や組織の支援を行う</p> <p>ア 活動計画作成費</p> <p>イ 農地一筆マップ作成費</p> <p>ウ 集落営農設立支援費</p> <p>②機能強化支援</p> <p>地域貢献型集落営農が、新たに、地域内の経済、生活、人材の維持などの地域貢献活動に取り組む場合、支援を行う。</p> <p>ア 経済維持機能強化</p> <p>イ 生活維持機能強化</p> <p>ウ 人材維持機能強化</p> <p>2) 県補助率 ②アの施設機械整備 1/3</p> <p>①ア ②アの推進活動 1/2</p> <p>①ウ ②イ、ウ 2/3</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>(1) 島根県担い手育成総合支援協議会</p> <p>(2) ①新たな集落営農組織の設立に向けて活動を行う組織（発起人会）</p> <p>②集落営農組織</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>60,000千円</p>		

【農業経営課】

[その他事業]

総合 発展 計画	基本目標	I 活力あるしまね		
	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
農業改良普及事業		32,044千円	<ul style="list-style-type: none"> 普及活動の実施 農業普及員の資質向上 普及活動外部評価の実施 	県
中海干拓営農センター業務		6,287千円	<ul style="list-style-type: none"> 干拓地の作目に関する実証・展示 干拓農家に対する営農支援 研修の運営 	県
中核的農業者資質向上事業		6,231千円	<ul style="list-style-type: none"> 担い手農業者に対し、新技術導入などにより、課題解決や経営改善を図る。 	県
青年農業者資質向上事業		2,398千円	<ul style="list-style-type: none"> 青年農業者の資質向上を図り、将来の農業・農村の中心的な役割を担う人材を育成する。 	県 公社

総合	基本目標	I 活力あるしまね		
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成		
	事務事業名	当初予算額	事業概要	事業実施主体
	農業大学校における教育研修	28,187千円	<ul style="list-style-type: none"> ・研修教育の実施 ・短期研修事業の実施 ・奨学金の貸付 	県
	就農促進活動事業	16,092千円	<ul style="list-style-type: none"> ・本県農業を担う優れた新規就農者を確保・育成するため、就農志向段階から就農初期段階までの幅広い支援を行う。 	公社 県
農業制度資金融資事業				
	農業改良資貸付事務	37,255千円	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな農業部門又は加工事業の経営の開始、新たな生産方式又は販売方式の導入により経営改善を図ろうとする農業者等に対し、県又は融資機関が資金を無利子で貸し付け、農業経営の安定と農業生産力の増強に資する。 <p>【融資枠 3千万円】</p>	県
	農業近代化資金等利子給事業	33,821千円	<ul style="list-style-type: none"> ・意欲と能力をもって農業を営む者等に対し、農業経営の展開を図るのに必要な資金を融通する農協等金融機関に対して利子補給を行い、農業者の利子負担を軽減し、農業経営の近代化及び農業負債の軽減を図る。 <p>【融資枠 1.4億円】</p>	県
	農業経営改善促進資金付事務	50,000千円	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者の経営改善計画に必要な運転資金を低利で円滑に融通するため、県がその原資の一部を造成（島根県農業信用基金協会に無利子貸付）し、金融機関と協調融資を行う。 <p>【融資枠 4億円】</p>	県
	農業経営基盤強化資金利子補給事	11,719千円	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業金融公庫から農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）を借り入れる認定農業者に対し、利子補給を行うことにより、認定農業者の経営改善計画の達成を支援し、効率的・安定的な農業経営体の育成に資する。 <p>【融資枠 15億円】</p>	県

総合 発展 計画	基本目標	I 活力あるしまね		
	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
農業制度資金 えん事務		3,281千円	<ul style="list-style-type: none"> 農業近代化資金等の農業制度資金を借り入れた農業者に対し債務保証を行う島根県農業信用基金協会が積み立てる特別準備金に出えんを行い、農業者への資金融通の円滑化を図る。 【対象融資枠：10.3億円】	県
担い手の総合支援				
担い手育成支 事業		2,215千円	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者、農業法人、集落営農組織等地域農業の担い手を育成するため、経営改善、経営基盤確保に向けた総合的な支援を実施する。 	県 県担い手育成 総合支援協議 会
企業的農業法 人育成推進利 補給事務		4,398千円	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金を借り入れた農業法人（認定農業者）に対して利子補給を行う。 	県
担い手法人育 成対策利子補 事業		4,958千円	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金を借り入れた農業法人（認定農業者）や農業参入法人に対して利子補給を行う。 【融資枠 3.4億円】	県
遊休農地再生 活動緊急支援 業		7,415千円	<ul style="list-style-type: none"> 県が耕作放棄地解消基本指針を策定するために、モデル的な取り組みを市町村に委託する。 市町村等の耕作放棄地の解消を支援し、農地を担い手へ集積する。 	県 市町村等
農地利用の集積 促進		87,935千円	<ul style="list-style-type: none"> 農地保有合理化促進事業や農地流動化事業等の支援を通じて、農地の流動化を促進し、認定農業者等への農用地の集積を図る。 	県 しまね農業振 興公社 市町村公社 市町村

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		経営構造対策事業
<p>1 趣旨</p> <p>効率的かつ安定的な経営体が地域農業の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するため、認定農業者等の担い手の育成・確保及び担い手への農地の利用集積等の地域農業の構造改革の加速化に資する生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等の整備を実施する。</p> <p>平成20年度からは、新規採択地区については経営規模が小さく、担い手を緊急に確保することが必要な担い手育成緊急地域に限定して支援を行う。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 事業対象メニュー 生産から加工・流通・販売・交流等に至る34のメニューの中から複数施設等の整備が可能。 他に地域提案型の施設等の整備が可能。</p> <p>(2) 事業実施期間 2年間（担い手育成緊急地域）</p> <p>(3) 対象地域 集落単位から大字の区域までの範囲が基本</p> <p>(4) 補助率 定率（1/3以内、4/10以内、1/2以内）</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>市町村、農業協同組合、農業者等の組織する団体（原則農家3戸以上が構成員に含まれること）等</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>8,310千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		農林水産振興がんばる地域応援総合事業
<p>1 趣旨 市町村のリーダーシップの下に地域住民や農林漁業者、関係機関等が連携・協働し、地域が主体となって行う戦略的で多彩な取組等を支援することにより、島根の農林水産業・農山漁村の持続的な発展を実現する。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 事業の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農林水産戦略プラン推進対策 <ul style="list-style-type: none"> ・地域提案戦略支援 ○農業・農村戦略プラン推進対策 <ul style="list-style-type: none"> ・「環境を守る米づくり」取組支援 ・環境を守る園芸産地育成支援 ・経営発展型担い手確保・育成支援 ・経営施設等整備支援 ○森林・林業戦略プラン推進対策 <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産団地化・需要拡大支援 <p>(2) 事業実施期間 平成20年度～平成23年度（支援内容により異なる）</p> <p>(3) 補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ソフト事業 1/2 ハード事業 1/3 <p>※木材生産団地化・需要拡大支援の一部は定額補助</p>		
<p>3 事業実施主体 農林漁業者の組織する団体、市町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、NPO法人、その他知事が認める団体</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>325,500千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		野菜振興県推進事業
<p>1 趣旨</p> <p>県内のほとんどの園芸産地では、旧来の「できたものを売る」体制から脱却できず、不安定な価格が続き、生産意欲の減退へとつながり、産地規模が縮小しつつある。</p> <p>一方、販売面では、量販店の台頭とともに、加工・業務用需要の高まりなど、旧来の構造が大きく変化してきている。</p> <p>このような状況の中、安定した収益を確保し、持続的に発展していくためには、量販店や加工業者等の実需者と連携しながら、商品価値の高い農産物を計画的かつ安定的に生産・販売する仕組みや、スピード感をもって新商品を開発する仕組みの創造が必要となってきた。</p> <p>このため、契約的生産の拡大や、それを担う企業的組織づくりへの支援を通じて、園芸産地における新たな収益構造の構築を図っていく。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 契約的生産推進検討会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地と実需者の意見交換による契約取引の誘導及び連携策の検討 ・契約的生産を実施する場合の栽培、出荷上の問題点検討 ・契約的生産を担う企業的組織の設立に関する意見交換 等 <p>(2) 契約的生産のモデル産地設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状分析、生産実証、商談、試験的販売の実施 ・上記結果の分析による契約的生産推進手法の開発 <p>(3) 産地研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約的生産への取組意識の啓発 ・モデル産地等の取組紹介 ・実需者と生産者の意見交換 等 		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>831千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		農林水産業・省エネルギー対策事業
<p>1 趣旨</p> <p>原油価格が高騰し、燃油を多く利用する施設園芸農家や漁業者の経営に大きな打撃を与えている。</p> <p>このため、燃料費の軽減を図るため、省エネルギー効果がある資材や機器の導入を支援し、原油高騰下でも安定した経営が継続していくことのできる農林水産業を構築する。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) ハウス被覆資材等の高機能化支援</p> <p>①事業内容 暖房費の軽減を図るため、省エネルギー効果があり、かつ比較的簡易に実施可能なハウス被覆資材等の高機能化に要する経費の一部を助成</p> <p>②事業主体 農業団体及び農業従事者</p> <p>(2) ハウス加温用暖房機の更新支援</p> <p>①事業内容 暖房機の更新は、燃油効率を高め、経費削減に大きな効果があるととも施設園芸経営の継続にも効果をもたらすため、更新経費の一部を助成</p> <p>②事業主体 農業団体及び農業従事者</p> <p>(3) 漁業における4サイクル船外機の導入支援</p> <p>①事業内容 4サイクル船外機は、燃油消費が2サイクル船外機に比べて少ないため、経費節減効果が大きく、小規模漁業者の経営安定に効果をもたらすため、新たに4サイクル船外機を導入する経費の一部を助成</p> <p>②事業主体 漁業団体</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>2に記述のとおり</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>17,000千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		肉用牛規模拡大対策事業
<p>1 趣旨</p> <p>近年の畜産経営の動向は、小規模農家の飼養中止が進み、経営戸数の大幅な減少と、これに伴う畜産物の生産力の低下が大きな課題となっており、本県の畜産生産を支える、収益性の高い経営体を数多く育成することが必要である。</p> <p>また、肥育牛の血液検査等を実施し、「しまね和牛肉」の品質向上を図る。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 制度資金の利子補給（無利子化） 大型経営の実現に向け規模拡大に取り組む農業者の負担軽減のため、制度資金の利子補給を行う。</p> <p>(2) 「しまね和牛肉」の生産拡大 肥育牛の血液検査等を実施することにより、「しまね和牛肉」の品質向上を図る。</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県、JA等</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>2,899千円</p>		

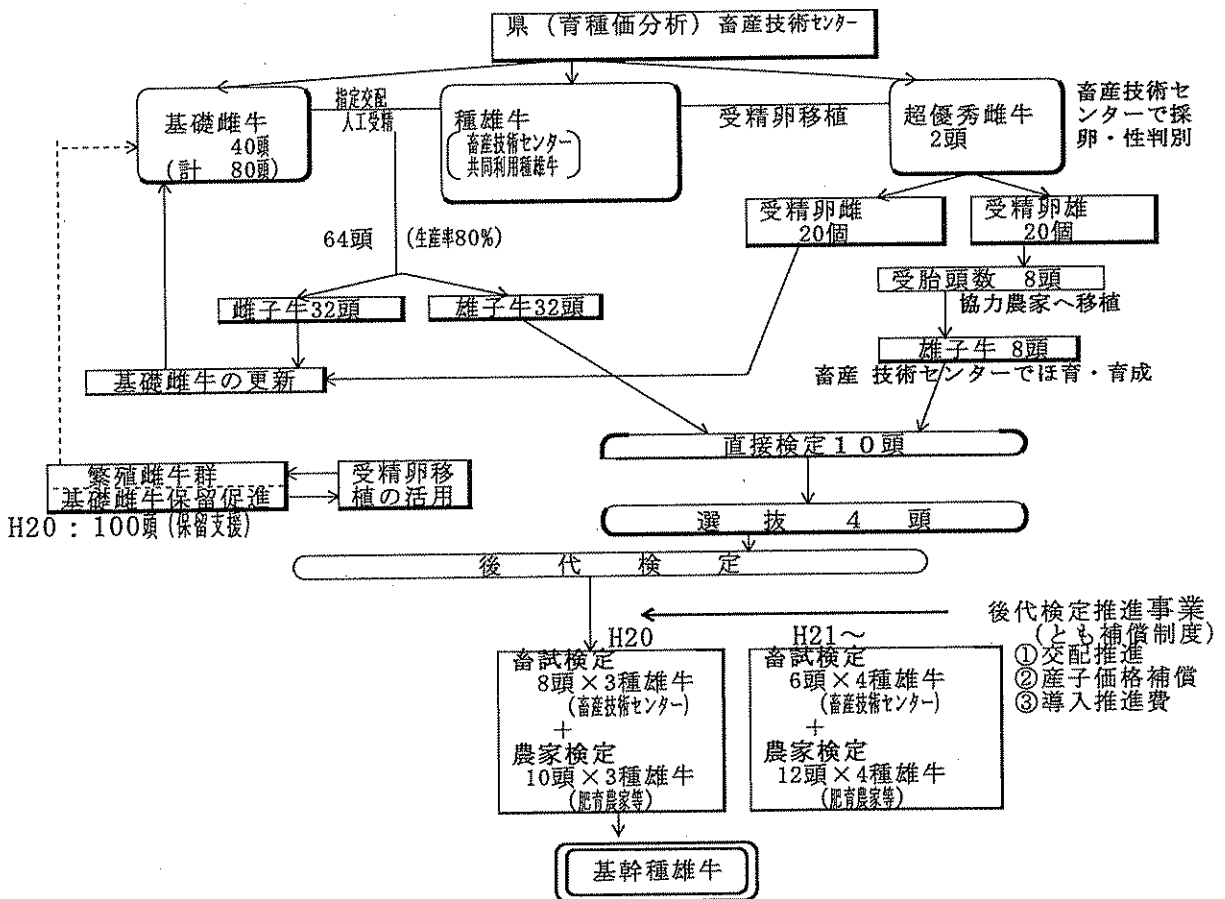
総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		種雄牛選抜事業

1 趣旨

能力の高い種雄牛を選抜・造成するため、基礎雌牛の保留促進や新規種雄牛候補の選抜に必要な直接検定や後代検定を実施するとともに、後代検定に必要な新規種雄牛の子供を確保するためのとも補償制度を実施する。
また、能力の高い種雄牛候補を効率的に確保するため、超優秀雌牛の受精卵を活用した造成を進める。

2 事業概要

基礎雌牛の保留に係る経費支援や能力の高い種雄牛を選抜するため、新規種雄牛候補の能力判定に必要な直接検定や後代検定を強化するとともに、後代検定等に必要な新規種雄牛の産子を確保するための「とも補償制度(後代検定推進事業)」を生産者の協力で実施する。また、能力の高い新規種雄牛を効率的に造成するため、超優秀雌牛を活用した受精卵移植を実施する。



3 事業実施主体
県、市町村、JA

4 当初予算額
22,542千円 ①後代検定事業 ②産子調査 ③基礎雌牛保留促進
④後代検定実施事業 ⑤受精卵育種事業

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		繁殖雌牛群整備事業
<p>1 趣旨</p> <p>農家の繁殖雌牛の能力向上を図り、能力の高い産子を増殖できるよう、肉用牛の改良を進める。</p> <p>このため、繁殖雌牛の能力評価（育種価分析）やこれらのデータに基づく改良の推進を図るとともに、育種価の円滑な分析に必要な肥育データの効率的な収集を図る。</p> <p>あわせて、能力評価をもとに、優秀な繁殖雌牛から受精卵を採取し、繁殖雌牛群の改良増殖を行う。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 繁殖雌牛整備</p> <p>肉用牛改良を効率的に進めるため、肥育データなどに基づき繁殖雌牛等の改良の能力「育種価」の分析。</p> <p>肉用牛の改良方針や手法について、関係機関等との協議等を行う。</p> <p>(2) 受精卵移植事業</p> <p>「しまね和牛」及びスーパー乳用牛の県有卵供給と農家採卵を推進することにより、優秀雌牛の改良増殖を推進する。</p> <p>また、受精卵移植に関する技術の高位化を図るため、他県と受精卵移植の高度化に関する共同試験を実施する。</p> <p>(3) 第10回全国和牛能力共進会出品対策</p> <p>平成24年に長崎県で開催される本共進会の出品対策委員会を立ち上げる。</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>13,050千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		高能力乳用牛作出事業（しまねの酪農元気な牛のクリーン牛乳供給事業）
<p>1 趣旨</p> <p>国際化の進展や環境意識が高まる中、酪農経営の持続的な発展を図るためには、乳用牛改良による産乳能力の向上や体型の改良を進め、併せてその遺伝的な能力を最大限に発揮させるための飼養管理改善を図ることが必要である。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>酪農家で飼養されている乳用雌牛の能力検定を推進し、選抜・淘汰による高能力乳用雌牛群の整備を促進するとともに、高能力化に伴う繁殖成績や乳質の低下等の問題解決を図る。</p> <p>①乳用牛群検定の実施に対する支援 ▽乳用牛群検定に要する経費への助成 ▽乳用牛群検定情報分析センターの設置 ▽乳用牛群検定成績の分析・加工とそれに基づく指導</p> <p>②給水モデル実証 ▽簡易給水施設の基準設計書の作成 ▽モデル的な簡易給水施設の実証展示委託 ▽モデル的な簡易給水施設の普及定着研修会の実施</p> <p>③搾乳機器点検強化対策 ▽搾乳機器点検技術者の養成 ▽搾乳機器点検普及研修会の実施</p>		
<p>3 事業実施主体（委託）</p> <p>県 全国農業協同組合連合会島根県本部・乳用牛群検定実施 （農業協同組合等・簡易給水施設実証展示委託）</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>3, 134千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね																								
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興																								
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり																								
事務事業名		畜産公共事業																								
<p>1 趣旨</p> <p>中山間地域の土地利用体系を谷を単位として再編整備し、畜産的活用の促進等効率的な営農体系を構築するとともに、間伐材の畜産部門での有効活用、家畜排せつ物の農地還元促進等畜一林一耕の連携を通じた地域リサイクルの確立を図る。</p> <p>また、飼料基盤に立脚した効率的な経営体の重点的育成とこれを核とした畜産生産地の整備等を図るため、草地整備改良等の基本施設整備、農業用施設整備等を総合的に行う。</p> <p>さらに、家畜排泄物の地域資源リサイクルシステムを構築し、地域畜産の持続的発展と地域社会の活性化を図る。</p>																										
<p>2 事業概要</p> <p>①基本施設整備</p> <table border="0"> <tr> <td>草地造成改良、草地整備改良、放牧林地整備改良</td> <td>補助率70%～75%</td> </tr> <tr> <td>道路整備</td> <td>〃 60%～65%</td> </tr> <tr> <td>施設用地整備</td> <td>〃 50%～55%</td> </tr> </table> <p>②利用施設整備</p> <table border="0"> <tr> <td>隔障物整備、家畜保護施設整備（牛舎）</td> <td>補助率50%～55%</td> </tr> <tr> <td>家畜排せつ物処理施設整備、牧場用機械施設整備</td> <td>〃 50%～55%</td> </tr> </table> <p>③土地利用円滑化</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>補助率50%～55%</td> </tr> </table> <p>④隠岐地域</p> <table border="0"> <tr> <td>基本施設整備（草地造成、草地整備改良等）</td> <td>補助率70%</td> </tr> <tr> <td>利用施設整備（隔障物整備、家畜保護施設等）</td> <td>〃 60%</td> </tr> <tr> <td>土地利用円滑化</td> <td>〃 60%</td> </tr> </table> <p>⑤安来地域</p> <table border="0"> <tr> <td>基盤整備（施設用地造成、草地造成等）</td> <td>補助率50%</td> </tr> <tr> <td>施設整備（家畜排せつ物処理施設整備等）</td> <td>〃 50%</td> </tr> <tr> <td>土地利用円滑化</td> <td>〃 50%</td> </tr> </table>			草地造成改良、草地整備改良、放牧林地整備改良	補助率70%～75%	道路整備	〃 60%～65%	施設用地整備	〃 50%～55%	隔障物整備、家畜保護施設整備（牛舎）	補助率50%～55%	家畜排せつ物処理施設整備、牧場用機械施設整備	〃 50%～55%		補助率50%～55%	基本施設整備（草地造成、草地整備改良等）	補助率70%	利用施設整備（隔障物整備、家畜保護施設等）	〃 60%	土地利用円滑化	〃 60%	基盤整備（施設用地造成、草地造成等）	補助率50%	施設整備（家畜排せつ物処理施設整備等）	〃 50%	土地利用円滑化	〃 50%
草地造成改良、草地整備改良、放牧林地整備改良	補助率70%～75%																									
道路整備	〃 60%～65%																									
施設用地整備	〃 50%～55%																									
隔障物整備、家畜保護施設整備（牛舎）	補助率50%～55%																									
家畜排せつ物処理施設整備、牧場用機械施設整備	〃 50%～55%																									
	補助率50%～55%																									
基本施設整備（草地造成、草地整備改良等）	補助率70%																									
利用施設整備（隔障物整備、家畜保護施設等）	〃 60%																									
土地利用円滑化	〃 60%																									
基盤整備（施設用地造成、草地造成等）	補助率50%																									
施設整備（家畜排せつ物処理施設整備等）	〃 50%																									
土地利用円滑化	〃 50%																									
<p>3 事業実施主体</p> <p>財団法人しまね農業振興公社、町、JA</p>																										
<p>4 当初予算額</p> <p>375,244千円</p>																										

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		自給飼料増産推進事業（飼料米生産定着化モデル事業）
<p>1 趣旨</p> <p>原油価格の高騰により輸送コストが増大していることや、バイオエタノール原料として穀物利用が進んだことによる需要の逼迫などにより、飼料価格が高騰し、畜産経営を圧迫している。一方、水稻の生産調整の強化に対応できる有力な転作作物がなく、耕作放棄地が増大している中、平成19年12月に国において飼料米等による生産調整方式の導入が決定され、島根県の転作作物として有力な飼料米の生産が注目されている。このため、飼料米生産を核とした耕畜連携体制を確立し、国産飼料の自給率向上と地域水田農業の持続性を確保する仕組みづくりに取り組む。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>多収品種による飼料米の低コスト生産と家畜利用の推進を検討するため実証試験に取り組む。</p> <p>(1) 多収品種による飼料米生産実証試験（15ha程度） 現状では、飼料米の販売収入に対して生産費が大きく上回ることから、再生産を確保するための収支差額補てん経費。</p> <p>(2) 家畜への飼料米給餌試験 養鶏農家での古米を使つての事前適正給餌試験及び生産された飼料米の年間給餌試験への経費。</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>7,205千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		自給飼料増産推進事業（しまね農業耕畜連携推進事業）
<p>1 趣旨</p> <p>畜産農家が抱える安定的な粗飼料確保や堆肥の滞留問題、耕種農家が抱える堆肥を使う際の不安など、双方の課題解決には、堆肥と稲ワラ交換などの耕畜連携の推進が必要であり、成功への鍵は、コーディネートする人と細かな情報の把握である。</p> <p>そこで、畜産・耕種農家双方の情報を収集し、地域を越えた耕畜連携の情報システムを構築し、円滑な耕畜連携を図るため、耕畜連携のモデルを育成し、資源循環型の農業の取組を推進する。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 情報ネットワークサイトの活用及び管理（H18にネットワーク開設済）</p> <p>(2) 家畜ふん堆肥利活用促進システムの確立 システム確立に向けた堆肥の分類、特性、代替効果等の解明等</p> <p>(3) 家畜ふん堆肥化技術向上支援 堆肥品質共励会開催等</p> <p>(4) 耕畜連携推進支援 耕畜連携研修会開催等</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>1,769千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		自給飼料増産推進事業（地域放牧推進事業）
<p>1 趣旨</p> <p>放牧は牛の管理の省力化、低コスト化のみならず、景観の保全、野生鳥獣の侵入防止等多面的な機能が注目され、簡易な放牧資材等の波及と相まって水田や遊休農地等を利用した放牧を中心に取組は拡大傾向にある。そこで、和牛の繁殖基盤の拡大に向け、放牧を取り入れた地域一体となった取組の推進を図るため、モデル地域を選定、実証ほを設置し、地域で取り組む繁殖牛経営の定着、波及を図る。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 地域放牧の実証・展示（実証ほH18、19に18ヶ所設置済） 普及部を中心とした実証展示ほの運営・指導経費</p> <p>(2) 放牧経験牛の貸出 無畜地域での取り組み開始にあたっての畜産農家からの繁殖牛貸出、運搬、衛生検査経費</p> <p>(3) 放牧アドバイザー設置 新たに放牧に取り組む地域に対する放牧アドバイザーによる指導謝金</p> <p>(4) 地域放牧推進 放牧モデル実証ほを活用した普及啓発指導経費</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>1,578千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		たち上がる産地育成支援事業
<p>1 趣旨 消費者から支持され、産業として自立・発展する力強い島根農業を振興するため、地域の主体性を誘導しつつ、産地自らが地域力（人材、資源、産業等）を結集した農産物等の生産・流通・販売の一体的な活動に積極的に取り組むことにより、産地の利益拡大を図る。</p>		
<p>2 事業概要 産地協議会が策定した「産地実践構想」に基づく、産地の一体的な活動に対して補助する。</p> <p>(1) 産地活動支援事業（補助率：1/2） 消費者から支持される農林産物を核とした地域産業を育成するために必要な調査、実証、検討、研修、PR活動等を行う事業。</p> <p>(2) 産地条件整備支援事業（補助率：1/3）</p> <p>①基盤整備事業 農林産物の生産・流通・販売・消費等に係る産地の利益向上のために必要な基盤の整備を行う事業。</p> <p>②施設等整備事業 農林産物の生産・流通・販売・消費等に係る産地の利益向上のために必要な施設及び機械等の整備を行う事業。</p> <p>【産地実践構想の採択期間】 平成17年度及び平成18年度</p> <p>【事業の実施期間】 平成17年度～平成20年度 ※各産地協議会の実施期間 3年以内</p>		
<p>3 事業実施主体 産地協議会を構成する組織</p>		
<p>4 当初予算額 52,240千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		野菜価格安定対策事業
<p>1 趣旨 野菜の価格が著しく低落した場合に、その生産者に対し一定の価格補填を行うことにより生産者の作付け意欲の減退を防止し、野菜産地の育成と消費者への安定的な供給を図る。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 指定野菜価格安定対策事業（事業主体：(独)農畜産業振興機構） 主要な野菜（指定野菜）の需給及び価格の安定を図る。 ○事業実施作物：キャベツ、たまねぎ</p> <p>(2) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 （事業主体：(社)島根県野菜価格安定基金協会）</p> <p>①特定野菜供給産地育成価格差補給事業 指定野菜に準ずる野菜（特定野菜）の需要及び価格の安定を図る。 ○事業実施作物：アスパラガス、スイートコーン、ブロッコリー</p> <p>②指定野菜供給産地育成価格差補給事業 野菜指定産地の補完的機能を有する都市近郊産地の整備及び野菜指定産地への計画的な育成を推進するとともに、中山間等地域の中規模の野菜産地を育成し、指定野菜の需給及び価格の安定を図る。 ○事業実施作物：キャベツ、たまねぎ、トマト、ねぎ、なす、キュウリ</p> <p>(3) 野菜経営安定支援事業（事業主体：(社)島根県野菜価格安定基金協会） 地域において重点的に取り組む品目について、産地振興計画を策定した産地に対し、野菜価格低落時に補償金を交付することで産地振興計画の実現をサポートし、地域の主要野菜産地における農家経営の安定化を目指す。 ○事業実施作物：産地振興計画策定品目（キャベツ、たまねぎ他13品目）</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>2に記述のとおり</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>18,656千円</p>		

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね
発展	政策名	1 安全対策の推進
計画	施策名	8 食の安全の確保
事務事業名		「しまねの農産物」安全・安心システム推進事業
<p>1 趣旨</p> <p>相次ぐ食品の偽装表示、BSEの発生、輸入農産物や国内農産物の不適正な農薬使用による残留農薬の基準値超過案件など、食の安全・安心を脅かす様々な案件が発生している。</p> <p>本県でも、宍道湖及び神西湖産のシジミから、ポジティブリスト制度の一律基準値を超えた農薬成分が検出され、出荷を自粛するという事態が発生し、消費者の食の安全・安心確保に対する要望が高まっている。</p> <p>そこで、これらの事態を踏まえ、消費者が安心して県内農林水産物を購入するために、生産段階での安全確保とその取り組みを消費者自身が確認できる仕組みを構築する。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 生産管理手法の導入促進</p> <p>①GAP手法の導入推進</p> <p>②GAP手法の導入促進支援</p> <p>(2) トレーサビリティシステムの導入</p> <p>①トレーサビリティシステムの普及・PR</p> <p>②トレーサビリティシステムの導入促進支援</p> <p>(3) ポジティブリスト制度対策</p> <p>①県対策会議の開催</p> <p>②ドリフト防止対策等の実証</p> <p>③農薬適正使用確認調査</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>(1) 生産管理手法の導入促進 4,926千円</p> <p>(2) トレーサビリティシステムの導入 7,200千円</p> <p>(3) ポジティブリスト制度対策 3,636千円</p>		

総合	基本目標	Ⅲ 心豊かなしまね
発展	政策名	4 自然環境、文化・歴史の保全と活用
計画	施策名	2 自然とのふれあいの推進
事務事業名		花ふれあい公園事業（花ふれあい公園の管理運営）
<p>1 趣旨 多くの県民が花にふれあい、花に学び、各種体験を通じて、園芸や自然に興味をいだくような公園とし、花きの普及PR、消費拡大の啓発等を行うことにより島根県の花き産業の振興を図ることを目的に設置した花ふれあい公園（愛称：しまね花の郷）の管理運営を行う。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 施設の概要</p> <p>① 所在地 出雲市西新町二丁目</p> <p>② 規模 約4ha</p> <p>③ 事業費 19億円（H12～H15）</p> <p>④ 主要施設 本館棟（635㎡）、温室棟（683㎡）、花壇（7,000㎡）</p> <p>⑤ 植栽植物 樹木類約150種、草花類約400種、年間28万本程度の花を植栽 植替花壇の植え替えを年間4回（温室は5回）実施</p> <p>(2) 管理基準</p> <p>① 入園料 大人200円 小中高校生100円 （年間パスポート 大人1,000円 小中高校生500円）</p> <p>② 開園時間 3月～11月 9時30分から17時 12月～2月 9時30分から16時30分</p> <p>③ 休園日 3月1日から11月30日までの間を除く火曜日 年未年始（12月29日～1月3日）</p>		
<p>3 事業実施主体 県 管理運営は、「指定管理者制度」によりNPO法人「国際交流フラワー21」に管理を代行させている。</p>		
<p>4 当初予算額 78,143千円</p> <p>(1) 管理運営費 78,000千円</p> <p>(2) 施設修繕費（県直営） 143千円</p>		

総合	基本目標	Ⅲ 心豊かなしまね						
発展	政策名	4 自然環境、文化・歴史の保全と活用						
計画	施策名	5 環境保全の推進						
事務事業名		人と環境にやさしい農業推進事業						
<p>1 趣旨 本県の自然条件を生かした環境にやさしい農業の振興を図り、付加価値の高い農産物生産推進のための体制整備や技術支援を行うとともに、エコロジー農産物に対する県独自の推奨制度の浸透と生産物の販路拡大を図る。</p>								
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 人と環境にやさしい農業の推進</p> <p>①エコロジー農業の推進、研修会開催、技術基準検討 ②実証ほの設置による栽培技術の普及、定着</p> <p>(2) エコロジー農産物推奨制度</p> <p>①国の制度や推進上の課題を踏まえた効率的かつ戦略的なエコロジー農産物推奨制度の見直し検討 ②エコロジー推奨農産物等の安全性確認 ③エコロジー推奨農産物等のPR、販路拡大</p> <p>(3) 環境にやさしい土壌管理対策の確立</p> <p>①土壌診断 ②診断結果の活用</p>								
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>								
<p>4 当初予算額</p> <p>17,621千円</p> <table> <tr> <td>(1) 人と環境にやさしい農業の推進</td> <td>5,015千円</td> </tr> <tr> <td>(2) エコロジー農産物推奨制度</td> <td>10,206千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 環境にやさしい土壌管理対策の確立</td> <td>2,400千円</td> </tr> </table>			(1) 人と環境にやさしい農業の推進	5,015千円	(2) エコロジー農産物推奨制度	10,206千円	(3) 環境にやさしい土壌管理対策の確立	2,400千円
(1) 人と環境にやさしい農業の推進	5,015千円							
(2) エコロジー農産物推奨制度	10,206千円							
(3) 環境にやさしい土壌管理対策の確立	2,400千円							

総合	基本目標	Ⅲ 心豊かなしまね																				
発展	政策名	4 自然環境、文化・歴史の保全と活用																				
計画	施策名	5 環境保全の推進																				
事務事業名		農地・水・環境保全向上対策営農活動支援事業																				
<p>1 趣旨</p> <p>環境問題に対する関心が高まる中、農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、農地や農業用水等の資源の保全向上対策と一体的に、化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動を支援することにより、地域における農地・水・環境の良好な保全と質的向上の促進を図る。</p>																						
<p>2 事業概要</p> <p>農地・水・環境保全向上対策営農活動支援事業</p> <p>活動組織内の農業者が協定に基づき、集落等を単位として、以下の①及び②を合わせて実施する場合に支援を行う。</p> <p>①環境負荷低減に向けた地域全体の農業者による取組 交付額：1地区あたり20万円（国と地方の合計）</p> <p>②まとまりをもって環境負荷を大幅に低減する先進的な営農 交付単価（国と地方の合計）</p> <table border="1" data-bbox="414 1115 1401 1585"> <thead> <tr> <th>作物区分</th> <th>10a当たり単価 (円/10a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水稻</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>麦・豆類</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>いも・根菜類</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>葉茎菜類</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>果菜類・果実的野菜</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>施設で生産されるトマト、きゅうり、 なす、ピーマン、いちご</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>果樹・茶</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>花き</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>上記の区分に該当しない作物</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>			作物区分	10a当たり単価 (円/10a)	水稻	6,000円	麦・豆類	3,000円	いも・根菜類	6,000円	葉茎菜類	10,000円	果菜類・果実的野菜	18,000円	施設で生産されるトマト、きゅうり、 なす、ピーマン、いちご	40,000円	果樹・茶	12,000円	花き	10,000円	上記の区分に該当しない作物	3,000円
作物区分	10a当たり単価 (円/10a)																					
水稻	6,000円																					
麦・豆類	3,000円																					
いも・根菜類	6,000円																					
葉茎菜類	10,000円																					
果菜類・果実的野菜	18,000円																					
施設で生産されるトマト、きゅうり、 なす、ピーマン、いちご	40,000円																					
果樹・茶	12,000円																					
花き	10,000円																					
上記の区分に該当しない作物	3,000円																					
<p>3 事業実施主体</p> <p>島根県農地・水・環境保全協議会</p>																						
<p>4 当初予算額</p> <p>29,510千円</p>																						

総合	基本目標	Ⅲ 心豊かなしまね
発展	政策名	4 自然環境、文化・歴史の保全と活用
計画	施策名	5 環境保全の推進
事務事業名		しまね有機の里づくり推進事業
<p>1 趣旨</p> <p>環境への負荷軽減が広く叫ばれる今日、生産過程で少なからず負荷を与える産業である農業分野において、積極的に負荷軽減を進める必要がある。</p> <p>これまで、減農薬・減化学肥料栽培等を推進し、人と環境にやさしい農業の展開を図ってきたが、国の「有機農業の推進に関する法律」や「しまね食と農の県民条例」等を踏まえて、さらに一步進んだ有機農業推進に県として積極的に取り組み、農産物の付加価値販売及び全国一番の有機農業実践県を目指す。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>県推進対策事業</p> <p>①有機農業等先進事例調査・波及事業 現地波及実証ほ設置、先進事例調査</p> <p>②有機農業等実践活動モデル支援事業 講師派遣、実証圃農家謝金、研修会、販売促進会開催等</p> <p>③有機農業等啓発活動事業 有機農業研究大会開催、有機農業啓発PR活動</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>7,242千円</p>		

総合	基本目標	Ⅲ 心豊かなしまね
発展	政策名	4 自然環境、文化・歴史の保全と活用
計画	施策名	5 環境保全の推進
事務事業名		キラリと光る環境を守る農業宣言推進事業
<p>1 趣旨 農業者が現行から一步進んだ環境負荷軽減に寄与する農法に取り組むことを宣言し、その実践に努めるとともに、それを支持する消費者等においても支援内容について宣言を行い、環境にやさしい農業の推進と県土の保全について共通認識に立つことにより、県民挙げて『環境農業』の推進を図る。</p>		
<p>2 事業概要 「環境を守る農業宣言」の推進</p> <p>①宣言の募集 ・チラシの作成、配布 ・各種イベントにおける募集 ・訪問による募集</p> <p>②宣言のPR ・HPへの掲載 ・各種イベントにおける宣言の展示 ・マスコミへの公表</p> <p>③宣言者への情報提供 ・『環境農業』に関する情報を宣言者あて送付 [例] ○県の施策紹介 ○各種お知らせ（研修会の案内等）</p> <p>④優良宣言者への特典 ・宣言者の実践活動を評価し、優良な活動を行っている者を表彰</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>2, 555千円</p>		

【農畜産振興課】

[その他事業]

総合	基本目標	I 活力あるしまね		
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
売れる米づくり推進事業		2,448千円	地域資源を活用した特色ある米づくりの推進や消費者ニーズに対応した高品質・良食味米生産に資するため、モデル事業の実施や新品種・新技術導入試験等を行う。	県
しまね麦・大豆等安定供給推進事業		522千円	麦・大豆の品質、収量の安定化とそばの独自品種の選定を行う。	県
米の計画的生産推進事業		26,884千円	米の需給と価格の安定及び需要に応じた米の生産に資するための需給調整事務を行う。また、地域水田農業推進協議会が実施する米の需給調整の取り組みに対して、市町村を通じて助成を行う。	県、市町村（地域水田農業推進協議会）
キラリと光る環境農業を支援する流通販売対策事業		2,363千円	「環境を守る農業宣言」のコンセプトや具体的情報を的確に消費者へ伝え、消費者がその農産物を購入することで環境農業の推進に参加できる仕組みを構築する。	県
肉用牛価格安定対策事業		8,230千円	肉用牛経営の安定を促進するため、価格安定対策を推進する。	県 社団法人島根県畜産振興協会
中小家畜振興対策事業		254千円	鶏卵の需給調整やみつばちの転飼許可を実施する。	県

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね		
発展	政策名	1 安全対策の推進		
計画	施策名	8 食の安全の確保		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
家畜衛生対策事業		11,606千円	家畜衛生の推進による事前防疫体制の確立及び畜産物の安全性の確保を図るため、HACCP方式の導入推進や、モニタリング検査を実施する。	県
家畜伝染病予防事業		40,575千円	家畜伝染病予防法に基づいて、家畜伝染病のまん延防止を図るとともに、家畜の生産に影響を及ぼす家畜伝染病の発生を検査、予防する。	県
BSE検査体制確立事業		25,667千円	牛海綿状脳症(BSE)対策特別措置法に基づく24ヵ月齢以上の死亡牛全頭のBSE検査を実施する。	県
飼料安全対策事業		370千円	「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づき、飼料の販売業者への立入検査など生産流通に係る調査、収去検査を行うとともに、飼料の安全性等に関する情報交換、牛用飼料の抽出検査を行う。	県

【農畜産振興課】

[その他事業]

総合 発展 計画	基本目標	Ⅲ 心豊かなしまね		
	政策名	4 自然環境、文化・歴史の保全と活用		
	施策名	5 環境保全の推進		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
資源循環型畜産 確立対策推進指 導事業		1,044千円	家畜ふん尿等による環境汚染を防止するために農家巡回調査・指導を行うとともに、堆肥処理施設の整備支援及び堆肥利用促進に向けた啓発パンフレットの作成、堆肥マップの更新や土づくり研修会を開催する。	県
資源循環対策推 進事業		484千円	農業用廃プラスチックの適正処理に向けての研修会や推進員認定試験を実施するとともに啓発資料の作成配布を行う。	県

総合	基本目標	1 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	2 県産品の販路開拓・拡大の支援
事務事業名		県産品の販路拡大事業
<p>1 趣旨 にほんばし島根館の活用や、首都圏等の大消費地に対して販売促進活動に取り組み、県産品の販路拡大を目指す。</p>		
<p>2. 事業概要</p> <p>(1) 東京拠点施設（にほんばし島根館）の活用（17,420千円）</p> <p>①ミニフェア等の開催 県内生産者等が直接試食販売を行い、季節感と賑わいを創出</p> <p>②テーマを設定してのイベント開催</p> <p>③新聞、雑誌等を活用した広告宣伝</p> <p>(2) 県外への販路拡大（28,845千円） 東京、大阪、広島、九州の大消費地での商談会・島根フェア等の開催による、認知度向上・商品の定番化加えて、ホテル・飲食店等の業務筋への販路拡大を強化</p> <p>(3) にほんばし島根館施設維持管理（96,505千円） 委託先：(社)島根県物産協会</p> <p>(4) 農林水産物の流通促進事業（23,616千円） 消費者起点での商品づくり、商品改善等を通じて「売れるしくみづくり、顧客との絆づくり」をする意欲ある生産者・製造業者等を支援する。</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>島根県</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>166,386千円（県135,817千円）</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	2 県産品の販路開拓・拡大の支援
事務事業名		地産地消推進事業
<p>1 趣旨</p> <p>「地域で生産された農林水産物とそれを主たる原料とした加工品をその地域で消費する」ことを地産地消と定義し、地域内で地元農林水産物が円滑に流通する仕組みづくりを確立する。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 地産地消の推進 地元産品の取扱いを一層進めるため、「しまね・ふるさと食の日」協力店等での県産品への理解を深めるとともに、生産者と小売店等との商談会を開催し、県産品の利用を進める。 また、県産品を食材とした料理や郷土料理を提供する飲食店を「しまね故郷料理店」として認証し消費拡大を進める。</p> <p>(2) 地産地消の啓発 地産地消を県をあげた運動として定着させるため、各種PRを実施するとともに、地域の実状に沿った地産地消の取組みを支援する。</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>島根県</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>10,619千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	2 県産品の販路開拓・拡大の支援
事務事業名		しまね農林水産物輸出関連対策事業
<p>1. 趣旨</p> <p>農林水産物の輸出は、新たな販路の拡大のみならず、国内市場における話題提供、知名度の向上や「やれば出来る。」といった生産者の自信や誇りの回復など大きな効果が期待できる。</p> <p>そこで、これまで培ってきたコネクションやネットワークを最大限に活用し、さらなる農林水産物輸出による販路の拡大や新たな価値の構築等を支援することにより農林水産物の活性化・地域経済の向上を後押しする。</p>		
<p>2. 事業概要</p> <p>(1) 県推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 島根県農林水産物輸出連絡会の開催（県10/10） <ul style="list-style-type: none"> ◆ 台湾輸出組織の育成 ② 輸出産地海外現地活動への支援（県10/10） <ul style="list-style-type: none"> ◆ 海外現地コーディネーターの設置 ◆ 海外現地活動サポート体制の強化 ③ 都道府県連携活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 農林水産物等輸出促進全国協議会への参画 ◆ 他県等との連携活動の実施：広域連携による物産展参加 <p>(2) 産地輸出促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 産地輸出促進対策への支援（県1/2以内） <ul style="list-style-type: none"> ◆ 実務的な展示・商談会 ◆ 中長期に実施するテスト輸出 ◆ 販売促進イベントの開催 ◆ 商品開発・パッケージの工夫 等 <p>【事業実施期間】 平成18年度～平成20年度</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県 (2) 農業団体等 		
<p>4 当初予算額</p> <p>23,028千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね		
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
計画	施策名	2 県産品の販路開拓・拡大の支援		
	事務事業名	当初予算額	事業概要	事業実施主体
	県産品ブラッシュアップ支援事業(農林)	10,434千円	<p>(1) しまねふるさと食品認証事業 個性的・伝統的な農林水産物、加工品の品質について一定の基準を設け認証</p> <p>(2) しまねの顔売り活動事業 県職員自ら県産農林水産物をPR、消費地情報の把握</p>	県
	県産品ブラッシュアップ支援事業(商工)	3,014千円	<p>(1) 共同アンテナスペース活用事業 伊勢丹新宿店の共同アンテナスペースで消費者モニター、テスト販売を行い、商品の改良、認知度向上</p> <p>(2) しまね県産品支援コーディネーター事業 事業者にコーディネーター(23人)を派遣し商品改良・販路開拓等を助言</p>	県

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		担い手の育成に資する基盤整備の推進

1 趣旨

◎ほ場整備事業（経営体育成基盤整備等事業）

農地の有効利用と効率的かつ安定的な経営体（担い手）の育成を図るため、担い手への農地利用集積促進等を条件に、ほ場整備などの生産基盤の整備等を実施する。

2 事業概要

(1) 経営体育成基盤整備事業、農業生産法人等育成緊急整備事業

事業の内容	実施要件	補助率(%)	実施地区数
区画整理 農業用排水施設 農道 暗渠排水 客土 上記に関連のある生産基盤・生活環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 受益面積 20ha以上 担い手への一定割合以上の農地集積 定農業者の一定割合以上の増加 	国：50、55 県：27.5	10地区
農業経営高度化支援事業 農業生産法人等育成促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 高度経営体を1以上育成 高度経営体へ一定割合以上の農地集積 	国：50、55 県：0～50	11地区

(2) 21世紀しまねの農業担い手育成基盤整備促進事業（県単ソフト事業）

事業の内容	実施要件等	補助率(%)	実施地区数	適用
農地基盤整備推進対策促進事業	担い手の集積シェアが一定割合以上	国：— 県：100	—	土地利用調整活動を行う 土地改良区等の指導経費
利用権等加算促進費		国：— 県：100	1地区	農業経営高度化支援事業と連携
作付連担化加算促進費		国：— 県：100	—	〃
土地利用率向上加算		国：— 県：100	—	〃
農地流動化促進事業		国：— 県：100	—	県営中山間地域総合整備事業におけるほ場整備事業を対象

3 事業実施主体

- (1) 県（農業経営高度化支援等事業：県、市町村、土地改良区等）
- (2) 県、市町村、土地改良区

4 当初予算額

経営体育成基盤整備等事業：908,250千円
 21世紀しまねの農業担い手育成基盤整備促進事業等：102,670千円
 （農業経営高度化支援等事業含む）

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね												
発展	政策名	5 生活基盤の維持・確保												
計画	施策名	4 都市・農山漁村空間の保全・整備												
事務事業名		農村地域の定住条件の整備事業												
<p>1 趣旨</p> <p>◎中山間地域総合整備事業</p> <p>農業の生産条件や生活環境条件等が不利な中山間地域において、地域の立地条件に即した生産基盤や農村環境等の整備を一体的・総合的に行い、中山間地域が持っている多面的な機能を活かした農業の振興と、活力ある農村づくりの促進を図る。</p>														
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 対象地域</p> <p>過疎、振興山村、離島等の法令指定を受けている市町村、又はこれらに準ずる市町村であって、林野率が50%かつ傾斜度1/100以上の農用地面積が50%以上を占めている地域。</p> <p>(2) 事業の内容</p> <p>農業生産基盤整備事業（用排水施設、農道、ほ道、農地防災、暗渠排水等）や、農村生活環境整備事業（集落道、営農飲雑、防災安全施設、農村公園、活性化施設等）など。</p> <table border="1" data-bbox="295 1211 1281 1375"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業主体</th> <th>実施要件</th> <th>補助率(%)</th> <th>実施地区数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営</td> <td>県</td> <td>農業生産基盤整備に係る受益面積が60ha以上</td> <td>国：55(離島：60) 県：30～0</td> <td>8地区</td> </tr> </tbody> </table>					区分	事業主体	実施要件	補助率(%)	実施地区数	県営	県	農業生産基盤整備に係る受益面積が60ha以上	国：55(離島：60) 県：30～0	8地区
区分	事業主体	実施要件	補助率(%)	実施地区数										
県営	県	農業生産基盤整備に係る受益面積が60ha以上	国：55(離島：60) 県：30～0	8地区										
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>														
<p>4 当初予算額</p> <p>県営：1,522,500千円</p>														

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね																												
発展	政策名	5 生活基盤の維持・確保																												
計画	施策名	5 居住環境づくり																												
事務事業名		農業集落排水施設の整備事業																												
<p>1 趣旨</p> <p>◎団体営農業集落排水施設整備事業</p> <p>農業集落におけるし尿、生活雑排水を処理する施設や循環利用を目的とした施設を整備し、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、又は農村生活環境の改善を図り、ひいては公共用水域の水質保全に資する。</p>																														
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 事業の内容</p> <p>①農業振興地域内の農業集落を対象とした管路施設、汚水処理施設、及びこれに付帯する施設の整備</p> <p>②処理施設に併せ汚泥・処理水再利用のための資源循環施設の整備</p> <p>(2) 実施地区数 11地区</p> <p>(3) 事業制度</p> <p>補助金（農業集落排水資源循環統合補助事業、農業集落排水統合補助事業）</p> <p>交付金（汚水処理施設整備交付金）</p> <p>(4) 補助率 国：50%</p> <p>県：後年度に県交付金により支援</p> <p>(5) 県交付金</p> <p>下水道普及促進対策交付金（下水道推進課から交付）</p> <p>（目的）新たな処理区着工を促進するための交付金制度</p> <p>（内容）平成14年度から平成22年度までに市町村等が実施する下水道事業費の市町村及び受益者負担部分に次の交付率を乗じた額を次年度から5年間で交付</p> <p>(交付率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">要件</th> <th rowspan="2">財政力指数・普及率</th> <th colspan="2">交付率</th> </tr> <tr> <th>補助事業</th> <th>単独事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(A)集合処理区 未着手市町村</td> <td>H14からH17の間に着手した最初の処理区 (着手から5年間に限る)</td> <td rowspan="2">市町村の 平均以下</td> <td>50%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>(B)未着手処理区を 有する市町村</td> <td>H14からH17の間に新たに着手した処理区 (着手から5年間に限る)</td> <td>40%</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td>(C)上記(A)、(B)に 該当しない市町村</td> <td>H17以前に着手した処理区 H18以降に着手した処理区（※参照）</td> <td>—</td> <td>30%</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>市町村合併の特例</td> <td>合併重点支援地域の指定を受けた市町村で、H15からH17の間に新たに着手した処理区 (着手から5年間に限る)</td> <td>普及率25%以下の市町村</td> <td>50%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(C)区分で平成18年度以降に着手した処理区については、平成22年度末の目標普及率が65%未満の市町村を対象とする。</p>					区分	要件	財政力指数・普及率	交付率		補助事業	単独事業	(A)集合処理区 未着手市町村	H14からH17の間に着手した最初の処理区 (着手から5年間に限る)	市町村の 平均以下	50%	20%	(B)未着手処理区を 有する市町村	H14からH17の間に新たに着手した処理区 (着手から5年間に限る)	40%	16%	(C)上記(A)、(B)に 該当しない市町村	H17以前に着手した処理区 H18以降に着手した処理区（※参照）	—	30%	12%	市町村合併の特例	合併重点支援地域の指定を受けた市町村で、H15からH17の間に新たに着手した処理区 (着手から5年間に限る)	普及率25%以下の市町村	50%	20%
区分	要件	財政力指数・普及率	交付率																											
			補助事業	単独事業																										
(A)集合処理区 未着手市町村	H14からH17の間に着手した最初の処理区 (着手から5年間に限る)	市町村の 平均以下	50%	20%																										
(B)未着手処理区を 有する市町村	H14からH17の間に新たに着手した処理区 (着手から5年間に限る)		40%	16%																										
(C)上記(A)、(B)に 該当しない市町村	H17以前に着手した処理区 H18以降に着手した処理区（※参照）	—	30%	12%																										
市町村合併の特例	合併重点支援地域の指定を受けた市町村で、H15からH17の間に新たに着手した処理区 (着手から5年間に限る)	普及率25%以下の市町村	50%	20%																										
<p>3 事業実施主体</p> <p>市町村</p>																														
<p>4 当初予算額</p> <p>農業集落排水事業費（補助金） 367,472千円</p> <p>汚水処理施設整備交付金（交付金） 10,250千円（県指導監督費）</p>																														

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね															
発展	政策名	5 生活基盤の維持・確保															
計画	施策名	6 地域コミュニティの維持・再生															
事務事業名		農地・水・環境保全向上対策事業															
<p>1 趣旨 農家だけでなく一般住民も含めた地域ぐるみの活動組織を結成し、田畑や水路をはじめ農村の自然や景観などを守る共同活動に対して支援を行う。</p>																	
<p>2 事業概要</p> <p>①実施期間 平成19年度～平成23年度までの5ヶ年間</p> <p>②支援の対象 集落などの一定のまとまりを持った地域において、農業者や一般住民等で構成された活動組織</p> <p>③支援の内容 農地や農業用施設を維持、管理、修繕する活動や農村の環境・景観を守る活動に対して、対象となる地域の農地面積（地目毎）に応じて支援金を交付 <支援交付金></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>支援交付額</th> <th>負担割合</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>4,400円/10a</td> <td>国：1/2</td> <td rowspan="3">活動組織のNPO法人化など、取り組みの水準が高い地区にはさらに20～40万円/地区の促進費を交付</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>2,800円/10a</td> <td>県：1/4</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>400円/10a</td> <td>市町村：1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>④集落機能（地域コミュニティ）向上に併せ事業実施により期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業の生産資源（農地、水路、ため池、農道等）については、きめ細やかな保全向上活動を通じた長寿命化によって、施設のライフサイクルコストを低減する。 ○農村の環境資源（国土保全、生態系保全、水源涵養、景観形成等）については、多面的機能の良好な保全と質的向上が図られることから、広く県民の利益に供される。 ○本施策の特徴は、非農家も含めた地域の共同活動にあり地域の活性化に貢献する。 				地目	支援交付額	負担割合	備考	田	4,400円/10a	国：1/2	活動組織のNPO法人化など、取り組みの水準が高い地区にはさらに20～40万円/地区の促進費を交付	畑	2,800円/10a	県：1/4	草地	400円/10a	市町村：1/4
地目	支援交付額	負担割合	備考														
田	4,400円/10a	国：1/2	活動組織のNPO法人化など、取り組みの水準が高い地区にはさらに20～40万円/地区の促進費を交付														
畑	2,800円/10a	県：1/4															
草地	400円/10a	市町村：1/4															
<p>3 事業実施主体 農家と非農家で構成する活動組織（任意団体） ※支援交付金の交付は、島根県、市町村、県土連、JA中央会等で構成する地域協議会が行う。</p>																	
<p>4 当初予算額 906,292千円（県：221,458千円）</p>																	

総合	基本目標	1 活力あるしまね		
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成		
	事務事業名	当初予算額	事業概要	事業実施主体
	◎ほ場整備事業 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (基盤整備促進等)	186,069千円	<p>・地域特性に応じた多様な農業経営を実現するため、農地の高度利用、農用地の利用集積の加速的な推進を図るようきめ細かい基盤の整備を行う。</p> <p>○事業内容 農業用排水施設、農道、暗渠排水、客土、区画整理等の整備</p> <p>○補助率 国 基本50% (6法指定55%) 県 10～20%</p> <p>○実施地区 8地区</p>	市町村 土地改良区等

総合	基本目標	I 活力あるしまね	
発展	政策名	6 産業基盤の維持・整備	
計画	施策名	1 情報通信基盤の整備促進	
事務事業名		当初予算額	事業概要
◎地域公共ネットワーク整備事業 (農村地域) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (情報基盤整備)		269,404千円	<p>・農村地域にFTTH（光ファイバによる超高速インターネット）を整備することにより、ブロードバンドサービスの地域格差を無くし、コミュニティ機能の充実に資する。</p> <p>○事業内容 ケーブルテレビ施設等の整備</p> <p>○補助率 国 1/3 県 0%</p> <p>○実施地区 1地区</p>
			事業実施主体 市町村

総合	基本目標	I 活力あるしまね																				
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興																				
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり																				
事務事業名		用排水施設等整備事業																				
<p>1 趣旨</p> <p>【かんがい排水事業（一般型）】 農業用排水施設の新設、廃止及び変更によって農業用水の安定確保及び農地の排水条件の改善を図り、農業生産性の向上に資する。</p> <p>【基幹水利施設ストックマネジメント事業】 既存の農業水利施設の有効活用を図り、効率的な機能保全対策を推進するため、施設の劣化状況等を調べる機能診断を行い、その結果に基づく対策工事等を実施し、施設の機能を効率的に保全する。</p>																						
<p>2 事業概要</p> <p>かんがい排水事業（一般型）にあつては、ダム、頭首工、用排水機場、用排水路、排水樋門、水管理改良施設等の新設、廃止又は変更。</p> <p>基幹水利施設ストックマネジメント事業にあつては、国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された農業水利施設について、機能保全計画の策定、機能保全計画に基づく対策工事の実施、突発的事故に対する緊急補修工事の実施。</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の種類</th> <th rowspan="2">実施要件</th> <th colspan="3">負担率(%)</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんがい排水事業（一般型）</td> <td>受益面積200(100)ha以上、かつ末端支配面積100(20)ha以上。国営附帯にあつては、末端支配面積100(20)ha以上のものの合計が200(100)ha以上。但し、ほ場整備等に関連し、水田農業経営確立排水対策実施要綱に基づく水田農業振興計画が策定され、米の計画的生産が確実な地区にあつては、受益面積及び末端支配面積60ha以上。</td> <td>50</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>基幹水利施設ストックマネジメント事業</td> <td>国営又は県営事業等により造成された農業水利施設であつて、施設機能の向上を主な目的としないもの。土地改良法施行令に基づくものは末端支配面積100ha（畑は20ha）以上。</td> <td>50</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（ ）：畑地かんがい</p> <p style="text-align: right;">※土地改良法に基づく事業の場合</p>					事業の種類	実施要件	負担率(%)			国	県	他	かんがい排水事業（一般型）	受益面積200(100)ha以上、かつ末端支配面積100(20)ha以上。国営附帯にあつては、末端支配面積100(20)ha以上のものの合計が200(100)ha以上。但し、ほ場整備等に関連し、水田農業経営確立排水対策実施要綱に基づく水田農業振興計画が策定され、米の計画的生産が確実な地区にあつては、受益面積及び末端支配面積60ha以上。	50	25	25	基幹水利施設ストックマネジメント事業	国営又は県営事業等により造成された農業水利施設であつて、施設機能の向上を主な目的としないもの。土地改良法施行令に基づくものは末端支配面積100ha（畑は20ha）以上。	50	25%	25%
事業の種類	実施要件	負担率(%)																				
		国	県	他																		
かんがい排水事業（一般型）	受益面積200(100)ha以上、かつ末端支配面積100(20)ha以上。国営附帯にあつては、末端支配面積100(20)ha以上のものの合計が200(100)ha以上。但し、ほ場整備等に関連し、水田農業経営確立排水対策実施要綱に基づく水田農業振興計画が策定され、米の計画的生産が確実な地区にあつては、受益面積及び末端支配面積60ha以上。	50	25	25																		
基幹水利施設ストックマネジメント事業	国営又は県営事業等により造成された農業水利施設であつて、施設機能の向上を主な目的としないもの。土地改良法施行令に基づくものは末端支配面積100ha（畑は20ha）以上。	50	25%	25%																		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>																						
<p>4 当初予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かんがい排水事業（一般型） [1地区] : 472,500千円 ・基幹水利施設ストックマネジメント事業 [2地区] : 264,600千円 																						

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		淡水化代替水源対策事業
<p>1 趣旨</p> <p>平成14年12月の淡水化中止決定を受け、平成17年度から宍道湖・中海の淡水化に替わる農業用水確保対策に着手した。これにより、恒久的な水源を確保し、農家の安定的な営農活動に資する。</p> <p>中海干拓揖屋工区及び安来工区は国営中海土地改良事業で、斐伊川沿岸地区は国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）で、それぞれ農林水産省が事業主体となり農業用水確保対策を実施する。その他の宍道湖・中海沿岸地域は、県営事業等で実施する。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 斐伊川沿岸地区国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型） 旧平田市及び斐川町の農業水利施設を整備するとともに地域用水機能の維持・増進を図る。 所在地：出雲市、斐川町 完了予定年度：平成25年度</p> <p>(2) 宍道湖中海沿岸地区県営農村振興総合整備事業 旧松江市3地区、旧八束町1地区、旧安来市2地区の農業用水確保対策を主とする生産基盤整備とこれに関連する生活環境基盤整備を一体的に実施し、宍道湖中海沿岸地域の農村振興を図る。 所在地：松江市、安来市、東出雲町 完了予定年度：平成22年度</p> <p>(3) 県営ため池等整備事業 旧松江市2地区の農業用水確保対策として老朽化したため池の改修を行う。 地区名：岡本地区、蟹穴地区 所在地：松江市 完了予定年度：平成21年度</p> <p>(4) 淡水化代替水源対策助成交付金 宍道湖・中海淡水化に替わる農業用水確保対策を実施する事業に係る地元負担額軽減のため、関係市町に交付金を交付する。 対象市：松江市、出雲市、安来市 完了予定年度：平成41年度</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)・・・農林水産省 ・地域用水機能増進事業・・・・・・・・・・・・・・出雲市、斐川町 ・県営農村振興総合整備事業・・・・・・・・・・・・・・県 ・県営ため池等整備事業・・・・・・・・・・・・・・県 ・淡水化代替水源対策助成交付金・・・・・・・・・・・・・・県 		
<p>4 当初予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)・・・290,000千円 ・地域用水機能増進事業・・・・・・・・・・・・・・3,250千円 ・県営農村振興総合整備事業・・・・・・・・・・・・・・493,500千円 ・県営ため池等整備事業・・・・・・・・・・・・・・189,000千円 ・淡水化代替水源対策助成交付金・・・・・・・・・・・・・・63,438千円 		

総合	基本目標	1 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		特定中山間保全整備事業関係事務
<p>1 趣旨</p> <p>森林と農用地の混在する中山間地域において、森林及び農用地の有する水源かん養等の公益的機能を維持するためには、森林と農用地を一体的に整備することが効率的、効果的である。</p> <p>このため、水源林造成の指定地域であって、地勢等の地理条件が悪く農業の生産条件が不利な中山間地域において、水源林造成と一体的に森林及び農用地の保全・整備を行い、農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的な機能の維持増進を図る。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>区画整理、暗渠排水、農業用排水路、ため池、基幹農林道の農業生産基盤整備及び水源林造成を実施する。</p> <p>対象市町：浜田市、江津市、邑南町</p> <p>(2) 完了予定年度</p> <p>平成25年度</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>(独) 森林総合研究所</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>8,120千円</p> <p>(負担金の償還はH40まで)</p> <p>(参考) H20事業費1,643百万円</p> <p>(内農業分1,400百万円、林業分243百万円)</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		国営事業完了地区等対策推進事業(国営中海土地改良事業負担金)
<p>1 趣旨 国営中海土地改良事業（干拓）の変更計画及び国営中海土地改良事業（干拓附帯農業用排水）の廃止処理計画に基づき、農林水産省が実施する平成20年度の当該事業に要する費用に係る地方負担金を納付する。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 事業内容 平成20年度の国営中海土地改良事業で実施される揖屋・安来工区の農業用水確保対策や中浦水門の撤去工事、森山堤防の開削、架橋工事等の費用に係る地方負担金。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○干拓事業 農業用水確保対策（揖屋、安来工区：地区内調整池の新設・改修、送水管の新設）、西部承水路堤撤去 ○干拓附帯農業用排水事業 斐伊川左岸用水機場及び平田用水機場処分 ○淡水化施設 中浦水門撤去、森山堤開削・架橋 <p>(2) 完了予定年度 平成21年度</p> <p>(3) 事業負担割合 《国費：90%、県費：10%》</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>国</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>413,698千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね																																						
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興																																						
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり																																						
事務事業名 地域の農業振興に資する農道の整備事業																																								
総合	基本目標	II 安心して暮らせるしまね																																						
発展	政策名	5 生活基盤の維持・確保																																						
計画	施策名	1 道路網の整備と維持管理																																						
事務事業名 広域営農団地農道整備事業																																								
<p>1 趣旨</p> <p>農業を振興する地域において、幹線道路へつながる農道を整備することにより、農産物輸送の効率化を図り、農業生産性の向上を促進するとともに、併せて農村環境の改善に資する。</p>																																								
<p>2 事業概要</p> <p>農業の振興を図る地域における基幹的農道の新設又は改良</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の種類</th> <th rowspan="2">実施要件</th> <th colspan="3">負担率(%)</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域営農団地農道整備事業</td> <td>①広域営農団地整備計画に基づき実施するもの ②受益面積概ね1,000ha(300ha)以上 ③延長概ね10km(5km)以上</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>広域農道交付金事業</td> <td>①広域農道のうち市町村道または林道と連携が取れ地域再生計画に挙げているもの</td> <td>62.5</td> <td>27.5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>一般農道整備事業</td> <td>①受益面積概ね50ha(30ha)以上 ②延長概ね1,000m(800m)以上</td> <td>45 ～50</td> <td>40 ～55</td> <td>0 ～10</td> </tr> <tr> <td>農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業</td> <td>①受益面積概ね50ha(30ha)以上 ②総事業費概ね1億円(2千万円)以上</td> <td>50 ※ 55</td> <td>40 ※ 45</td> <td>10 ※ 0</td> </tr> <tr> <td>農道保全対策事業</td> <td>①受益面積50ha以上 ②総事業費3千万円以上 ③農業農村整備事業で造成され農道で管理されているもの</td> <td>45 (50)</td> <td>27.5 (25)</td> <td>27.5 (25)</td> </tr> <tr> <td>ふるさと農道整備事業(県単事業)</td> <td>①県営農道に接続する路線は受益面積10ha以上 ②上記①以外のものにあつては受益面積50ha(30ha)以上</td> <td>—</td> <td>90</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>() : 過疎地域等 ※ : 離島</p>			事業の種類	実施要件	負担率(%)			国	県	他	広域営農団地農道整備事業	①広域営農団地整備計画に基づき実施するもの ②受益面積概ね1,000ha(300ha)以上 ③延長概ね10km(5km)以上	50	40	10	広域農道交付金事業	①広域農道のうち市町村道または林道と連携が取れ地域再生計画に挙げているもの	62.5	27.5	10	一般農道整備事業	①受益面積概ね50ha(30ha)以上 ②延長概ね1,000m(800m)以上	45 ～50	40 ～55	0 ～10	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	①受益面積概ね50ha(30ha)以上 ②総事業費概ね1億円(2千万円)以上	50 ※ 55	40 ※ 45	10 ※ 0	農道保全対策事業	①受益面積50ha以上 ②総事業費3千万円以上 ③農業農村整備事業で造成され農道で管理されているもの	45 (50)	27.5 (25)	27.5 (25)	ふるさと農道整備事業(県単事業)	①県営農道に接続する路線は受益面積10ha以上 ②上記①以外のものにあつては受益面積50ha(30ha)以上	—	90	10
事業の種類	実施要件	負担率(%)																																						
		国	県	他																																				
広域営農団地農道整備事業	①広域営農団地整備計画に基づき実施するもの ②受益面積概ね1,000ha(300ha)以上 ③延長概ね10km(5km)以上	50	40	10																																				
広域農道交付金事業	①広域農道のうち市町村道または林道と連携が取れ地域再生計画に挙げているもの	62.5	27.5	10																																				
一般農道整備事業	①受益面積概ね50ha(30ha)以上 ②延長概ね1,000m(800m)以上	45 ～50	40 ～55	0 ～10																																				
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	①受益面積概ね50ha(30ha)以上 ②総事業費概ね1億円(2千万円)以上	50 ※ 55	40 ※ 45	10 ※ 0																																				
農道保全対策事業	①受益面積50ha以上 ②総事業費3千万円以上 ③農業農村整備事業で造成され農道で管理されているもの	45 (50)	27.5 (25)	27.5 (25)																																				
ふるさと農道整備事業(県単事業)	①県営農道に接続する路線は受益面積10ha以上 ②上記①以外のものにあつては受益面積50ha(30ha)以上	—	90	10																																				
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>																																								
<p>4 当初予算額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>I-2-1</td> <td>農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業</td> <td>(10地区)</td> <td>: 1, 197, 000千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般農道整備事業</td> <td>(8地区)</td> <td>: 763, 350千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農道保全対策事業</td> <td>(2地区)</td> <td>: 89, 250千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ふるさと農道整備事業</td> <td>(2地区)</td> <td>: 230, 000千円</td> </tr> <tr> <td>II-5-1</td> <td>広域営農団地農道整備事業</td> <td>(4地区)</td> <td>: 1, 118, 250千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>広域農道整備交付金事業</td> <td>(3地区)</td> <td>: 1, 081, 500千円</td> </tr> </tbody> </table>			I-2-1	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	(10地区)	: 1, 197, 000千円		一般農道整備事業	(8地区)	: 763, 350千円		農道保全対策事業	(2地区)	: 89, 250千円		ふるさと農道整備事業	(2地区)	: 230, 000千円	II-5-1	広域営農団地農道整備事業	(4地区)	: 1, 118, 250千円		広域農道整備交付金事業	(3地区)	: 1, 081, 500千円														
I-2-1	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	(10地区)	: 1, 197, 000千円																																					
	一般農道整備事業	(8地区)	: 763, 350千円																																					
	農道保全対策事業	(2地区)	: 89, 250千円																																					
	ふるさと農道整備事業	(2地区)	: 230, 000千円																																					
II-5-1	広域営農団地農道整備事業	(4地区)	: 1, 118, 250千円																																					
	広域農道整備交付金事業	(3地区)	: 1, 081, 500千円																																					

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね
発展	政策名	1 安全対策の推進
計画	施策名	7 災害に強い県土づくり
事務事業名		地すべり対策事業
<p>1 趣旨</p> <p>【地すべり対策事業】 島根県は全土が特殊土壌地帯に指定されており、地すべり危険地が540箇所（平成18年4月現在）存在している。 本事業は、地すべり等防止法第3条に基づき指定された「地すべり防止区域」で防止工事を実施することにより地すべり被害から農地や農業用施設などを守り農業生産基盤の維持及び経営の安定を図ると共に、県土の保全と民生の安定に資するものである。</p> <p>【県単農地地すべり防止施設補修事業】 県が管理する地すべり防止施設の補修等を実施することにより、災害や事故の発生の未然防止を図り、県土の保全と民生の安定に資するものである。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>【地すべり対策事業】</p> <p>(1) 主要事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地すべり防止工事の実施 <ul style="list-style-type: none"> 承・排水路・・・・・・・・・・・・・地表水排除工 水抜きボーリング、集水井・・・・地下水排除工 排土、押え盛土・・・・・・・・・・・・・斜面改良工 抑止杭、アンカー・・・・・・・・・・・・・抑止工 <p>(2) 負担区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国1/2、県1/2 <p>【県単農地地すべり防止施設補修事業】</p> <p>(1) 主要事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地すべり防止施設の補修 <ul style="list-style-type: none"> 承・排水路、水抜きボーリング、集水井等の補修工事 <p>(2) 負担区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県10/10 		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>		
<p>4 当初予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地すべり対策事業・・・・・・・・・・・・・23地区：707,490千円 ・県単農地地すべり防止施設補修事業・・・・8地区：50,000千円 		

総合	基本目標	I 活力あるしまね		
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
国営事業完了地区等対策促進事業				
	干拓農地売渡促進への支援	7,376千円	しまね農業振興公社が干拓農地の売渡業務を行うために必要な人的・物的体制整備に係る経費や直接必要な経費について助成する。	しまね農業振興公社
	国営事業完了地区等への支援	2,300千円	国営農地開発地及び干拓地における大規模畑作営農の実現を目指し、営農ビジョンに基づいた実践活動を行う。	県
	直轄事業負担金「主要事業」掲載負担金以外	823,587千円	過去に実施された国営農地開発事業や国営かんがい排水事業斐伊川下流地区に係る地方負担金を償還する。	県、関係市町
国営造成施設管理事業				
	基幹水利施設管理事業	17,738千円	国から県・市町村に管理委託された基幹水利施設について、適正に管理を行うため実施する。 受益面積：1,000(500)ha 畑は300(100)ha以上。 負担率：国30%、県30%、市町村等40% ()：地盤沈下地帯	県・市町村
	国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）	45,087千円	農業水利施設の持つ多面的機能を評価し、国営造成施設（一体不可分な附帯県営造成施設を含む）を管理する土地改良区の管理体制整備を図るため実施する。 負担率：国50%、県25%、市町村25%	【計画策定事業】 県 【推進事業】 県 【支援事業】 市町村

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね		
発展	政策名	1 安全対策の推進		
計画	施策名	7 災害に強い県土づくり		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
ため池等整備事業				
県営ため池等整備事業（小規模）	105,000千円	受益面積：概ね10ha以上 （過・山・半・離は5ha以上） 総事業費：概ね8,000千円以上。 負担率：国50%（52%）、県29%（31%）、 他21%（17%） （ ）：離島	県	
県営ため池等整備事業（大規模）	105,000千円	受益面積：概ね100ha以上 （過・山・半は70ha以上、離は20ha以上） 総事業費：概ね80,000千円以上 （過・山・半・離は30,000千円以上） 負担率：国55%、県28%（30%）、 他17%（15%） （ ）：離島	県	
県営農業用河川工作物応急対策事業	64,050千円	総事業費：概ね100,000千円以上 （離島にあつては50,000千円以上） 河川工作物の改善処置命令があるもの 負担率：国55%、県37%（39%）、 他8%（6%） （ ）：離島	県	
団体営農業用河川工作物応急対策事業	20,220千円	総事業費 ：概ね8,000千円以上100,000千円未満 河川工作物の改善命令があるもの 負担率：国50%、県32%、他18%	市町村	

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		森林整備地域活動交付金事業
<p>1 趣旨</p> <p>森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る観点から、林業経営意欲が低下した森林所有者の森林について、林業事業体等が集約化して施業を実施するとともに、森林所有者等が施業の実施区域を明確化するなど、計画的かつ一体的な施業の実施に必要な作業を行うことが重要である。</p> <p>このため、施業の集約化に必要な「森林情報の収集活動」を支援することにより、林業事業体等による森林施業計画の作成を促進するとともに、森林所有者等による計画的かつ一体的な施業の実施に必要な「施業実施区域の明確化作業」等を支援するため、「森林整備地域活動支援交付金」を交付する。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 採択要件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象森林：①森林施業計画の認定を受けていない私有林のうち一定の要件を満たす森林（主に8・9齢級の人工林） ②森林施業計画の認定を受けた森林（人工林の場合1～9齢級） ○対象者：①対象森林における対象行為の実施者 ②対象森林に係る森林施業計画の作成者 ○対象行為：①市町村長との協定に基づき実施される「森林情報の収集活動」 ②市町村長との協定に基づき実施される「施業実施区域の明確化作業」、「歩道の整備等」 <p>(2) 交付金額等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交付金：①積算基礎森林1haあたり年間15,000円交付 ②積算基礎森林1haあたり年間5,000円交付 （国1/2、県1/4、市町村1/4） <p>(3) 事業実施期間</p> <p>平成19年度～平成23年度</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>市町村</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>418,860千円</p>		

総合	基本目標	1 活力あるしまね								
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興								
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり								
事務事業名		林業公社支援事業								
<p>1 趣旨</p> <p>個人による管理が困難な森林において、林業公社が造林地所有者及び市町村との分収造林契約に基づいて費用を負担する森林整備事業を支援し、健全な森林の育成を推進する。</p> <p>また、林業公社の自主的な経営改善策を支援し、公社経営の安定化を図る。</p>										
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 林業公社事業資金の貸付 分収林契約に基づいて実施する森林施業に必要な資金及び人件費・公庫償還金等の運営に必要な資金の貸付けを実施</p> <p>(2) 損失補償 林業公社が農林漁業金融公庫等の金融機関から資金を借入れる際に必要となる損失補償を実施</p> <p>(3) 指導監督 健全な事業運営を確保するための指導監督を実施</p> <p>(4) 長伐期施業転換推進事業 長期間にわたる公益的機能の維持増進と債務負担の軽減を図るため、分収造林契約の期間を延長（長伐期施業転換）するために必要な経費の補助を実施</p>										
<p>3 事業実施主体</p> <p>社団法人島根県林業公社</p>										
<p>4 当初予算額</p> <table> <tr> <td>(1) 林業公社事業資金の貸付</td> <td>898,004千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 損失補償（債務負担行為）</td> <td>304,073千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 指導監督</td> <td>890千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 長伐期施業転換推進事業（補助金10/10）</td> <td>15,027千円</td> </tr> </table>			(1) 林業公社事業資金の貸付	898,004千円	(2) 損失補償（債務負担行為）	304,073千円	(3) 指導監督	890千円	(4) 長伐期施業転換推進事業（補助金10/10）	15,027千円
(1) 林業公社事業資金の貸付	898,004千円									
(2) 損失補償（債務負担行為）	304,073千円									
(3) 指導監督	890千円									
(4) 長伐期施業転換推進事業（補助金10/10）	15,027千円									

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		木材生産流通体制整備促進事業
<p>1 趣旨</p> <p>地球温暖化の防止や国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全など森林・林業に対するニーズが多様化する中、木質資源を有効利用すべく、森林施業や経営の集約化による事業量の拡大、経営体の体質強化、路網整備・機械化の推進など効率的な生産流通体制を整備することにより、コストの低減と安定的な供給体制の確立を図っていくことが必要である。</p> <p>このため、地域の実態の把握、意欲と能力のある林業事業者等に対しての助成、指導を行う。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 素材生産の低コスト化を目指した林業生産施設の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高性能林業機械の整備 ○チップ製造施設の導入 <p>(2) 経営管理指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○強い林業・木材産業づくり交付金において整備した施設の運営状況について、事業実施主体に対する経営管理指導を実施 <p>(3) 木材流通動向の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内及び県外の木材（原木、木製品）の流通動向を把握 		
<p>3 事業実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 森林組合、協同組合等 (2) 県 (3) 県 		
<p>4 当初予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 101,690千円 (2) 319千円 (3) 572千円 		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	2 県産品の販路開拓・拡大の支援
事務事業名		島根材需要拡大促進事業
<p>1 趣旨</p> <p>本県の林業・木材産業の活性化を図るため、「しまねの木」の安定的な生産・供給をめざす川上・川下連携システムを構築し、県産材を使用した公共施設整備や民間住宅の建設促進、新たな製品や利用技術の開発、大規模需要先の開拓を支援し、県産材の需要拡大を推進する。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 「しまねの木の家」設計コンクール事業 ○木の良さを活かすための知恵や工夫が盛り込まれた「しまねの木の家」を公募し、設計コンクールを実施。事例集を作成。</p> <p>(2) 県外販路拡大 ○東京で開催される「ふるさと建材・家具見本市」への出展</p> <p>(3) 海外需要先開拓調査 ○県内の事業者がこれまで継続してきた木材・木製品の輸出について、実績を検証するとともに今後の方向性について調査を実施。</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>(1) 県 (2) 県 (3) 県</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>(1) 事業費： 766千円 (2) 事業費： 2,500千円 (3) 事業費： 2,700千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		林業担い手育成確保対策事業
<p>1 趣旨</p> <p>県内における林業就業を取り巻く状況は、これまでの取組により、新規就業者の確保、就業者の若齢化、生産性の改善等一定の成果は上げているが、他産業と比較すると、その内容は十分でない。</p> <p>適切な森林整備や木材生産のためには、優秀な林業就業者の確保・育成及びこれを受け入れ、安定的に経営を持続できる意欲と能力を備えた林業事業体の育成を図る必要がある。</p> <p>また、移転等就業の準備に要する経費の負担を軽減するために無利子の資金の貸付を行い、林業への円滑な就業を図る。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 林業労働災害撲滅プロジェクト事業 安全衛生指導員による巡回指導を実施し、林業における労働災害防止等を図る。</p> <p>(2) 林業就業者対策事業 島根県グリーンマイスター養成研修の実施及び新規就業者の確保対策を実施し、林業就業者の定着を図る。</p> <p>(3) 林業労働力確保支援センター事業 林業労働力確保支援センターが行う担い手対策事業を円滑に行うため、就業希望者への情報提供等の支援を行う。</p> <p>(4) 林業就業促進資金の貸付等 林業への円滑な就業を図るため、移転等就業の準備に要する経費負担軽減及び新規就業に際し、林業に必要な研修受講に係る経費について、無利子の資金の貸付を行う（償還免除制度有り）。</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>(1) 島根県（委託先：林業・木材製造業労働災害防止協会島根県支部）</p> <p>(2)～(3)の一部 島根県（委託先：社団法人島根県林業公社（支援センター））</p> <p>(3)の一部 社団法人島根県林業公社（支援センター）</p> <p>(4) 社団法人島根県林業公社（支援センター）</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>26,939千円 うち林業就業促進資金20,264千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		森林組合育成事業
<p>1 趣旨</p> <p>森林組合については、新しまね森林・林業活性化プラン後期施策において森林の管理主体として位置づけるとともに、森林組合の在り方検討会においてその担う役割、方向性を明確にした。</p> <p>県は、森林組合指導方針の一部を改正するとともに、系統の自立的経営を目指した改善を支援し、その役割を最大限に発揮させ、後期施策を着実に推進する。併せて、系統運動（「環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動」）の実現に向けた自己改革の取組みを促進させる。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 森林組合経営改革事業 (予算額： 1,720千円) 系統の指導強化に対して支援し、各森林組合の経営基盤強化を促進させる。</p> <p>(2) 森林組合広域合併促進資金 (予算額： 56,000千円) 広域合併を行った組合に対して、無利子資金を貸し付ける。</p> <p>(3) 森林組合運営・指導事業 (予算額： 242千円) 連合会と協働して森林組合を指導し、系統の体質強化を図る。</p> <p>参考) 県以外からの支援策</p> <p>(1) 林業担い手確保支援センターの事業 ・経営・技術研修会の開催、就業促進資金の融資、高性能林業機械のリース</p> <p>(2) (財)島根県みどりの担い手育成基金の事業 ・基幹作業員の就労条件の整備、若年層新規参入者の雇用促進</p> <p>(3) 全国森林組合連合会系統の事業 ・森林所有者の合意形成による施業の集約化と原木供給可能量の取りまとめ ・提案型集約化施業の普及・定着化のための人材育成（研修への参加） ・木材安定供給協議会における原木供給可能量情報の集積・提供</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>森林組合、島根県森林組合連合会、県</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>57,962千円</p>		

総合	基本目標	Ⅲ 心豊かなしまね
発展	政策名	4 自然環境、文化・歴史の保全と活用
計画	施策名	1 多様な自然の保全
事務事業名		水と緑の森づくり事業
<p>1 趣旨</p> <p>水資源のかん養、県土保全等すべての県民が等しく享受している安全で安心な生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継ぐ。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 県民再生の森事業（整備計画面積：1, 244ha）</p> <p>○荒廃森林の水を育む緑豊かな森の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ■対象：10年以上間伐されていない36年生以上の人工林 ■内容：不要木の伐採、必要に応じた広葉樹植栽や侵入竹の伐採整理など ■条件：県、森林所有者、林業事業体の協定締結と、期間中の伐採制限、及び県民利用の受け入れ ■交付金：初年の手入りに要する標準経費を上限に交付金として交付 <p>○多様な主体による森の再生と県民参加の森づくりフィールドの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ■対象：10年以上手入れされていない人工林 ■内容：不要木の伐採（除間伐、受光伐）、広葉樹植栽（樹下植栽）など ■条件：実施主体（NPO法人等、企業、市町村）ごとに国の補助事業メニュー活用しながら実施 ■交付金：該当する国庫補助事業に基づき交付 <p>(2) 県民再生の森モデル事業（整備計画面積：50ha）</p> <p>○集落周辺の美しい景観形成等を目的に、モデル的な森林整備を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ■対象：10年以上手入れされていない道路沿い等の人工林等 ■内容：不要木の伐採、管理道開設、管理支障木整理など ■条件：県、森林所有者、林業事業体の長期協定締結と、期間中の林業事業体による適正管理など ■交付金：初年の手入りに要する標準経費を上限に交付金として交付 		
<p>3 事業実施主体</p> <p>森林所有者、林業事業体、NPO法人、企業、市町村</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>314,762千円（水と緑の森づくり事業予算356,362千円の内数）</p>		

総合	基本目標	Ⅲ 心豊かなしまね
発展	政策名	4 自然環境、文化・歴史の保全と活用
計画	施策名	1 多様な自然の保全
事務事業名		県民参加による森づくり事業
<p>1 趣旨</p> <p>県民に森づくり活動等に積極的に参加してもらい、森林・林業への理解を深める。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 水と緑の森づくり事業</p> <p>○森づくり推進事業</p> <p>■森づくり情報交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水と緑の森づくり会議の開催・季刊誌発行・水と緑の森づくり促進PR ・森林林業体験活動の推進 <p>■森づくりサポート体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業参加の森づくり制度推進PR・森づくりサポートセンターPR ・地域の緑の少年団育成支援・森づくりプロデューサー養成派遣 <p>○森づくり・資源活用実践事業</p> <p>■県民や市町村の自主的な森づくり活動を推進するため、メニューに沿って県民自らが企画・立案した取り組みを支援する。</p> <p>(2) 県民参加による森づくり事業</p> <p>○(社)島根県緑化推進委員会活動の推進</p> <p>■都市住民等による森林の整備・保全活動への直接参加を促進</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県、県民、市町村、(社)島根県緑化推進委員会</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>41,600千円(水と緑の森づくり事業予算356,362千円の内数)</p> <p>1,800千円(県民参加による森づくり事業予算)</p>		

総合	基本目標	Ⅲ 心豊かなしまね
発展	政策名	4 自然環境、文化・歴史の保全と活用
計画	施策名	5 環境保全の推進
事務事業名		木質バイオマス資源利用促進事業
<p>1 趣旨 木質バイオマス資源のエネルギー利用はもとより多様な用途への利活用を促進するために、木質バイオマス資源利活用施設の整備を支援し、林業・木材産業の活性化に加えて循環型社会の構築、環境保全の推進を目指す。</p>		
<p>2 事業概要 木質バイオマス利活用を図るための施設の導入 ○木質バイオマスエネルギー利用施設の整備 ○林地残材利活用機材の整備</p>		
<p>3 事業実施主体 市町村等</p>		
<p>4 当初予算額 56,850千円</p>		

【林業課】

【その他事業】

総合	基本目標	I 活力あるしまね		
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
林業普及指導事業		15,730千円	<p>林業普及指導事業では、森林の有する多面的機能の発揮と、林業の持続的かつ健全な発展のために、林業普及員が、森林組合等に対して、以下の県戦略課題を中心に普及指導活動を展開する。</p> <p>①木材生産団地化推進 ②県産木質資源活用の促進 ③県民との協働による森づくり推進</p>	県
中山間地域の農林試験研究推進事業		62,385千円	<p>森林から産出される様々な森林資源を有効に活用し、中山間地域の産業創出、就業の機会増大に結びつけるため、その障壁となる課題を調査、試験研究の実施により克服する。また、森林が持つ多様な機能を高度発揮させるための技術手法を研究・開発するとともに、健全な森林を適正に管理するため必要な手法を研究・開発することで森林の多面的な活用に資する。</p>	県
林業・木材産業制度資金融資事業		470,854千円	<p>【主な制度融資】</p> <p>■林業・木材産業改善資金 林業従事者等に対し無利子の資金を融通することにより、林業経営若しくは木材産業経営の発展に資することを目的とする。国と県による資金造成により運用しているが、20年度は需要の伸びに対応するため追加造成を行う。 □貸付枠：50,000千円</p> <p>■木材産業等高度化推進資金 □融資枠：591,000千円</p> <p>■木材協同組合育成資金（県単） □融資枠：600,000千円</p>	<p>県</p> <p>【貸付窓口：隠岐支庁、農林振興センター、森林組合及び県木協連】</p> <p>農林中金・商工中金・合銀 島銀・合銀</p>
流域森林・林業活性化対策事業		1,500千円	<p>木材の安定的な生産・流通体制を確立するため、隣接県と連携し地域の実態を把握するための調査事業を実施する。</p>	県

【林業課】

[その他事業]

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね	
発展	政策名	1 安全対策の推進	
計画	施策名	8 食の安全の確保	
事務事業名		当初予算額	事業概要
しまねスクスク 安心きのこ産地 づくり事業		1,813千円	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ類の安全・安心基準として策定した「島根県安心きのこ生産マニュアル」の普及 ・「島根県エコロジーきのこ推奨制度」による県推奨製品のPR ・産地情報の公開、消費者との交流事業
			事業実施主体
			県、消費者団体、生産者、流通関係者

総合	基本目標	I 活力あるしまね																																
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興																																
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり																																
事務事業名		造林事業																																
<p>1 趣旨 (造林事業) 水資源のかん養、県土の保全等森林の持つ多面的機能の高度発揮及び森林資源の充実並びに山村の振興を図るため、植栽、下刈り、除間伐等の一連の造林作業を通じて重視すべき機能等に応じた森林の整備を行う。 (森林環境整備事業) 野生鳥獣による森林・農作物被害や人的被害を防止するため、不用木の伐採、広葉樹植栽等の実施により野生鳥獣の生息環境を改善する。 (林業経営改善支援事業) 林業経営の悪化や意欲の低下等により適正に管理されない森林が増加する中で、造林事業を行う者に対し、既存の公庫資金と森林整備活性化資金との併用貸付による低利融資や、造林補助金の上乗せ助成により経営コストの低減と施業の集積を促進し、健全で活力ある森林整備を推進する。</p>																																		
<p>2 事業概要 (造林事業)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>概要等</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">森林環境保全造林事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">育成林整備事業</td> <td>公的森林整備推進事業</td> <td>森林所有者等による整備が進みがたい森林において整備を実施</td> <td>5/10</td> </tr> <tr> <td>流域育成林整備事業</td> <td>機能区分の区域にとらわれず一体的かつ効率的な整備を促進</td> <td>4/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共生環境整備事業</td> <td>森林空間総合整備事業</td> <td>概ね50ha以上のまとまりを持つ森林の区域で、森林の特性や地域の要請に対応した多様な森林整備を行う</td> <td>7/10</td> </tr> <tr> <td>絆の森整備事業</td> <td>機能区分の区域にとらわれず多様な主体による森林づくりを実施</td> <td>7/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機能回復整備事業</td> <td>特定森林造成事業</td> <td>植栽によらなければ更新が困難と見込まれるものを対象に植栽等を行う。</td> <td>4/10</td> </tr> <tr> <td>被害地等森林整備事業</td> <td>県以外の者が育成単層林整備の保育(倒木起こしを除く)を行う場合は、保安林等に限る。</td> <td>4/10</td> </tr> <tr> <td colspan="2">森林居住環境整備事業</td> <td>居住地周辺の森林における景観、森林とのふれあい等に配慮した整備を実施。</td> <td>4/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>《共通》補助対象施業：植栽、保育等 《査定係数》森林環境保全造林事業70～180、森林居住環境整備事業150・170 《主な造林補助金算定方式》 補助金＝標準単価×諸掛费率×事業量×査定係数×補助率</p> <p>(森林環境整備事業) 不用木の伐採、広葉樹植栽、受光伐、樹下植栽、鳥獣害防止施設の設置 補助率4/10 (林業経営改善支援事業) 森林経営の環境改善を図り森林整備を推進するため、森林整備活性化資金の借受者が造林補助事業を実施する場合に、造林事業査定事業費の3%を助成する。</p>				事業名	概要等	補助率	森林環境保全造林事業			育成林整備事業	公的森林整備推進事業	森林所有者等による整備が進みがたい森林において整備を実施	5/10	流域育成林整備事業	機能区分の区域にとらわれず一体的かつ効率的な整備を促進	4/10	共生環境整備事業	森林空間総合整備事業	概ね50ha以上のまとまりを持つ森林の区域で、森林の特性や地域の要請に対応した多様な森林整備を行う	7/10	絆の森整備事業	機能区分の区域にとらわれず多様な主体による森林づくりを実施	7/10	機能回復整備事業	特定森林造成事業	植栽によらなければ更新が困難と見込まれるものを対象に植栽等を行う。	4/10	被害地等森林整備事業	県以外の者が育成単層林整備の保育(倒木起こしを除く)を行う場合は、保安林等に限る。	4/10	森林居住環境整備事業		居住地周辺の森林における景観、森林とのふれあい等に配慮した整備を実施。	4/10
事業名	概要等	補助率																																
森林環境保全造林事業																																		
育成林整備事業	公的森林整備推進事業	森林所有者等による整備が進みがたい森林において整備を実施	5/10																															
	流域育成林整備事業	機能区分の区域にとらわれず一体的かつ効率的な整備を促進	4/10																															
共生環境整備事業	森林空間総合整備事業	概ね50ha以上のまとまりを持つ森林の区域で、森林の特性や地域の要請に対応した多様な森林整備を行う	7/10																															
	絆の森整備事業	機能区分の区域にとらわれず多様な主体による森林づくりを実施	7/10																															
機能回復整備事業	特定森林造成事業	植栽によらなければ更新が困難と見込まれるものを対象に植栽等を行う。	4/10																															
	被害地等森林整備事業	県以外の者が育成単層林整備の保育(倒木起こしを除く)を行う場合は、保安林等に限る。	4/10																															
森林居住環境整備事業		居住地周辺の森林における景観、森林とのふれあい等に配慮した整備を実施。	4/10																															
<p>3 事業実施主体 造林事業：県、林業公社、市町村、森林所有者、森林組合等 森林環境整備事業：市町村、森林組合 林業経営改善支援事業：林業公社</p>																																		
<p>4 当初予算額 造林事業：709,476千円 森林環境整備事業：40,100千円 林業経営改善支援事業：13,985千円</p>																																		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり
事務事業名		未整備森林緊急公的整備導入モデル事業
<p>1 趣旨</p> <p>森林所有者による自主的な整備が進まない森林において、公的機関等が実施主体となって実施する、創意工夫を活かした効率的な間伐等の森林整備手法の構築に向けたモデル的な取り組みを支援し、未整備森林の解消と森林吸収源対策を推進する。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>対象森林 おおむね1990年以降施業が行われていないと見込まれる森林、又は、間伐等の実施が必要な7齢級以下の過密な林分。 森林施業計画等により間伐等が計画されていない森林。</p> <p>対象施業 ①除間伐等（不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積等） 除間伐と一体的に行う枝打ち等 ②関連条件整備活動（①の着手に必要な対象森林の調査、森林所有者の確認、境界確定等）</p> <p>補助率 定額（25万円/haを上限）</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県、市町村、森林整備法人、森林組合等</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>125,200千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね								
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興								
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり								
事務事業名		木材生産団地化推進対策事業								
<p>1 趣旨</p> <p>森林資源情報を管理した木材生産団地等において、森林の施業・経営の集約化や基盤整備（高性能林業機械の導入、作業道等の開設）を行い、木材生産コストを低減させるとともに生産ロットを拡大し、木材の安定供給体制を整備する。</p>										
<p>2 事業概要</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>木材生産促進事業</td> <td>補助率</td> </tr> <tr> <td>木材搬出作業道開設 作業道改良</td> <td>40/100～68/100</td> </tr> <tr> <td>林業機械作業システム整備事業</td> <td>補助率</td> </tr> <tr> <td>間伐団地作業道開設 高性能林業機械導入（フォワーダ等）</td> <td>50/100 40/100～45/100</td> </tr> </table>			木材生産促進事業	補助率	木材搬出作業道開設 作業道改良	40/100～68/100	林業機械作業システム整備事業	補助率	間伐団地作業道開設 高性能林業機械導入（フォワーダ等）	50/100 40/100～45/100
木材生産促進事業	補助率									
木材搬出作業道開設 作業道改良	40/100～68/100									
林業機械作業システム整備事業	補助率									
間伐団地作業道開設 高性能林業機械導入（フォワーダ等）	50/100 40/100～45/100									
<p>3 事業実施主体</p> <p>森林組合等</p>										
<p>4 当初予算額</p> <p>96,950千円</p>										

総合	基本目標	I 活力あるしまね																																																				
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興																																																				
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり																																																				
事務事業名		県・市町村林道事業、広域基幹林道事業																																																				
<p>1 趣旨</p> <p>地球温暖化防止対策のための森林管理、森林整備用道路及び林産物の搬出ルートを整備をコスト削減を図りながら、効果的、効率的に実施する。また、奥地森林地域において森林整備の促進や林業等地域産業の振興及び森林資源の搬出コストの低減を図るため骨格的な広域基幹林道の整備を進める。</p>																																																						
<p>2 事業概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>路線数</th> <th>事業費 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営林道</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開設事業費</td> <td>6</td> <td>470,900</td> </tr> <tr> <td>道整備交付金事業費</td> <td>5</td> <td>430,000</td> </tr> <tr> <td>市町村営林道</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開設事業費</td> <td>4</td> <td>87,532</td> </tr> <tr> <td>改良事業費</td> <td>1</td> <td>6,816</td> </tr> <tr> <td>舗装事業費</td> <td>2</td> <td>20,104</td> </tr> <tr> <td>林業地域総合整備事業費</td> <td>1</td> <td>60,448</td> </tr> <tr> <td>道整備交付金事業費</td> <td>2</td> <td>9,137</td> </tr> <tr> <td>災害復旧費（過年災）</td> <td>-</td> <td>164,000</td> </tr> <tr> <td>災害復旧費（現年災）</td> <td>-</td> <td>238,000</td> </tr> <tr> <td>広域基幹林道</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域基幹林道整備事業費（県営）</td> <td>2</td> <td>500,000</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>林道整備調査委託事業費</td> <td>-</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>23</td> <td>1,987,537</td> </tr> </tbody> </table> <p>※広域基幹林道整備事業（H20新規）は旧緑資源機構林道</p>				事業区分	路線数	事業費 (千円)	県営林道			開設事業費	6	470,900	道整備交付金事業費	5	430,000	市町村営林道			開設事業費	4	87,532	改良事業費	1	6,816	舗装事業費	2	20,104	林業地域総合整備事業費	1	60,448	道整備交付金事業費	2	9,137	災害復旧費（過年災）	-	164,000	災害復旧費（現年災）	-	238,000	広域基幹林道			広域基幹林道整備事業費（県営）	2	500,000	その他			林道整備調査委託事業費	-	600	計	23	1,987,537
事業区分	路線数	事業費 (千円)																																																				
県営林道																																																						
開設事業費	6	470,900																																																				
道整備交付金事業費	5	430,000																																																				
市町村営林道																																																						
開設事業費	4	87,532																																																				
改良事業費	1	6,816																																																				
舗装事業費	2	20,104																																																				
林業地域総合整備事業費	1	60,448																																																				
道整備交付金事業費	2	9,137																																																				
災害復旧費（過年災）	-	164,000																																																				
災害復旧費（現年災）	-	238,000																																																				
広域基幹林道																																																						
広域基幹林道整備事業費（県営）	2	500,000																																																				
その他																																																						
林道整備調査委託事業費	-	600																																																				
計	23	1,987,537																																																				
<p>3 事業実施主体</p> <p>県、市町村</p>																																																						
<p>4 当初予算額</p> <p>1,987,537千円</p>																																																						

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね																																																																				
発展	政策名	1 安全対策の推進																																																																				
計画	施策名	7 災害に強い県土づくり																																																																				
事務事業名		治山施設事業、地すべり防止事業、災害復旧事業																																																																				
<p>1 趣旨</p> <p>山地災害から人命・財産を守るため効果的、効率的に施設整備を進めるとともに、ソフト対策（地域住民の自主的な防災対策に対する支援）に努める。また、老朽化、破損した既存治山施設の機能回復を図ることでコスト縮減を図る、併せて、地球温暖化防止対策として本数調整伐（間伐）等森林整備を推進する。</p>																																																																						
<p>2 事業概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業区分</th> <th>箇所数</th> <th>事業費 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">治山施設</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">国補</td> <td>復旧治山事業費</td> <td>5</td> <td>138,565</td> </tr> <tr> <td>保安林改良事業費</td> <td>11</td> <td>102,185</td> </tr> <tr> <td>保育事業費</td> <td>28</td> <td>83,032</td> </tr> <tr> <td>水源地域整備事業費</td> <td>15</td> <td>444,371</td> </tr> <tr> <td>水土保全治山事業費</td> <td>28</td> <td>635,152</td> </tr> <tr> <td>防災林整備事業費</td> <td>4</td> <td>67,624</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県単</td> <td>治山施設長寿命化事業費</td> <td>59</td> <td>258,700</td> </tr> <tr> <td>自然災害防止事業費（通常分）</td> <td>3</td> <td>11,440</td> </tr> <tr> <td colspan="4">地すべり防止</td> </tr> <tr> <td>国補</td> <td>地すべり防止事業費</td> <td>8</td> <td>238,155</td> </tr> <tr> <td colspan="4">災害復旧</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国補</td> <td>災害関連緊急治山等事業費</td> <td>-</td> <td>570,000</td> </tr> <tr> <td>災害関連林地崩壊防止事業費</td> <td>-</td> <td>45,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県単</td> <td>自然災害防止事業費（災害分）</td> <td>-</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>災害関連施行地管理事業費</td> <td>-</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>林地崩壊防止事業費</td> <td>-</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>161</td> <td>2,714,224</td> </tr> </tbody> </table>				事業区分		箇所数	事業費 (千円)	治山施設				国補	復旧治山事業費	5	138,565	保安林改良事業費	11	102,185	保育事業費	28	83,032	水源地域整備事業費	15	444,371	水土保全治山事業費	28	635,152	防災林整備事業費	4	67,624	県単	治山施設長寿命化事業費	59	258,700	自然災害防止事業費（通常分）	3	11,440	地すべり防止				国補	地すべり防止事業費	8	238,155	災害復旧				国補	災害関連緊急治山等事業費	-	570,000	災害関連林地崩壊防止事業費	-	45,000	県単	自然災害防止事業費（災害分）	-	20,000	災害関連施行地管理事業費	-	30,000	林地崩壊防止事業費	-	70,000	計		161	2,714,224
事業区分		箇所数	事業費 (千円)																																																																			
治山施設																																																																						
国補	復旧治山事業費	5	138,565																																																																			
	保安林改良事業費	11	102,185																																																																			
	保育事業費	28	83,032																																																																			
	水源地域整備事業費	15	444,371																																																																			
	水土保全治山事業費	28	635,152																																																																			
	防災林整備事業費	4	67,624																																																																			
県単	治山施設長寿命化事業費	59	258,700																																																																			
	自然災害防止事業費（通常分）	3	11,440																																																																			
地すべり防止																																																																						
国補	地すべり防止事業費	8	238,155																																																																			
災害復旧																																																																						
国補	災害関連緊急治山等事業費	-	570,000																																																																			
	災害関連林地崩壊防止事業費	-	45,000																																																																			
県単	自然災害防止事業費（災害分）	-	20,000																																																																			
	災害関連施行地管理事業費	-	30,000																																																																			
	林地崩壊防止事業費	-	70,000																																																																			
計		161	2,714,224																																																																			
<p>3 事業実施主体</p> <p>県、市町村（林地崩壊防止事業）</p>																																																																						
<p>4 当初予算額</p> <p>2,714,224千円</p>																																																																						

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね																					
発展	政策名	5 生活基盤の維持・確保																					
計画	施策名	4 都市・農山漁村空間の保全・整備																					
事務事業名		野生鳥獣被害対策事業																					
<p>1 趣旨</p> <p>野生鳥獣による農林業被害の発生は、中山間地域を中心とした農業離れや、過疎化に拍車をかけることが懸念されることから、被害の早期軽減を目的とした対策の実施が重要である。</p> <p>そこで効果的な防除方法等の開発や普及を実施するとともに、被害軽減に向けた地域の主体的な取り組みを促進する。</p>																							
<p>2 事業概要</p> <p>人と野生鳥獣が共生していける地域社会の実現を目指し各種事業を実施する。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">①鳥獣保護法に基づく許認可</td> <td style="width: 20%;">狩猟対策費</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">4,045千円</td> <td style="width: 20%; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> 狩猟免許事務 狩猟者登録事務 講習会開催 (適正狩猟対策) </td> </tr> <tr> <td>②被害対策協議会の開催</td> <td>有害鳥獣被害対策推進事業</td> <td>協議会開催</td> <td style="text-align: right;">469千円</td> </tr> <tr> <td>③生態・行動等の調査研究</td> <td>鳥獣専門指導員設置 (クマ)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">2,454千円</td> </tr> <tr> <td>④有害鳥獣被害対策交付金</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">32,635千円</td> </tr> <tr> <td>⑤鳥獣被害緊急対策モデル事業 (新規)</td> <td>リーダー養成・緩衝帯等の整備</td> <td></td> <td style="text-align: right;">6,064千円</td> </tr> </table>				①鳥獣保護法に基づく許認可	狩猟対策費	4,045千円	狩猟免許事務 狩猟者登録事務 講習会開催 (適正狩猟対策)	②被害対策協議会の開催	有害鳥獣被害対策推進事業	協議会開催	469千円	③生態・行動等の調査研究	鳥獣専門指導員設置 (クマ)		2,454千円	④有害鳥獣被害対策交付金			32,635千円	⑤鳥獣被害緊急対策モデル事業 (新規)	リーダー養成・緩衝帯等の整備		6,064千円
①鳥獣保護法に基づく許認可	狩猟対策費	4,045千円	狩猟免許事務 狩猟者登録事務 講習会開催 (適正狩猟対策)																				
②被害対策協議会の開催	有害鳥獣被害対策推進事業	協議会開催	469千円																				
③生態・行動等の調査研究	鳥獣専門指導員設置 (クマ)		2,454千円																				
④有害鳥獣被害対策交付金			32,635千円																				
⑤鳥獣被害緊急対策モデル事業 (新規)	リーダー養成・緩衝帯等の整備		6,064千円																				
<p>3 事業実施主体</p> <p>県、市町村</p>																							
<p>4 当初予算額</p> <p style="text-align: center;">45,667千円</p>																							

総合	基本目標	Ⅲ 心豊かなしまね
発展	政策名	4 自然環境、文化・歴史の保全と活用
計画	施策名	1 多様な自然の保全
事務事業名		森林病虫害等防除事業

1 趣旨

松林は、海岸防風林や水源かん養林などとして重要な役割を果たすほか、美しい景観美により県民の生活や文化と深く結びついている。

松くい虫被害の蔓延を抑制し、松林のもつ多様な機能を持続的に発揮させていくために、予防措置と駆除措置を効果的に組み合わせ、松林の保全を図る。

2 事業概要

区分	事業量	内容
予防措置	空中散布	1,365ha ヘリコプターを利用した薬剤散布
	地上散布	9,261本 地上からの薬剤散布
	樹幹注入	1,185本 殺センチウ剤の注入
駆除措置	伐倒駆除	1,883m ³ 当年度枯損木の伐倒、薬剤処理等
その他	普及啓発	1式 森林病虫害防除に関する研修等
	安全確認調査	1式 空中散布に伴う水質等の調査

注：上記とは別に、駆除措置として造林事業による伐倒駆除(衛生伐)867m³を予定
 補助率 国補 (国1/2、県1/4)
 県単 (県1/2)

3 事業実施主体

県、市町村等

4 当初予算額

59,782千円

総合	基本目標	Ⅲ 心豊かなしまね																											
発展	政策名	4 自然環境・文化・歴史の保全と活用																											
計画	施策名	1 多様な自然の保全																											
事務事業名		野生鳥獣保護対策事業																											
<p>1 趣旨</p> <p>自然の一部である野生鳥獣を適正に保護管理していくことは、本県の豊かな自然環境を後世に伝える上で重要である。</p> <p>しかし、ニホンジカ等の野生鳥獣による農林作物被害が発生している現状から、野生鳥獣の保護に対する住民意識は厳しい状況である。このため地域住民の理解が得られるよう、被害防止対策と頭数管理（捕獲）も含め一体的に取り組む保護管理事業等を実施する。</p>																													
<p>2 事業概要</p> <p>野生鳥獣保護管理を図るため各種事業を行う。</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">①保護管理事業の実施</td> <td style="vertical-align: top;">シカ適正管理対策委託事業 22,909千円</td> <td style="vertical-align: top;">生息頭数管理 被害予防対策 生息環境整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">ツキノワグマ保護管理対策事業647千円</td> <td style="vertical-align: top;">錯誤捕獲対策 477千冊 放獣用麻醉銃 170冊</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">②鳥獣保護区等の設定</td> <td style="vertical-align: top;">鳥獣保護区整備費 913千円</td> <td style="vertical-align: top;">標識設置</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">③鳥獣保護員の設置</td> <td style="vertical-align: top;">鳥獣保護員設置事業 10,035千円</td> <td style="vertical-align: top;">鳥獣保護員 45名</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">④保護管理協議会等の開催</td> <td style="vertical-align: top;">シカ対策事業 3,298千円</td> <td style="vertical-align: top;">協議会開催 アドバイザー設置</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">クマ対策事業 自然環境保全審議会鳥獣保護部会</td> <td style="vertical-align: top;">協議会開催 229千冊 部会開催 463千冊</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">⑤傷病鳥獣救護</td> <td style="vertical-align: top;">傷病鳥獣救護体制整備事業 1,921千円</td> <td style="vertical-align: top;">救護ドクター配置 傷病野生鳥獣救護</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">⑥保護思想の普及啓発</td> <td style="vertical-align: top;">鳥獣保護思想普及啓発事業 403千円</td> <td style="vertical-align: top;">愛鳥週間ポスターコンクール 野鳥観察会</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">⑦生態行動等の調査研究</td> <td style="vertical-align: top;">鳥類生息調査 954千円</td> <td style="vertical-align: top;">ガン・カモ調査ほか</td> </tr> </table>			①保護管理事業の実施	シカ適正管理対策委託事業 22,909千円	生息頭数管理 被害予防対策 生息環境整備		ツキノワグマ保護管理対策事業647千円	錯誤捕獲対策 477千冊 放獣用麻醉銃 170冊	②鳥獣保護区等の設定	鳥獣保護区整備費 913千円	標識設置	③鳥獣保護員の設置	鳥獣保護員設置事業 10,035千円	鳥獣保護員 45名	④保護管理協議会等の開催	シカ対策事業 3,298千円	協議会開催 アドバイザー設置		クマ対策事業 自然環境保全審議会鳥獣保護部会	協議会開催 229千冊 部会開催 463千冊	⑤傷病鳥獣救護	傷病鳥獣救護体制整備事業 1,921千円	救護ドクター配置 傷病野生鳥獣救護	⑥保護思想の普及啓発	鳥獣保護思想普及啓発事業 403千円	愛鳥週間ポスターコンクール 野鳥観察会	⑦生態行動等の調査研究	鳥類生息調査 954千円	ガン・カモ調査ほか
①保護管理事業の実施	シカ適正管理対策委託事業 22,909千円	生息頭数管理 被害予防対策 生息環境整備																											
	ツキノワグマ保護管理対策事業647千円	錯誤捕獲対策 477千冊 放獣用麻醉銃 170冊																											
②鳥獣保護区等の設定	鳥獣保護区整備費 913千円	標識設置																											
③鳥獣保護員の設置	鳥獣保護員設置事業 10,035千円	鳥獣保護員 45名																											
④保護管理協議会等の開催	シカ対策事業 3,298千円	協議会開催 アドバイザー設置																											
	クマ対策事業 自然環境保全審議会鳥獣保護部会	協議会開催 229千冊 部会開催 463千冊																											
⑤傷病鳥獣救護	傷病鳥獣救護体制整備事業 1,921千円	救護ドクター配置 傷病野生鳥獣救護																											
⑥保護思想の普及啓発	鳥獣保護思想普及啓発事業 403千円	愛鳥週間ポスターコンクール 野鳥観察会																											
⑦生態行動等の調査研究	鳥類生息調査 954千円	ガン・カモ調査ほか																											
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>																													
<p>4 当初予算額</p> <p>41,772千円</p>																													

【森林整備課】

【その他事業】

総合	基本目標	I 活力あるしまね	
発展	政策名	2 自然が育む資源を生かした産業の振興	
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり	
事務事業名		当初予算額	事業概要
森林計画樹立事業		1,961千円	農林水産大臣が定める全国森林計画に即して、森林法第5条に基づき県内森林計画区域にその計画区域内の民有林について5年ごとに10年を一期とする各計画区における森林のあるべき姿とそのために必要な事業目標等を示す「地域森林計画」を樹立する。
森林資源情報の更新・管理事業		22,260千円	地域森林計画樹立対象森林計画区における現地調査（林分調査）及び各種委託調査等の実施により最新の森林資源情報を入手するとともに、森林情報システムの整備開発及び運用により、森林簿等森林資源データの更新と管理を行う。
林業種苗供給事業		17,846千円	多様な森林の整備に必要な育成品種を提供するため、採種穂園の維持管理及び改良、次代検定林の調査、林業用種子採取等を行う。
森林保険事業		4,532千円	林業経営の安定に資するため、森林国営保険法に基づき保険契約、損害てん補等に関する事務を行う。 山火事予防のため、ポスター配布、標示板設置等を行う。
			事業実施主体
			県
			県
			県
			県

【森林整備課】

[その他事業]

総合	基本目標	Ⅲ 心豊かなしまね		
発展	政策名	4 自然環境、文化・歴史の保全と活用		
計画	施策名	1 多様な自然の保全		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
保安林整備管理 事業		32,433千円	公益的機能を発揮させる必要のある森林を保安林に指定し、保安林が常にその指定目的に即して機能を発揮できるように、保安林の適正かつ円滑な管理・整備を行う。	県
林地開発許可事務		—	開発により、森林の持つ災害防止等の公益的機能が損なわれないよう、適正な許可事務及び指導を行う。	県

総合	基本目標	I 活力あるしまね																								
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興																								
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり																								
事務事業名		栽培漁業事業化総合推進事業																								
<p>1 趣旨</p> <p>栽培漁業の地域への定着を図るため、当該地域の市町村、漁協、漁業者等による推進組織を基に、漁業者自らによる中間育成、放流、漁場管理、調査等を実施し、広域での栽培漁業の推進体制づくりを進め、栽培漁業の事業化への促進を図る。</p>																										
<p>2 事業概要</p> <p>(1) マダイ、ヒラメの中間育成、放流</p> <p>平成20年度の放流予定尾数 単位：千尾</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>マダイ</th> <th>ヒラメ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>隠岐島前</td> <td>425 (500)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>隠岐島後</td> <td>425 (500)</td> <td>0 (0)</td> </tr> <tr> <td>出雲東部</td> <td>136 (160)</td> <td>112 (125)</td> </tr> <tr> <td>出雲西部</td> <td>34 (40)</td> <td>112 (125)</td> </tr> <tr> <td>石見東部</td> <td>85 (100)</td> <td>180 (200)</td> </tr> <tr> <td>石見西部</td> <td>0 (0)</td> <td>225 (250)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,105 (1,300)</td> <td>630 (700)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">() は中間育成尾数</p> <p>(2) モニタリング調査</p> <p>放流効果を把握するため、県内の主要な市場での漁獲物のモニタリング調査を実施する。</p> <p>(3) 推進活動</p> <p>栽培漁業の推進方策や効果について、協議を行う。</p>				マダイ	ヒラメ	隠岐島前	425 (500)	0 (0)	隠岐島後	425 (500)	0 (0)	出雲東部	136 (160)	112 (125)	出雲西部	34 (40)	112 (125)	石見東部	85 (100)	180 (200)	石見西部	0 (0)	225 (250)	合計	1,105 (1,300)	630 (700)
	マダイ	ヒラメ																								
隠岐島前	425 (500)	0 (0)																								
隠岐島後	425 (500)	0 (0)																								
出雲東部	136 (160)	112 (125)																								
出雲西部	34 (40)	112 (125)																								
石見東部	85 (100)	180 (200)																								
石見西部	0 (0)	225 (250)																								
合計	1,105 (1,300)	630 (700)																								
<p>3 事業実施主体</p> <p style="text-align: center;">社団法人島根県水産振興協会</p>																										
<p>4 当初予算額</p> <p style="text-align: center;">17,739千円</p>																										

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	2 県産品の販路開拓・拡大の支援
事務事業名		売れる水産物づくり推進プロジェクト
<p>1 趣旨</p> <p>本県には高鮮度化・高品質化、新たな販路開拓などにより魚価向上が期待できる水産物が多くある。このため、漁協が行う販売力強化のための支援を行うとともに、県内主要水産物の魚価向上を目的とした取り組みを推進し、漁業経営の安定・改善につなげる。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>1) 漁協の販売力強化策の検討</p> <p>①販売力強化策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の設置 ・販売力強化策・取り組みの協議 <p>(主な内容：漁獲情報の収集と活用、集荷・発送体制の構築、多様な販売チャンネルの構築、出荷規格の統一等)</p> <p>2) 県内主要水産物(アジ、カレイ、ブリ、サバ、イカ、カニ、貝類等)の販売戦略策定</p> <p>①販売戦略構築のための調査・研究、マーケティング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費地情報の収集及び商品化のための調査研究 ・サンプル出荷とその評価 <p>②販売戦略の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術マニュアルの作成、販売戦略の策定 <p>③意欲的な取り組み主体の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意欲的な漁業者、仲買人、加工業者等の組織化及び講習会等の実施 <p>3) 地域プロジェクトの推進支援</p> <p>①県プロジェクトと地域プロジェクトの全体調整と進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域プロジェクト推進のための研修会開催、アドバイザー等の派遣 ・PR・販路開拓の支援 		
<p>3 事業実施主体</p> <p>市町村、漁協、生産者グループ、流通・加工業者グループ</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>6,000千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		新規就業者確保・育成事業
<p>1 趣旨 漁業就業者の定着促進を図るため漁業就業者確保育成センターを設置し、雇用機会の創出を図る。また、漁業は地域における重要な就業の場の一つであることから、漁業への就業希望者に漁業体験・研修の場を提供することで、漁業や漁村への理解を深め、新たな担い手の確保・育成を図ることを目的とする。</p>		
<p>2 事業概要 (1) 事業内容 1) 漁業就業者確保育成センターの設置 本県の漁業・漁村の将来を担う新たな漁業就業希望者を確保するために漁業就業等に関する相談窓口を設置する。 2) 新規自営漁業者育成事業 新規自営漁業就業者の定着促進を図るため、既存の漁業就業者確保育成センターが実施する漁業・漁村体験研修及び漁業技術習得研修に加えて、新たに研修終了後の自立を助長するため経営安定資金を貸し付ける。 ①漁業漁村体験研修：漁業・漁村の基礎的な知識習得及び乗船体験研修等 ②漁労技術習得研修：漁業・漁船の専門的な知識に関する研修、漁労活動を通じた漁業の専門的な技術の実践研修等 ③新規自営漁業者定着支援資金 ：上記研修終了後1年以内を限度に最高15万円/月を貸し付ける（対象者は40歳未満、5年間の自営漁業に従事した場合は償還免除）。 3) 漁業体験教室の開催 児童や水産高校生に漁業の果たす役割や漁業者の取り組みを知ってもらうため、漁業について学習機会や漁業体験の場を提供する。</p>		
<p>3 事業実施主体 1) : 漁協 2) ①: 漁協 ②: 漁協 ③: 市町村 3) : 県</p>		
<p>4 当初予算額 10,471千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		水産業融資対策事業

1 趣旨

漁業設備の近代化と漁業経営の維持安定に必要な資金を長期低利で融資するための利子補給等をおこなう。

2 事業概要

(単位：千円)

資金種類	融資対象者	資金使途	償還期限 (〇は据置)	融資限度	融資 利率	貸付枠	区分	
漁業近代化資金	20トン未満漁船 その他個人施設	漁業者等	漁船建造等	9(2) 15(3)	90,000 (住宅12,000)	1.70	500,000	利子補給 県10/10
			機器購入等	7(2)				
		漁具購入等	5(2)					
		建物施設設置等	15(3)	50,000				
	20トン以上漁船	漁業者等	漁船建造等		9(2) 15(3)	360,000	1.85	
	共同利用施設	漁協等	建物施設設置等	20(3)	1,200,000	1.70	50,000	
歳上補給	省エネルギー設備 普及促進資金	漁業者	機器購入等	7(3)	近代化資金と 同額	1.20	200,000	
沿岸漁業改善資金	沿岸漁業者	経営等改善資金	機器の購入	10(3)	20,000	無利息	75,000	県直貸
		生活改善資金	生活環境の整備 費用	7(3)	1,500		5,000	
		青年漁業者等 養成確保資金	経営開始に要する 経費	10(3)	50,000		20,000	
漁業振興資金	漁業活性化資金	漁業者	漁業生産活動に 必要な資金	1	10,000	1.90	100,000	貸付金 県10/10
	長期漁船建造資金	漁業者	漁船建造(常時2名 以上が乗船する9t 以上の船舶の建造)	20(5)	400,000	2.40	250,000	
	漁業経営緊急支援資金	漁業者	漁業生産活動に 必要な資金	8(2)	2,000 ~ 75,000	1.20	750,000	
漁業経営維持安定資金	漁業者	固定化債務の 整理等	10(3) (特認15)	40,000 ~ 400,000	1.70	100,000	利子補給 県10/10	

(平成20年4月1日現在)

3 事業実施主体
県

4 当初予算額

1,174,603千円

(1) 利子補給金 20,143千円

(2) 貸付金 1,154,460千円

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		基幹漁業支援事業
<p>1 趣旨</p> <p>国が平成19年度に創設した「漁船漁業構造改革総合対策事業（50億円）」の導入により、本県の基幹漁業である沖合底びき網漁業やまき網漁業の継続・発展に向けて地域プロジェクトを推進するとともに、まき網や沖合底びき網を継続する者に対する金融支援を行うことにより、本県漁業生産の維持と経営安定を推進し、もって本県漁業の活性化を図る。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 漁業経営安定化対策資金貸付預託事業 基幹漁業者の操業の継続と安定を図るための1億円を上限とする短期運転資金（10年を限度に借換可）の融資制度を整備する。</p> <p>(2) 漁船漁業構造改革プロジェクト導入事業 地域プロジェクトを積極的に推進するとともに、新たに対象となる漁業種類や地区を特定するための調査を行う。</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>300,203千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		離島漁業再生支援事業
<p>1 趣旨 ～水産版 直接交付金制度～ 離島は一般に輸送、生産資材の取得など、販売・生産面で不利な状況にあり、近年消費者の鮮度志向が強まる中で特に、販売面での不利が決定的なものになりつつある。 また、漁業が基幹産業である離島においても、漁業者の減少や高齢化が進んでおり、このままの状態を放置すれば漁場の活用が行われただけでなく、本土の漁業者にとっての前進基地としての機能も失われていく懸念がある。 このため、漁業の基盤となる漁場の生産力の向上や利用に関する話し合いを通じて、漁場の生産力向上や集落の創意工夫を生かした新たな取り組みを促進する必要があり、その取り組みを推進するために必要な経費を交付金により支援する。</p>		
<p>2 事業概要 (1) 離島漁業再生支援交付金 集落協定を作成し、協定に基づいた取り組みを実施することで、漁業の再生を図る漁業集落を支援する。 【集落協定内容】 漁業生産力の向上に関する取組：種苗放流、藻場・干潟の管理・改善、産卵場育成場の整備、水質維持改善、植樹の整備等 創意工夫を生かした新たな取組：新たな漁具の導入、未利用資源の活用、高付加価値化、流通体制の改善、海洋レジャー等</p> <p>(2) 離島漁業再生支援推進交付金 離島漁業再生支援交付金を推進するための事務費</p>		
<p>3 事業実施主体 隠岐郡内町村</p>		
<p>4 当初予算額 209,833千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		漁業用燃油使用効率化推進事業
<p>1 趣旨 燃油価格の高騰により、経費に占める燃油費の割合が高まり、漁家の経営に影響を与えている。このため、漁業者による燃油使用料の効率化のための取組を促進する。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 燃油使用効率化指導啓発事業 漁業協同組合が、漁業者に対し効率的な燃油使用を指導するために要する経費を助成。</p> <p>(2) 漁船抵抗軽減対策事業 漁業協同組合の指導を受けた漁業者が、専ら使用する船の船底・プロペラの清掃を行うために必要な経費を助成（1回/年度）。ただし、船外機付船を除く。</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>漁業協同組合</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>33,578千円</p>		

【水産課】

[その他事業]

総合 発展 計画	基本目標	I 活力あるしまね		
	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
漁業経営構造改善推進事業		300,104千円	漁業経営の改善に貢献するため、漁業生産基盤である共同利用施設等の整備を支援する。	漁協 市町村

総合	基本目標	I 活力あるしまね																																																							
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興																																																							
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり																																																							
事務事業名		漁港整備事業																																																							
総合	基本目標	II 安心して暮らせるしまね																																																							
発展	政策名	5 生活基盤の維持・確保																																																							
計画	施策名	1 道路網の整備と維持管理																																																							
事務事業名		広域ネットワークの形成に資する漁港臨港道路整備事業																																																							
<p>1 趣旨</p> <p>防波堤や岸壁、臨港道路等の漁港施設の整備並びに当該漁港を根拠地とする漁船が利用する共同漁業権の設定されている区域及びこれに隣接する水域における漁場の整備。</p>																																																									
<p>2. 事業概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">計画 事業費</th> <th rowspan="2">利用漁船 隻数, 港勢</th> <th rowspan="2">対象漁港 種別</th> <th rowspan="2">採択単位</th> <th colspan="2">負担率</th> <th rowspan="2">実施 地区 数</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県 (市町村)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地域水産物供給基盤整備事業</td> <td rowspan="2">1事業当たり3億円を超えるもの</td> <td rowspan="2">1漁港当たり50隻以上又は陸揚げ金額1億円以上</td> <td rowspan="2">第1種漁港又は第2種漁港(広域漁港整備事業を行わないもの)</td> <td rowspan="2">複数の漁港及び漁場(原則同一市町村内)を一括して一事業とする</td> <td>漁港 本土</td> <td>1/2~ 5.5/10</td> <td>1/2~ 4.5/10</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>離島</td> <td>5.5/10~ 8/10</td> <td>4.5/10~ 2/10</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広域漁港整備事業</td> <td rowspan="2">1事業当たり3億円を超えるもの</td> <td rowspan="2">第2種漁港は1漁港当たり200隻以上又は陸揚量5千ト以上</td> <td rowspan="2">第2種漁港 第3種漁港 第4種漁港</td> <td rowspan="2">漁港と漁場(共同漁業権内)を一括して一事業とする</td> <td>漁港 本土</td> <td>2/3~1/2</td> <td>1/3~1/2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>離島</td> <td>5.5/10~ 8/10</td> <td>4.5/10~ 2/10</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">港整備交付金</td> <td rowspan="2">対象施設毎に、計画期間(3~5年間)における現行の補助事業における補助率、補助対象範囲の規定に基づき算定した額の合計として交付限度額を算定</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">地方港湾及び第1種漁港</td> <td rowspan="2">地方港湾と第1種漁港において共通する課題に対応する施設</td> <td>漁港 本土</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>離島</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>										計画 事業費	利用漁船 隻数, 港勢	対象漁港 種別	採択単位	負担率		実施 地区 数	国	県 (市町村)	地域水産物供給基盤整備事業	1事業当たり3億円を超えるもの	1漁港当たり50隻以上又は陸揚げ金額1億円以上	第1種漁港又は第2種漁港(広域漁港整備事業を行わないもの)	複数の漁港及び漁場(原則同一市町村内)を一括して一事業とする	漁港 本土	1/2~ 5.5/10	1/2~ 4.5/10	7	離島	5.5/10~ 8/10	4.5/10~ 2/10	4	広域漁港整備事業	1事業当たり3億円を超えるもの	第2種漁港は1漁港当たり200隻以上又は陸揚量5千ト以上	第2種漁港 第3種漁港 第4種漁港	漁港と漁場(共同漁業権内)を一括して一事業とする	漁港 本土	2/3~1/2	1/3~1/2	4	離島	5.5/10~ 8/10	4.5/10~ 2/10	2	港整備交付金	対象施設毎に、計画期間(3~5年間)における現行の補助事業における補助率、補助対象範囲の規定に基づき算定した額の合計として交付限度額を算定		地方港湾及び第1種漁港	地方港湾と第1種漁港において共通する課題に対応する施設	漁港 本土	1/2	1/2	-	離島	1/2	1/2	-
	計画 事業費	利用漁船 隻数, 港勢	対象漁港 種別	採択単位	負担率		実施 地区 数																																																		
					国	県 (市町村)																																																			
地域水産物供給基盤整備事業	1事業当たり3億円を超えるもの	1漁港当たり50隻以上又は陸揚げ金額1億円以上	第1種漁港又は第2種漁港(広域漁港整備事業を行わないもの)	複数の漁港及び漁場(原則同一市町村内)を一括して一事業とする	漁港 本土	1/2~ 5.5/10	1/2~ 4.5/10	7																																																	
					離島	5.5/10~ 8/10	4.5/10~ 2/10	4																																																	
広域漁港整備事業	1事業当たり3億円を超えるもの	第2種漁港は1漁港当たり200隻以上又は陸揚量5千ト以上	第2種漁港 第3種漁港 第4種漁港	漁港と漁場(共同漁業権内)を一括して一事業とする	漁港 本土	2/3~1/2	1/3~1/2	4																																																	
					離島	5.5/10~ 8/10	4.5/10~ 2/10	2																																																	
港整備交付金	対象施設毎に、計画期間(3~5年間)における現行の補助事業における補助率、補助対象範囲の規定に基づき算定した額の合計として交付限度額を算定		地方港湾及び第1種漁港	地方港湾と第1種漁港において共通する課題に対応する施設	漁港 本土	1/2	1/2	-																																																	
					離島	1/2	1/2	-																																																	
<p>3. 事業実施主体</p> <p>県、市町村</p>																																																									
<p>4. 当初予算額</p> <table> <tr> <td>I-2-1</td> <td>・地域水産物供給基盤整備事業</td> <td>1,033,080千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・広域漁港整備事業</td> <td>535,000千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・港整備交付金事業</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>II-5-1</td> <td>・広域漁港整備事業</td> <td>512,000千円</td> </tr> </table>									I-2-1	・地域水産物供給基盤整備事業	1,033,080千円		・広域漁港整備事業	535,000千円		・港整備交付金事業	-	II-5-1	・広域漁港整備事業	512,000千円																																					
I-2-1	・地域水産物供給基盤整備事業	1,033,080千円																																																							
	・広域漁港整備事業	535,000千円																																																							
	・港整備交付金事業	-																																																							
II-5-1	・広域漁港整備事業	512,000千円																																																							

総合	基本目標	I 活力あるしまね																			
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興																			
計画	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり																			
事務事業名		漁場整備事業																			
<p>1 趣旨</p> <p>漁業の生産基盤である漁場の整備及び開発を行うことにより、漁業経営の安定的な発展と水産物の安定供給に寄与するとともに、漁村地域の活性化を図る。(県営、市町村営事業)ズワイガニ(松葉ガニ)、アカガレイ資源の回復・増大を図るため、山陰沖合海域において、資源を保護するための漁場整備を行う。(国(水産庁)直轄事業)</p>																					
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 県営、市町村営事業</p> <p>1) 事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産資源の回復・増大を図るため、岩礁域周辺や砂泥の海域において、資源の育成・保護に重点をおいた漁場整備を行う。 ・各地先において、間伐材を用いた魚礁の設置など、独自の取組による漁場整備を行う。 <p>2) 負担割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th colspan="3">負 担 率</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">魚礁設置</td> <td>県</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1/2</td> <td>1/3</td> <td>1/6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 国(水産庁)直轄事業</p> <p>島根県～兵庫県の沖合海域(水深概ね200～250m)において、4漁場・21箇所・計8,400haの保護 礁設置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業期間：平成19年度～平成26年度 ○総事業費：6,500,000千円 ○負担割合：国3/4 関係3県1/4 <p>※関係3県の負担割合 [島根県:6.3%、鳥取県45.5%、兵庫県:48.2%]</p> <p>(H20年度計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施行箇所：浜田沖漁場(島根沖)、赤碓沖漁場(鳥取沖)、但馬沖漁場(兵庫沖) ○事業費：400,000千円 ○島根県負担(予定)額：2,520千円 					区 分	事業主体	負 担 率			国	県	市町村等	魚礁設置	県	1/2	1/2	-	市町村	1/2	1/3	1/6
区 分	事業主体	負 担 率																			
		国	県	市町村等																	
魚礁設置	県	1/2	1/2	-																	
	市町村	1/2	1/3	1/6																	
<p>3 事業実施主体</p> <p>県、市町村、国(水産庁)直轄</p>																					
<p>4 当初予算額</p> <p>(1) 県、市町村営事業 342,300千円</p> <p>(2) 国(水産庁)直轄事業 2,520千円</p>																					

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね
発展	政策名	1 安全対策の推進
計画	施策名	7 災害に強い県土づくり
事務事業名		災害復旧事業
<p>1 趣旨</p> <p>本県海岸線には漁港施設及び海岸保全施設が整備されているが、毎年、冬季風浪や台風などによる災害を受けている。</p> <p>漁港施設及び海岸保全施設に係る災害は、民生安定上、また、社会経済上重大な影響があるため、本事業により早期復旧を図る。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>1) 根拠法規 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（S26. 3. 31法律第97号）</p> <p>2) 対象施設</p> <p>①漁港 外郭施設：防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁 係留施設：岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋及び船揚場 水域施設：航路及び泊地 輸送施設：鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート</p> <p>②海岸 国土を保全するために防護することを必要とする海岸、または、これに設置する堤防、護岸、突堤、その他海岸を防護するための施設</p> <p>3) 採択の範囲</p> <p>①最大風速（10分間平均風速の最大）15m以上の風により発生した災害 ②最大24時間雨量80mm以上の降雨により発生した災害 ③1箇所の工事の費用が、県に係るものにあつては120万円以上、市町村に係るものにあつては60万円以上</p> <p>4) 国庫負担率 本土：2/3、離島：4/5</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県、市町村</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>150,000千円</p>		

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね															
発展	政策名	1 安全対策の推進															
計画	施策名	7 災害に強い県土づくり															
事務事業名		漁港海岸保全事業															
<p>1 趣旨 津波、高潮、波浪、その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、もって国土の保全に資する。</p>																	
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 高潮対策事業・侵食対策事業</p> <p>①事業概要 国民経済上及び民生安定上重要な地域を高潮、津波、波浪等による被害から守るため（高潮対策）又は貴重な国土を海岸侵食から守るため（侵食対策）海岸保全施設の新設・改良を行う事業。</p> <p>②採択基準 高潮・波浪・津波（高潮対策）又は侵食（侵食対策）による被害が発生するおそれの大なる海岸であり、防護面積・防護人口が1km当たり、5ha以上又は50人以上を基準とする。総事業費が本土の県営1億円以上、本土の市町村営9千万円以上、その他は5千万円以上であること。</p> <p>③国庫補助率 本土 1/2 離島 5.5/10</p> <p>(2) 海岸堤防等老朽化対策緊急事業（H20年度からの新規事業）</p> <p>①事業概要 老朽化により海岸保全施設の機能が低下し、甚大な被害が発生するおそれがある海岸において、海岸堤防・護岸等に係る老朽化調査、「老朽化対策計画」の策定、計画に基づく対策工事を一体的に実施する事業。</p> <p>②採択基準 機能回復又は強化、長寿命化等を計画的に行う老朽化対策が必要な海岸保全施設であること。事業計画に位置付けられた海岸の総事業費が県が行うもの5千万円以上、市町村が行うもの2.5千万円以上であること。</p> <p>③国庫補助率 本土1/2 離島5.5/10</p> <p>(3) 海岸環境整備事業</p> <p>①事業概要 国土の保全と併せて、海岸部の総合的レクリエーション機能の整備を図る事業。</p> <p>②採択基準 周辺に公営の公園等レクリエーション施設のある区域又は計画中の区域において、より総合的なレクリエーション機能が発揮でき、民間の施設と競合しないもの。また、本事業で造成された施設等は地方公共団体が一元的に管理運営できるものであること。 総事業費が県営・市町村営ともに1億円以上であること。</p> <p>③国庫補助率 本土・離島 1/3</p>																	
<p>3 事業実施主体 県、市町村</p>																	
<p>4 当初予算額</p> <table> <tr> <td>高潮対策事業</td> <td>50,000千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>侵食対策事業</td> <td>1,300千円</td> <td>(市町村指導監督費)</td> </tr> <tr> <td>老朽化対策事業</td> <td>15,000千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸環境整備事業</td> <td>1,100千円</td> <td>(市町村指導監督費)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>67,400千円</td> <td></td> </tr> </table>			高潮対策事業	50,000千円		侵食対策事業	1,300千円	(市町村指導監督費)	老朽化対策事業	15,000千円		海岸環境整備事業	1,100千円	(市町村指導監督費)	計	67,400千円	
高潮対策事業	50,000千円																
侵食対策事業	1,300千円	(市町村指導監督費)															
老朽化対策事業	15,000千円																
海岸環境整備事業	1,100千円	(市町村指導監督費)															
計	67,400千円																

総合	基本目標	II 安心して暮らせるしまね																																																																															
発展	政策名	5 生活基盤の維持・確保																																																																															
計画	施策名	5 居住環境づくり																																																																															
事務事業名		漁村環境整備事業																																																																															
<p>1 趣旨</p> <p>漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成するため、植栽、休憩所、運動施設等の整備を行う。また、市町村が行う漁村地域における下水道や緑地広場等の整備を支援する。</p>																																																																																	
<p>2 事業概要</p> <p>1) 漁港環境整備事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の種類</th> <th colspan="3">実施要件</th> <th colspan="2">負担率</th> <th rowspan="2">実施地区数</th> </tr> <tr> <th>計画事業費</th> <th colspan="2">計画規模 (全体計画面積)</th> <th>国</th> <th>県 (市町村)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁港環境整備事業</td> <td>1事業当たり5千万円以上のもの</td> <td colspan="2">第1, 2種漁港: 1,200㎡以上 第3, 4種漁港: 2,500㎡以上</td> <td>本土 離島</td> <td>1/2 1/2</td> <td>1 -</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 漁業集落環境整備事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の種類</th> <th colspan="4">実施要件</th> <th colspan="2">負担率</th> <th rowspan="2">実施地区数</th> </tr> <tr> <th>計画事業費</th> <th>漁業依存漁家率</th> <th>対象人口</th> <th>採択単位</th> <th>国</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁業集落環境整備事業</td> <td>1事業当たり3千万円以上のもの</td> <td>依存度又は漁家率1位</td> <td>人口300人(集落排水は100人)以上 5000人以下</td> <td>漁港背後又は漁港背後以外の漁業集落</td> <td>本土 離島</td> <td>1/2 1/2</td> <td>9 3</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 漁村再生交付金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の種類</th> <th rowspan="2">実施要件</th> <th colspan="2">負担率</th> <th rowspan="2">実施地区数</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">漁村再生交付金</td> <td rowspan="2">・市町村が策定した「漁村再生計画」に基づき実施される水産業の生産基盤及び生活環境施設の整備、事業実施主体が提案する地域の想像力を活かした漁村の再生に必要な整備を行うもの ・漁港情勢・社会情勢の変化等によって需要が著しく減少した既存ストックの転用等を図り、漁村の再生を推進するもの</td> <td>本土</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>離島</td> <td>6/10</td> <td>4/10</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 汚水処理施設整備交付金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の種類</th> <th rowspan="2">実施要件</th> <th colspan="2">負担率</th> <th rowspan="2">実施地区数</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">汚水処理施設整備交付金</td> <td rowspan="2">・市町村が策定した「地域再生計画」において、計画の目標を達成するために必要な事業として「汚水処理施設」の整備に関する事項を位置付けていること ・同一の市町村で所管が異なる2種以上の施設の整備を計画期間中(5ヶ年)に実施するもので、効率的な汚水処理の普及促進を図るものであること</td> <td>本土</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>離島</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>							事業の種類	実施要件			負担率		実施地区数	計画事業費	計画規模 (全体計画面積)		国	県 (市町村)	漁港環境整備事業	1事業当たり5千万円以上のもの	第1, 2種漁港: 1,200㎡以上 第3, 4種漁港: 2,500㎡以上		本土 離島	1/2 1/2	1 -	事業の種類	実施要件				負担率		実施地区数	計画事業費	漁業依存漁家率	対象人口	採択単位	国	市町村	漁業集落環境整備事業	1事業当たり3千万円以上のもの	依存度又は漁家率1位	人口300人(集落排水は100人)以上 5000人以下	漁港背後又は漁港背後以外の漁業集落	本土 離島	1/2 1/2	9 3	事業の種類	実施要件	負担率		実施地区数	国	市町村	漁村再生交付金	・市町村が策定した「漁村再生計画」に基づき実施される水産業の生産基盤及び生活環境施設の整備、事業実施主体が提案する地域の想像力を活かした漁村の再生に必要な整備を行うもの ・漁港情勢・社会情勢の変化等によって需要が著しく減少した既存ストックの転用等を図り、漁村の再生を推進するもの	本土	1/2	1/2	2	離島	6/10	4/10	1	事業の種類	実施要件	負担率		実施地区数	国	市町村	汚水処理施設整備交付金	・市町村が策定した「地域再生計画」において、計画の目標を達成するために必要な事業として「汚水処理施設」の整備に関する事項を位置付けていること ・同一の市町村で所管が異なる2種以上の施設の整備を計画期間中(5ヶ年)に実施するもので、効率的な汚水処理の普及促進を図るものであること	本土	1/2	1/2	1	離島	1/2	1/2	-
事業の種類	実施要件			負担率		実施地区数																																																																											
	計画事業費	計画規模 (全体計画面積)		国	県 (市町村)																																																																												
漁港環境整備事業	1事業当たり5千万円以上のもの	第1, 2種漁港: 1,200㎡以上 第3, 4種漁港: 2,500㎡以上		本土 離島	1/2 1/2	1 -																																																																											
事業の種類	実施要件				負担率		実施地区数																																																																										
	計画事業費	漁業依存漁家率	対象人口	採択単位	国	市町村																																																																											
漁業集落環境整備事業	1事業当たり3千万円以上のもの	依存度又は漁家率1位	人口300人(集落排水は100人)以上 5000人以下	漁港背後又は漁港背後以外の漁業集落	本土 離島	1/2 1/2	9 3																																																																										
事業の種類	実施要件	負担率		実施地区数																																																																													
		国	市町村																																																																														
漁村再生交付金	・市町村が策定した「漁村再生計画」に基づき実施される水産業の生産基盤及び生活環境施設の整備、事業実施主体が提案する地域の想像力を活かした漁村の再生に必要な整備を行うもの ・漁港情勢・社会情勢の変化等によって需要が著しく減少した既存ストックの転用等を図り、漁村の再生を推進するもの	本土	1/2	1/2	2																																																																												
		離島	6/10	4/10	1																																																																												
事業の種類	実施要件	負担率		実施地区数																																																																													
		国	市町村																																																																														
汚水処理施設整備交付金	・市町村が策定した「地域再生計画」において、計画の目標を達成するために必要な事業として「汚水処理施設」の整備に関する事項を位置付けていること ・同一の市町村で所管が異なる2種以上の施設の整備を計画期間中(5ヶ年)に実施するもので、効率的な汚水処理の普及促進を図るものであること	本土	1/2	1/2	1																																																																												
		離島	1/2	1/2	-																																																																												
<p>3 事業実施主体</p> <p>県、市町村</p>																																																																																	
<p>4 当初予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港環境整備事業 100,000千円 ・漁業集落環境整備事業 766,551千円 ・漁村再生交付金事業 115,722千円 ・汚水処理施設整備交付金 1,600千円(市町村指導監督費) 																																																																																	

【漁港漁場整備課】

[その他事業]

総合 発展 計画	基本目標	I 活力あるしまね		
	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
漁港整備事業 (県単)		27,748千円	漁業活動の基盤である漁港施設で、国庫補助事業対象外の施設の新設・改良を行なうことにより、漁港機能の増大を図る。	県
漁港管理		29,397千円	国庫補助の対象とならない、付属工作物の小規模な修繕、取り替え等、既存の漁港施設の補修を行なうことにより、漁港施設の機能保持を図る。また、路面損傷が進み、通行に支障を来している臨海道路の補修等を行ない、円滑な漁業活動に資する。	県

【 参 考 】

- ・平成20年度当初予算 ----- 98
- ・平成15～20年度当初予算の推移 ----- 102
- ・審議会等一覧 ----- 107

農林水産部 平成20年度当初予算の概要

総 額

(単位：千円)

項 目		平成20年度 当初予算 (A)	平成19年度 6月補正後予算 (B)	比較増減 (A) - (B)	比 較 対前年度比(%) (A)/(B)
一 般 会 計	農	615,531	706,650	△ 91,119	87.1
	業	5,516,709	5,960,926	△ 444,217	92.5
	農	3,537,193	2,905,550	631,643	121.7
	林	145,597	156,438	△ 10,841	93.1
	業	4,681,697	5,588,431	△ 906,734	83.8
	農	11,189,114	12,415,993	△ 1,226,879	90.1
	(小 計)	25,685,841	27,733,988	△ 2,048,147	92.6
	林	3,507,889	3,480,637	27,252	100.8
	業	6,626,273	6,022,647	603,626	110.0
	(小 計)	10,134,162	9,503,284	630,878	106.6
	水	3,514,387	3,002,725	511,662	117.0
	産	4,015,286	4,315,522	△ 300,236	93.0
	業	7,529,673	7,318,247	211,426	102.9
	合 計	43,349,676	44,555,519	△ 1,205,843	97.3

特 別 会 計	農 林 漁 業 改 善 資 金	82,301	124,337	△ 42,036	66.2
	林	69,822	53,410	16,412	130.7
	業	61,979	54,633	7,346	113.4
	業	344,033	303,164	40,869	113.5
	(小 計)	558,135	535,544	22,591	104.2
	中	11,614	27,305	△ 15,691	42.5
	海	0	54,752	△ 54,752	皆減
合 計	569,749	617,601	△ 47,852	92.3	

農林水産部合計	43,919,425	45,173,120	△ 1,253,695	97.2
---------	------------	------------	-------------	------

(1) 公 共 事 業

① 補 助 公 共

(単位：千円)

項 目	平成20年度 当初予算 (A)	平成19年度 6月補正後予算 (B)	比較増減 (A) - (B)	比 較 対前年度比(%) (A)/(B)
農 畜 産 振 興 課	375,244	213,196	162,048	176.0
農 村 整 備 課	2,867,067	3,293,026	△ 425,959	87.1
農 地 整 備 課	6,630,726	6,685,431	△ 54,705	99.2
一 般	6,414,876	6,420,166	△ 5,290	99.9
災害(関連)	215,850	265,265	△ 49,415	81.4
森 林 整 備 課	4,406,743	4,113,836	292,907	107.1
一 般	3,806,743	3,513,836	292,907	108.3
災害(関連)	600,000	600,000	0	100.0
漁 港 漁 場 整 備 課	3,352,585	3,688,737	△ 336,152	90.9
一 般	3,350,953	3,688,737	△ 337,784	90.8
災害(関連)	1,632	0	1,632	皆増
合 計	17,632,365	17,994,226	△ 361,861	98.0
一 般	16,814,883	17,128,961	△ 314,078	98.2
災害(関連)	817,482	865,265	△ 47,783	94.5

② 県 単 継 足

(単位：千円)

項 目	平成20年度 当初予算 (A)	平成19年度 6月補正後予算 (B)	比較増減 (A) - (B)	比 較 対前年度比(%) (A)/(B)
農 畜 産 振 興 課	7,315	11,224	△ 3,909	65.2
農 村 整 備 課	28,924	36,737	△ 7,813	78.7
農 地 整 備 課	15,200	5,840	9,360	260.3
森 林 整 備 課	33,054	40,946	△ 7,892	80.7
一 般	18,054	25,946	△ 7,892	69.6
災害(関連)	15,000	15,000	0	100.0
漁 港 漁 場 整 備 課	40,000	40,000	0	100.0
合 計	124,493	134,747	△ 10,254	92.4
一 般	109,493	119,747	△ 10,254	91.4
災害(関連)	15,000	15,000	0	100.0

③ 県 単 公 共

(単位：千円)

項 目	平成20年度 当初予算 (A)	平成19年度 6月補正後予算 (B)	比較増減 (A) - (B)	比 較 対前年度比(%) (A)/(B)
農 地 整 備 課	285,000	964,000	△ 679,000	29.6
一 般	280,000	959,000	△ 679,000	29.2
災害(関連)	5,000	5,000	0	100.0
森 林 整 備 課	390,140	218,982	171,158	178.2
一 般	270,140	98,982	171,158	272.9
災害(関連)	120,000	120,000	0	100.0
漁 港 漁 場 整 備 課	27,748	45,405	△ 17,657	61.1
合 計	702,888	1,228,387	△ 525,499	57.2
一 般	577,888	1,103,387	△ 525,499	52.4
災害(関連)	125,000	125,000	0	100.0

④ 受託事業

(単位：千円)

項 目	平成20年度 当初予算 (A)	平成19年度 6月補正後予算 (B)	比較増減 (A) - (B)	比 較 対前年度比(%) (A)/(B)
農地整備課	275,844	293,893	△ 18,049	93.9
森林整備課	600	1,698	△ 1,098	35.3
漁港漁場整備課	71,100	0	71,100	皆増
合 計	347,544	295,591	51,953	117.6

公共事業計	18,807,290	19,652,951	△ 845,661	95.7
-------	------------	------------	-----------	------

(2) 準 公 共 事 業

(単位：千円)

項 目	平成20年度 当初予算 (A)	平成19年度 6月補正後予算 (B)	比較増減 (A) - (B)	比 較 対前年度比(%) (A)/(B)
農畜産振興課	1,706	203,262	△ 201,556	0.8
林業課	178,546	34,457	144,089	518.2
水産課	300,104	149,470	150,634	200.8
漁港漁場整備課	2,300	16,638	△ 14,338	13.8
合 計	482,656	403,827	78,829	119.5

(3) 災 害 復 旧

(単位：千円)

項 目	平成20年度 当初予算 (A)	平成19年度 6月補正後予算 (B)	比較増減 (A) - (B)	比 較 対前年度比(%) (A)/(B)
農地整備課(補助)	1,623,285	2,033,400	△ 410,115	79.8
森林整備課(補助)	402,000	299,000	103,000	134.4
漁港漁場整備課(補助)	150,000	147,100	2,900	102.0
合 計	2,175,285	2,479,500	△ 304,215	87.7

(4) 一 般 事 業

(単位：千円)

項 目	平成20年度 当初予算 (A)	平成19年度 6月補正後予算 (B)	比較増減 (A) - (B)	比 較 対前年度比(%) (A)/(B)
農 林 水 産 総 務 課	615,531	706,650	△ 91,119	87.1
農 業 経 営 課	5,516,709	5,960,926	△ 444,217	92.5
農 畜 産 振 興 課	3,152,928	2,477,868	675,060	127.2
しまねブランド推進課 (農林水産業費)	145,597	156,438	△ 10,841	93.1
農 村 整 備 課	1,785,706	2,258,668	△ 472,962	79.1
農 地 整 備 課	2,359,059	2,433,429	△ 74,370	96.9
(小 計)	13,575,530	13,993,979	△ 418,449	97.0
林 業 課	3,329,343	3,446,180	△ 116,837	96.6
森 林 整 備 課	1,393,736	1,348,185	45,551	103.4
(小 計)	4,723,079	4,794,365	△ 71,286	98.5
水 産 課	3,214,283	2,853,255	361,028	112.7
漁 港 漁 場 整 備 課	371,553	377,642	△ 6,089	98.4
(小 計)	3,585,836	3,230,897	354,939	111.0
合 計	21,884,445	22,019,241	△ 134,796	99.4

(5) 特 別 会 計

(単位：千円)

項 目	平成20年度 当初予算 (A)	平成19年度 6月補正後予算 (B)	比較増減 (C)	比 較 対前年度比(%) (C)/(A)
農 業 改 良 資 金	82,301	124,337	△ 42,036	66.2
林 業 改 善 資 金	69,822	53,410	16,412	130.7
林業就業促進資金	61,979	54,633	7,346	113.4
沿岸漁業改善資金	344,033	303,164	40,869	113.5
(小 計)	558,135	535,544	22,591	104.2
中海水中貯木場	11,614	27,305	△ 15,691	42.5
臨港地域整備	0	54,752	△ 54,752	0.0
合 計	569,749	617,601	△ 47,852	92.3

農林水産部 平成15～20年度当初予算の推移

総 額

項 目	平成15年度 当初予算 (A)	平成16年度 当初予算 (B)	平成17年度 当初予算 (C)	平成18年度 当初予算 (D)	平成19年度 6月補正後予算 (E)	平成20年度 当初予算 (F)	各年度対前年予算伸び率 (%)							
							H16	H17	H18	H19	H20			
							(B)/(A)	(C)/(B)	(D)/(C)	(E)/(D)	(F)/(E)			
総務管理課	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
農林水産総務課	1,816,726	1,683,559	628,722	457,692	706,650	615,531	92.7%	37.3%	72.8%	154.4%	87.1%	—	—	—
農業振興課	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
農業経営課	7,109,284	6,656,526	7,234,357	5,934,935	5,960,926	5,516,709	93.6%	108.7%	82.0%	100.4%	92.5%	—	—	—
生産指導課	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
生産振興課	4,612,627	2,567,535	0	0	0	0	55.7%	皆減	—	—	—	—	—	—
畜産振興課	2,781,553	2,733,117	0	0	0	0	98.3%	皆減	—	—	—	—	—	—
農畜産振興課	0	0	3,381,667	4,098,932	2,905,550	3,537,193	—	皆増	121.2%	70.9%	121.7%	—	—	—
しまねブランド推進室	488,350	474,084	0	0	0	0	97.1%	皆減	—	—	—	—	—	—
しまねブランド推進課	0	0	486,623	616,230	558,243	519,606	—	皆増	126.6%	90.6%	93.1%	—	—	—
農村整備課	11,935,917	10,972,451	9,097,087	6,776,906	5,588,431	4,681,697	91.9%	82.9%	74.5%	82.5%	83.8%	—	—	—
農地整備課	20,269,704	17,154,612	15,211,281	14,097,007	12,415,993	11,189,114	84.6%	88.7%	92.7%	88.1%	90.1%	—	—	—
(小計)	49,014,161	42,241,884	36,039,737	31,981,702	28,135,793	26,059,850	86.2%	85.3%	88.7%	88.0%	92.6%	—	—	—
林業管理課	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
林業課	4,859,744	3,746,960	3,884,620	3,673,589	3,450,637	3,507,889	77.1%	103.7%	94.6%	94.7%	100.8%	—	—	—
林業振興課	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
森林整備課	11,172,991	10,599,324	8,613,847	7,112,872	6,022,647	6,626,273	94.9%	81.3%	82.6%	84.7%	110.0%	—	—	—
(小計)	16,032,735	14,345,284	12,498,467	10,786,461	9,503,284	10,134,162	89.5%	87.1%	86.3%	88.1%	106.6%	—	—	—
漁業管理課	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
水産課	5,066,040	3,253,038	3,073,077	2,770,495	3,002,725	3,514,387	64.2%	94.5%	90.2%	108.4%	117.0%	—	—	—
水産振興課	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
漁港課	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
漁港漁場整備課	8,803,919	8,184,513	6,591,118	5,022,301	4,315,522	4,015,286	93.0%	80.5%	76.2%	85.9%	93.0%	—	—	—
(小計)	13,869,959	11,437,551	9,664,195	7,792,796	7,318,247	7,529,673	82.5%	84.5%	80.6%	93.9%	102.9%	—	—	—
漁業改良資金	78,916,855	68,025,719	58,202,399	50,560,959	44,957,324	43,723,685	86.2%	85.6%	86.9%	88.9%	97.3%	—	—	—
漁業改善資金	143,035	153,697	141,589	166,424	124,337	82,301	107.5%	92.1%	117.5%	74.7%	66.2%	—	—	—
漁業改良整備資金	157,606	153,309	89,591	62,438	53,410	69,822	97.3%	58.4%	69.7%	85.5%	130.7%	—	—	—
沿岸漁業改善資金	25,353	27,017	25,077	20,491	54,633	61,979	106.6%	92.8%	81.7%	266.6%	113.4%	—	—	—
(小計)	228,856	269,102	288,775	294,938	303,164	344,033	117.6%	107.3%	102.1%	102.8%	113.5%	—	—	—
中海水中貯木場	554,850	603,125	545,032	544,291	535,544	558,135	108.7%	90.4%	99.9%	98.4%	104.2%	—	—	—
臨海地域整備	407,269	29,051	29,105	23,244	27,305	11,614	7.1%	100.2%	79.9%	117.5%	42.5%	—	—	—
合 計	67,578	80,000	51,680	47,099	54,752	61,464	118.4%	64.6%	91.1%	116.2%	皆減	—	—	—
合 計	1,029,697	712,176	625,817	614,634	617,601	569,749	69.2%	87.9%	98.2%	100.5%	92.3%	—	—	—

[単位：千円]

(H20. 3. 31現在)

(1) 公共助業
① 公共事業

(単位：千円)

項目	平成15年度 当初予算 (A)	平成16年度 当初予算 (B)	平成17年度 当初予算 (C)	平成18年度 当初予算 (D)	平成19年度 6月補正後予算 (E)	平成20年度 当初予算 (F)	各年度対前年予算伸比率 (%)					
							H16	H17	H18	H19	H20	
							(B)/(A)	(C)/(B)	(D)/(C)	(E)/(D)	(F)/(E)	
畜産振興課	336,850	351,524	0	0	0	0	104.4%	皆減	—	—	—	—
農畜産振興課	0	0	153,098	282,936	213,196	375,244	—	皆増	184.8%	75.4%	176.0%	—
農村整備課	10,339,222	9,451,608	7,211,201	4,974,919	3,293,026	2,867,067	91.4%	76.3%	69.0%	66.2%	87.1%	—
農地整備課	13,000,568	10,704,815	9,255,896	8,111,855	6,685,431	6,630,726	82.3%	86.5%	87.6%	82.4%	99.2%	—
一	12,785,568	10,489,815	9,040,896	7,896,582	6,420,166	6,414,876	82.0%	86.2%	87.3%	81.3%	99.9%	—
災害(関連)	215,000	215,000	215,000	215,273	265,265	215,850	100.0%	100.0%	100.1%	123.2%	81.4%	—
林業振興課	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
森林整備課	7,311,837	7,084,713	5,911,176	4,870,461	4,113,836	4,406,743	96.9%	83.4%	82.4%	84.5%	107.1%	—
一	6,711,837	6,484,713	5,311,176	4,270,461	3,513,836	3,806,743	96.6%	81.9%	80.4%	82.3%	108.3%	—
災害(関連)	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—
水産振興課	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
漁港課	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
漁港漁場整備課	8,125,817	7,477,987	5,939,386	4,329,844	3,688,737	3,352,585	92.0%	79.4%	72.9%	85.2%	90.9%	—
一	8,125,817	7,477,987	5,939,386	4,329,844	3,688,737	3,350,953	92.0%	79.4%	72.9%	85.2%	90.8%	—
災害(関連)	0	0	0	0	0	1,632	—	—	—	—	皆増	—
合計	39,114,294	35,070,647	28,470,757	22,570,015	17,994,226	17,632,365	89.7%	81.2%	79.3%	79.7%	98.0%	—
一	38,299,294	34,255,647	27,655,757	21,754,742	17,128,961	16,814,883	89.4%	80.7%	78.7%	78.7%	98.2%	—
災害(関連)	815,000	815,000	815,000	815,273	865,265	817,482	100.0%	100.0%	100.0%	106.1%	94.5%	—

② 果単継足

(単位：千円)

項目	平成15年度 当初予算 (A)	平成16年度 当初予算 (B)	平成17年度 当初予算 (C)	平成18年度 当初予算 (D)	平成19年度 6月補正後予算 (E)	平成20年度 当初予算 (F)	各年度対前年予算伸比率 (%)					
							H16	H17	H18	H19	H20	
							(B)/(A)	(C)/(B)	(D)/(C)	(E)/(D)	(F)/(E)	
畜産振興課	25,687	15,368	0	0	0	0	59.8%	皆減	—	—	—	—
農畜産振興課	0	0	16,415	15,401	11,224	7,315	—	皆増	93.8%	72.9%	65.2%	—
農村整備課	152,285	129,413	111,162	85,010	36,737	28,924	85.0%	85.9%	76.5%	43.2%	78.7%	—
農地整備課	32,286	35,350	11,750	29,550	5,840	15,200	109.5%	33.2%	251.5%	19.8%	260.3%	—
林業振興課	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
森林整備課	144,411	115,199	91,791	72,466	40,946	33,054	79.8%	79.7%	78.9%	56.5%	80.7%	—
水産振興課	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
漁港漁場整備課	42,900	32,000	44,000	30,000	40,000	40,000	74.6%	137.5%	68.2%	133.3%	100.0%	—
合計	397,569	327,330	275,118	232,427	134,747	124,493	82.3%	84.0%	84.5%	58.0%	92.4%	—

③ 県 単 公 共

(単位：千円)

項 目	平成15年度 当初予算 (A)	平成16年度 当初予算 (B)	平成17年度 当初予算 (C)	平成18年度 当初予算 (D)	平成19年度 6月補正後予算 (E)	平成20年度 当初予算 (F)	各年度対前年予算伸比率 (%)				
							H16	H17	H18	H19	H20
							(B)/(A)	(C)/(B)	(D)/(C)	(E)/(D)	(F)/(E)
農地整備	2,105,000	1,413,000	1,223,000	1,134,000	994,000	285,000	67.1%	86.6%	92.7%	85.0%	29.6%
一	2,100,000	1,408,000	1,218,000	1,129,000	959,000	280,000	67.0%	86.5%	92.7%	84.9%	29.2%
災害(関連)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
林業振興	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—
森林整備	1,043,291	646,770	561,420	408,984	218,982	390,140	62.0%	86.8%	72.8%	53.5%	178.2%
一	923,291	526,770	441,420	288,984	98,982	270,140	57.1%	83.8%	65.5%	34.3%	272.9%
災害(関連)	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
漁港	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—
漁港漁場整備	32,275	17,848	35,100	30,950	45,405	27,748	55.3%	196.7%	88.2%	146.7%	61.1%
合 計	3,180,566	2,077,618	1,819,520	1,573,934	1,228,387	702,888	65.3%	87.6%	86.5%	78.0%	57.2%
一	3,055,566	1,952,618	1,694,520	1,448,934	1,103,387	577,888	63.9%	86.8%	85.5%	76.2%	52.4%
災害(関連)	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

④ 受 託 事 業

(単位：千円)

項 目	平成15年度 当初予算 (A)	平成16年度 当初予算 (B)	平成17年度 当初予算 (C)	平成18年度 当初予算 (D)	平成19年度 6月補正後予算 (E)	平成20年度 当初予算 (F)	各年度対前年予算伸比率 (%)				
							H16	H17	H18	H19	H20
							(B)/(A)	(C)/(B)	(D)/(C)	(E)/(D)	(F)/(E)
農村整備	400	8,100	4,100	0	0	0	2025.0%	50.6%	皆減	—	—
農地整備	72,000	18,163	249,000	410,232	293,893	275,844	25.2%	1370.9%	164.8%	71.6%	93.9%
森林整備	0	0	4,536	5,128	1,698	600	—	皆増	113.1%	33.1%	35.3%
漁港漁場整備	0	3,400	3,000	3,000	0	71,100	皆増	88.2%	100.0%	皆減	皆増
合 計	72,400	29,563	260,636	418,360	295,591	347,544	41.0%	878.7%	160.5%	70.7%	117.6%
公 共 事 業 計	42,764,829	37,505,258	30,826,031	24,794,736	19,652,951	18,807,290	87.7%	82.2%	80.4%	79.3%	95.7%

(2) 準 公 共 事 業

(單位：千円)

項 目	平成15年度 当初予算 (A)	平成16年度 当初予算 (B)	平成17年度 当初予算 (C)	平成18年度 当初予算 (D)	平成19年度 6月補正後予算 (E)	平成20年度 当初予算 (F)	各年度対前年予算伸び率 (%)							
							H16	H17	H18	H19	H20			
							(B)/(A)	(C)/(B)	(D)/(C)	(E)/(D)	(F)/(E)			
農業振興課	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
生産振興課	1,788,517	427,827	0	0	0	0	23.9%	皆減	—	—	—	—	—	—
農畜産振興課	0	0	184,799	543,037	203,262	1,706	—	皆増	293.9%	37.4%	0.8%	—	—	—
林業管理課	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
林業課	268,861	200,757	469,505	174,107	34,457	178,546	74.7%	233.9%	37.1%	19.8%	518.2%	—	—	—
水産振興課	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
水産課	171,360	225,827	76,809	100,152	149,470	300,104	131.8%	34.0%	130.4%	149.2%	200.8%	—	—	—
漁港課	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
漁港漁場整備課	25,830	89,810	16,868	99,078	16,638	2,300	347.7%	18.8%	587.4%	16.8%	13.8%	—	—	—
合 計	2,254,568	944,221	747,981	916,374	403,827	482,656	41.9%	79.2%	122.5%	44.1%	119.5%	—	—	—

(3) 災 害 復 旧

(單位：千円)

項 目	平成15年度 当初予算 (A)	平成16年度 当初予算 (B)	平成17年度 当初予算 (C)	平成18年度 当初予算 (D)	平成19年度 6月補正後予算 (E)	平成20年度 当初予算 (F)	各年度対前年予算伸び率 (%)							
							H16	H17	H18	H19	H20			
							(B)/(A)	(C)/(B)	(D)/(C)	(E)/(D)	(F)/(E)			
農地整備課	1,481,530	1,621,200	1,587,895	1,695,695	2,033,400	1,623,285	109.4%	97.9%	106.8%	119.9%	79.8%	—	—	—
補助	1,481,530	1,621,200	1,587,895	1,695,695	2,033,400	1,623,285	109.4%	97.9%	106.8%	119.9%	79.8%	—	—	—
直轄	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
林業振興課(補助)	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
森林整備課(補助)	193,325	266,000	264,000	238,000	299,000	402,000	137.6%	99.2%	90.2%	125.6%	134.4%	—	—	—
漁港課(補助)	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
漁港漁場整備課(補助)	150,000	150,000	150,000	150,000	147,100	150,000	100.0%	100.0%	100.0%	98.1%	102.0%	—	—	—
合 計	1,824,855	2,037,200	2,001,895	2,083,695	2,479,500	2,175,285	111.6%	98.3%	104.1%	119.0%	87.7%	—	—	—

(4) 一般事業

(単位：千円)

項目	平成15年度 当初予算 (A)	平成16年度 当初予算 (B)	平成17年度 当初予算 (C)	平成18年度 当初予算 (D)	平成19年度 6月補正後予算 (E)	平成20年度 当初予算 (F)	各年度対前年予算伸び率 (%)							
							H16	H17	H18	H19	H20			
							(B)/(A)	(C)/(B)	(D)/(C)	(E)/(D)	(F)/(E)			
総務管理課	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
農林水産総務課	1,816,726	1,683,559	628,722	457,692	706,650	615,531	92.7%	37.3%	72.8%	154.4%	87.1%	—	—	—
農業振興課	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
農業経営課	7,109,284	6,656,526	7,234,357	5,934,835	5,960,926	5,516,709	93.6%	108.7%	82.0%	100.4%	92.5%	—	—	—
生産指導課	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
生産振興課	2,824,110	2,139,708	0	0	0	0	75.8%	皆減	—	—	—	—	—	—
畜産振興課	2,419,016	2,366,225	0	0	0	0	97.8%	皆減	—	—	—	—	—	—
農畜産振興課	0	0	3,027,355	3,257,558	2,477,868	3,152,928	—	皆増	107.6%	76.1%	127.2%	—	—	—
しまねブランド推進室	488,350	474,084	0	0	0	0	97.1%	皆減	—	—	—	—	—	—
しまねブランド推進課	0	0	486,623	616,230	558,243	519,606	—	皆増	126.6%	90.6%	93.1%	—	—	—
農村整備課	1,444,010	1,383,330	1,770,624	1,716,977	2,258,668	1,785,706	95.8%	128.0%	97.0%	131.5%	79.1%	—	—	—
農地整備課	3,578,320	3,362,084	2,883,740	2,715,675	2,433,429	2,359,059	94.0%	85.8%	94.2%	89.6%	96.9%	—	—	—
(小計)	19,679,816	18,065,516	16,031,421	14,699,067	14,395,784	13,949,539	91.8%	88.7%	91.7%	97.9%	96.9%	—	—	—
林業管理課	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
林業課	4,590,883	3,546,203	3,415,115	3,499,482	3,446,180	3,329,343	77.2%	96.3%	102.5%	98.5%	96.6%	—	—	—
林業振興課	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
森林整備課	2,480,127	2,486,642	1,780,924	1,517,833	1,348,185	1,393,736	100.3%	71.6%	85.2%	88.8%	103.4%	—	—	—
(小計)	7,071,010	6,032,845	5,196,039	5,017,315	4,794,365	4,723,079	85.3%	86.1%	96.6%	95.6%	98.5%	—	—	—
漁業管理課	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
水産課	4,894,680	3,027,211	2,996,268	2,670,343	2,853,255	3,214,283	61.8%	99.0%	89.1%	106.8%	112.7%	—	—	—
水産振興課	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
漁港課	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
漁港漁場整備課	427,097	413,468	402,764	379,429	377,642	371,553	96.8%	97.4%	94.2%	99.5%	98.4%	—	—	—
(小計)	5,321,777	3,440,679	3,399,032	3,049,772	3,230,897	3,585,836	64.7%	98.8%	89.7%	105.9%	111.0%	—	—	—
合	32,072,603	27,539,040	24,626,492	22,766,154	22,421,046	22,258,454	85.9%	89.4%	92.4%	98.5%	99.3%	—	—	—
農業改良資金	143,035	153,697	141,589	166,424	124,337	82,301	107.5%	92.1%	117.5%	74.7%	66.2%	—	—	—
林業改良資金	157,606	153,309	89,591	62,438	53,410	69,822	97.3%	58.4%	69.7%	85.5%	130.7%	—	—	—
林業就業促進資金	25,353	27,017	25,077	20,491	54,633	61,979	106.6%	92.8%	81.7%	266.6%	113.4%	—	—	—
沿岸漁業改善資金	228,856	269,102	288,775	294,938	303,164	344,033	117.6%	107.3%	102.1%	102.8%	113.5%	—	—	—
(小計)	554,850	603,125	545,032	544,291	535,544	558,135	108.7%	90.4%	99.9%	98.4%	104.2%	—	—	—
中海水中貯木場	407,269	29,051	29,105	23,244	27,305	11,614	7.1%	100.2%	79.9%	117.5%	42.5%	—	—	—
臨港地域整備	67,578	80,000	51,680	47,099	54,752	0	118.4%	64.6%	91.1%	116.2%	皆減	—	—	—
合	1,029,697	712,176	625,817	614,634	617,601	569,749	69.2%	87.9%	98.2%	100.5%	92.3%	—	—	—

審議会等一覧

(1) 法令によるもの

所属課	名 称	概 要	委員数
農林水産 総務課	島根県森林審議会	森林法（昭和26年法律第249号）の規定に基づき、知事の諮問に応じて、森林・林業施策に関する重要事項を調査審議し答申する。	12人
農業経営課	島根県農業共済保険 審査会	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の規定に基づき、農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について訴を提起する際の審査や、知事の諮問に応じて農業災害の発生、予防及び防止に関する事項等について調査審議する。	10人
しまねブランド推進課	島根県卸売市場審議会	卸売市場法（昭和46年4月3日法律第35号）の規定に基づき知事の諮問に応じ島根県卸売市場整備計画に関する事項、その他卸売市場に関する重要事項を調査審議する。	10人
水産課	内水面漁場管理委員会	漁業法（昭和24年法律第267号）の規定に基づき島根県内の内水面における漁業に関する事項を処理する。	10人
水産課	島根海区漁業調整委員会	漁業法（昭和24年法律第267号）の規定に基づき島根海区（鳥取県と島根県との境から島根県と山口県との境に至る地先水面。中海を含む）における漁業に関する事項を処理する。	15人
隠岐支庁	隠岐海区漁業調整委員会	漁業法（昭和24年法律第267号）の規定に基づき、隠岐海区（隠岐郡の地先海面）における漁業に関する事項を処理する。	10人

(2) 条例によるもの

所属課	名 称	概 要	委員数
農林水産 総務課	農政審議会	知事の諮問に応じ、農業施策に関する重要事項を調査審議すること。	11人
農林水産 総務課	島根県水産振興審議会	本県水産振興に関する重要事項を調査審議する。	12人
農畜産振興課	島根県みつばち転飼 調整審議会	みつ源植物の調査、増殖保護やみつ源に対する転飼ほう群数、期間について答申する。	9人
漁港漁場整備課	浜田漁港管理会	浜田漁港の維持管理に関する重要事項を調査審議する。	10人